

別 冊

我孫子市国土強靱化地域計画

【アクションプラン編】

(案)

目 次

●アクションプラン編について

●重点化を図るリスクシナリオと施策一覧

| | | |
|-----|---|-----|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1 |
| 1-1 | 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | 1 |
| 1-2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | 22 |
| 1-3 | 河川の氾濫による死傷者の発生 | 40 |
| 1-4 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | 46 |
| 1-5 | 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態 | 55 |
| 1-6 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | 56 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 66 |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | 66 |
| 2-2 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 74 |
| 2-4 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水・食料等の供給不足 | 81 |
| 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | 82 |
| 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | 89 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 92 |
| 3-1 | 治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 | 92 |
| 3-2 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | 93 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 110 |
| 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | 110 |
| 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | 112 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 114 |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下 | 114 |
| 5-3 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | 117 |
| 5-4 | 陸上輸送ネットワークの機能停止 | 121 |
| 5-6 | 食料等の安定供給の停滞 | 126 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 135 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 | 135 |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | 136 |
| 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 138 |
| 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | 141 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 150 |
| 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | 150 |
| 7-2 | 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺 | 161 |
| 7-3 | 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | 165 |
| 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響 | 172 |
| 7-5 | 農地等の荒廃による被害の拡大 | 175 |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 178 |
| 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 178 |
| 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 178 |

●アクションプラン編について

国土強靱化を確実に推進するために、個別施策の進捗を定量的に把握し、数値目標等を用いた的確に進行を管理する必要がある。

アクションプラン編は、基本計画編第6章に掲げた重点化するリスクシナリオ及び施策ごとに、我孫子市第三次総合計画及び実施計画との整合を勘案し、国土強靱化のための事業を位置付けたものである。

●重点化を図るリスクシナリオと施策一覧

リスクシナリオと各施策は、次のとおりである。

アクションプラン編は、このリスクシナリオごとに各施策と、各施策を構成する事業をとりまとめたものである。

※重点化するリスクシナリオのみを示すため、その他は欠番となっている。

| 事前に備えるべき目標 | 重点化するリスクシナリオ | | 重点化する施策 |
|-------------|--------------|--|--|
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会集会所の整備 ●教育文化施設等の整備 ●公共建築物の耐震化等 ●民間建築物の耐震化等 ●擁壁・ブロック塀等の安全対策 ●災害に強い市街地の形成 ●自主防災活動の促進 ●常備消防の強化 ●消防水利の整備 ●消防団の強化 ●火災予防対策等の推進 |
| | 1-2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | <ul style="list-style-type: none"> ●教育文化施設等の整備【再掲】 ●公共建築物の耐震化等【再掲】 ●民間建築物の耐震化等【再掲】 ●常備消防の強化【再掲】 ●消防水利の整備【再掲】 ●消防団の強化【再掲】 ●火災予防対策等の推進【再掲】 |
| | 1-3 | 河川の氾濫による死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ●水防機能の強化 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●避難体制の整備 ●水防体制の強化 |
| | 1-4 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | <ul style="list-style-type: none"> ●農業用排水施設の保全・整備 ●雨水排水施設の整備 ●雨水貯留タンク・浸透施設の普及促進 ●避難体制の整備【再掲】 ●水防体制の強化【再掲】 |
| | 1-5 | 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ●宅地の耐震化 ●土砂災害防止対策の推進 |
| | 1-6 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ●外国人に対する防災知識の普及・啓発 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●防災訓練の実施 ●避難体制の整備【再掲】 ●学校における防災教育 ●情報伝達手段の整備 |

| 事前に備えるべき目標 | 重点化するリスクシナリオ | | 重点化する施策 |
|---|--------------|---|---|
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | <ul style="list-style-type: none"> ●道路の整備 ●水道施設の耐震化・維持管理 ●応急給水体制の整備 ●物資の調達・供給体制の構築 |
| | 2-2 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災活動の促進【再掲】 ●防災訓練の実施【再掲】 ●常備消防の強化【再掲】 ●救急・救命体制の整備 ●消防団の強化【再掲】 |
| | 2-4 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水・食料等の供給不足 | <ul style="list-style-type: none"> ●物資の調達・供給体制の構築【再掲】 |
| | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | <ul style="list-style-type: none"> ●初動医療体制の整備 ●道路の整備【再掲】 ●救急・救命体制の整備【再掲】 |
| | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | <ul style="list-style-type: none"> ●予防接種等の実施 ●水道の管理指導 ●下水道の災害対策 |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 | <ul style="list-style-type: none"> ●治安確保体制等の整備 ●交通安全体制等の確保 |
| | 3-2 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | <ul style="list-style-type: none"> ●教育文化施設等の整備【再掲】 ●公共建築物の耐震化等【再掲】 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●防災訓練の実施【再掲】 ●市の施設、職員の適正管理 |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練の実施【再掲】 ●情報伝達手段の整備【再掲】 |
| | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | <ul style="list-style-type: none"> ●情報伝達手段の整備【再掲】 |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下 | <ul style="list-style-type: none"> ●産業の活性化 ●民間建築物等の耐震化等【再掲】 |
| | 5-3 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | <ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物等の耐震化等【再掲】 ●火災予防対策等の推進【再掲】 |
| | 5-4 | 陸上輸送ネットワークの機能停止 | <ul style="list-style-type: none"> ●道路の整備【再掲】 |
| | 5-6 | 食料等の安定供給の停滞 | <ul style="list-style-type: none"> ●農地・農業用施設等の適切な保全管理 ●道路の整備【再掲】 ●水道施設の耐震化・維持管理 |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 | <ul style="list-style-type: none"> ●自然エネルギーの有効利用 |
| | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | <ul style="list-style-type: none"> ●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】 ●応急給水体制の整備【再掲】 |
| | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設の整備 ●下水道施設の整備 |
| | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | <ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物等の耐震化等【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】 ●道路の整備【再掲】 |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い市街地の形成【再掲】 ●緑地の確保 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●常備消防の強化【再掲】 ●消防水利の整備【再掲】 ●消防団の強化【再掲】 |

| 事前に備えるべき目標 | 重点化するリスクシナリオ | | 重点化する施策 |
|------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---|
| | 7-2 | 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺 | <ul style="list-style-type: none"> ●火災予防対策等の推進【再掲】 ●民間建築物の耐震化等【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】 |
| | 7-3 | 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ●公共建築物の耐震化等【再掲】 ●下水道施設の整備【再掲】 |
| | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境モニタリングの推進 ●火災予防対策等の推進【再掲】 |
| | 7-5 | 農地等の荒廃による被害の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】 |
| | 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 8-3 | | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるコミュニティ活動の推進 ●外国人に対する防災知識の普及・啓発【再掲】 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●治安確保体制等の整備【再掲】 |

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

●自治会集会所の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-------------|---------|--|---|-------------------|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 自治会集会所 整備事業等補 助金の交付 | 市民活動 支援課 | 180 | 地域の活動や交流を促進し、 身近な活動拠点を整備するた め、自治会集会所の修繕や 整備に対し支援する。 | 自治会集会所整備事業等補助金交付要綱に基づき、自治 会から申請された集会所の新設、増築若しくは修繕又は 集会所を設置するための借家若しくは集会所用地を確保 するための借地に対し補助金を交付する。 【補助内容】(次の金額を上限とし、補助対象経費の10分 の7を補助する) ○新築事業15,000千円 ○増改築事業5,000千円 ○修繕事業2,000千円 ○借家事業100千円/月 ○借地事業200千円/月 なお、湖北地区については、湖北区域における集会所の 整備方針に基づき対応していく。 | 補助金申 請の交付 率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |

●教育文化施設等の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|---------|---|--|------------------------------|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 小中学校施設 の維持管理 | 教育総務 課 | 1007 | 小中学校の校地、校舎、屋内 運動場等施設の適切な管理 と、老朽化した施設の改善工 事や修繕を実施し、児童・生徒 が安全で安心して学ぶ環境を 整備する。 | ○校地及び施設の点検に基づき改善工事及び修繕等によ り適切な対応を図る。 ○校地内の樹木の剪定、草刈業務等を委託する。 ○今後、学校施設個別施設計画に基づき、中長期的なト ータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な施 設整備を進める。 | 改善工事・ 修繕実施 校数 | 校 | 19 | 19 | 19 | 19 | 生涯学習 |
| 学校施設の老 朽化対応 | 教育総務 課 | 2240 | 平成28年6月に策定された我 孫子市公共施設等総合管理 計画及び令和2年3月に策定 した学校施設個別施設計画に より、老朽化が進む学校施設 の改修等を計画的に実施す る。 | 我孫子市の教育施策や基本方針を踏まえ、学校施設の中 長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算 の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を 考慮しながら、老朽化が進む施設の計画的な改修等を進め る。 | 長寿命化 改修設計 委託内容 検討校数 | 校 | 1 | 1 | 1 | 1 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|------|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|----------------------|---|--|---------|---------|---------|------|------|
| 学校の環境衛生事業 | 学校教育課 | 1034 | 学校において、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図る。 | 毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示された環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後措置を講じる。 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配布して対応を図る。 放射線量の測定を校庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表する。 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に関係する機関と連携し点検を行う。 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。 | 53 | 100 | 100 | 100 | 100 | 標準値内 校/全19 校 | % | | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 学校給食施設整備事業 | 学校教育課 | 1819 | 学校給食の円滑な実施を図るため給食施設設備の維持管理を行なう。 | 給食施設設備の整備及び維持管理を行なう。 学校給食施設設備は、全体的に老朽化が進んでいるため、必要性の高いところから計画的に修繕し、衛生状態の向上を目指している。 給食施設整備方針の策定と方針に基づく整備を行う。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 修繕・工事 を実施した 件数 | % | | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 | |
| 施設管理事務 | 生涯学習課 | 1184 | 市民が安全で利用しやすい、誰からも親しまれる施設にする。 | 生涯学習センターの建物、敷地の維持管理をする。定期的な保守点検、修繕の実施。施設管理、施設運営、清掃業務、警備業務の4業務を一括して総合管理運営業務委託し円滑な管理運営を進める。 駐車場事業者をプロポーザル方式より業者を選定し、10月から民間にて管理運営を行う。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 予定保守 管理執行 率 | % | | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 | |
| 湖北地区公民館の運営 | 生涯学習課 | 1185 | 指定管理者による創意工夫を發揮し、施設の利用者に質の高いサービスの提供及び管理経費の縮減をすすめる。 | 1湖北地区公民館の管理運営を指定管理者により遂行 ○経費縮減・事務の省略化 ○開館日の増加や開館時間の延長 ○施設の維持管理の向上と施設の改善 ○市民に対するサービスの向上と利用者の拡大 2指定期間 令和元年7月1日～6年3月31日 3施設の保守及び維持管理 ○湖北地区公民館が開館してから20年が経過し、施設設備等に老朽化が原因とする不具合が多数発生しているため、計画的に設備の更新や修繕を実施する。 | 161,478 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 1年間の延 べ利用者 数 | 人 | | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 生涯学習 | |
| 杉村楚人冠邸の保存と活用 | 文化・スポーツ課 | 1138 | 「我孫子の大正・昭和文化遗产」の中核となる施設として、杉村楚人冠邸の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させ、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。 | 平成20年度に債務負担で買収した杉村楚人冠邸(約5,200㎡、うち明田緑地約4,200㎡)を、都市再生整備計画の事業に位置付け、まちづくり交付金を活用し平成21年度から23年度にかけて再整備を行い、平成23年11月より「我孫子市杉村楚人冠記念館」として一般公開を開始した。今年度は文化財としての維持管理するとともに、杉村家資料を活用した企画展示、講演会などを実施し、多くの人々に杉村楚人冠の歴史的意義を認知してもらえよう広報宣伝していく。 | 2,612 | 4,000 | 4,100 | 4,100 | 4,200 | 年間入場 者数 | 人 | | 4,100 | 4,000 | 4,200 | 生涯学習 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------|------|---|--|--------------------|---------|---------|---------|---------|------|
| 白樺文学館の運営 | 文化・スポーツ課 | 1139 | 我孫子の歴史の上で大きな位置を占める、いわゆる白樺派の文人たちの理念と業績を広く理解してもらおう。 | ○事業内容は、従前の事業を基本的に継承し、所蔵品の展示・閲覧・調査研究、我孫子に関わる白樺派文人たちの活動の調査及び講演会等での普及活動を行う。また、隣接する、志賀直哉邸跡の復元書斎の活用を行う。 ○地域の文化財との連携を図り、拠点施設として活用する。 ○施設設備の更新を図り、展示スペース等の拡充を行うため、再整備を実施する。 ○白樺派や民藝などの資料を収集・研究し、広く市民に公開する。そのため博物館等の関係機関と連携して文学館としての魅力を向上する。 ○「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、「我孫子の大正・昭和文化遗产」の中核施設としてリニューアルをはかっていく。 | 年間入場者数 人 | 4,703 | 5,100 | 5,200 | 5,300 | 生涯学習 |
| 体育施設管理運営事業 | 文化・スポーツ課 | 1143 | 市民が、安全に気持ちよく、市内運動施設を利用できるよう、管理運営を行います。 | 市内各運動施設等の管理運営を行う。各施設の設備点検、樹木等の管理 | 体育施設の延べ利用者数 人 | 74,980 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 生涯学習 |
| 学校体育施設開放事業 | 文化・スポーツ課 | 1144 | 市民プールの代替として、夏季休業期間中に小学校プールを開放し、市民が身近な場所できちんとプールを楽しむことができる環境を整備する。また、学校開放を実施している小・中学校の体育館等の施設の修繕整備を図る。 | 湖北台西小、根戸小、我孫子第一小、湖北小、我孫子第三小、我孫子第四小、新木小、並木小、湖北台東小、高野山小の10校のプール(一般開放)を夏季休業期間中、市民に無料開放する。布佐小学校については、団体開放(5日間)実施する。また、学校体育施設の年間開放を実施 | 延べ利用者数 人 | 189,387 | 210,000 | 210,000 | 生涯学習 | |
| 体育施設維持補修(含む放射能対策) | 文化・スポーツ課 | 1145 | 市民が安全で快適に活動できるように市内各体育施設の維持補修を適切に行う。 | ○各運動施設の維持補修・放射線量が基準値を超えた箇所が生じた場合は、対策を講じる ○五本松運動広場について、現在のスポーツ広場(クレーン)、みどりの広場の、令和2年度以降の再整備に向けて、令和2年度は、運動広場の設計、施工、周辺施設(ふれあいキャンプ場)を含めた管理運営、維持管理の手法(PPP)での整備手法も含め)について検討を行う。 | 維持補修の進捗率 % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 文化財施設の管理・活用 | 文化・スポーツ課 | 1521 | 「我孫子の大正・昭和文化遗产」を構成する旧村川別荘の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。 | ・史跡・文化財の活用を図るため、旧村川別荘をはじめとする文化財施設の適切な管理と効果的なソフト展開を進める。 ・旧村川別荘でのボランティアガイドの展開やイベントの実施、湖北郷土資料室の展示やその背景となる文化財整理室での文化財の整理作業などを実施する。 | 年間来場者数(旧村川別荘) 人 | 3,351 | 4,900 | 5,000 | 5,100 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|------|---|--|--|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 旧井上家住宅の保存と活用 | 文化・スポーツ課 | 1839 | 旧井上家住宅(9棟)は、手賀沼干拓の歴史と江戸時代の名主邸の面影を残す貴重な建造物であり、現状維持管理を続けながら、旧井上家住宅邸内の基本・実施設計を定めて今後の保存・活用を図る。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定) | 旧井上家住宅(9棟)について、建物の寄附を受けその土地を取得する。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定) ○布佐地区の中核的な文化財として「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、修繕工事や整備工事等と実施し、一般公開をしていく。 ○当該年度は、政策的事業として、旧井上家住宅母屋保存整備工事実施設計を行い、令和3年度から母屋保存整備工事に備える。 ○旧井上家住宅の歴史や建物の価値を多くの人に知ってもらう。 ○公開の中では、歴史、文化芸術・観光・環境・地域の活性化など多くの分野で広く活用を進める。 | 進捗率 ※令和2年度…母屋保存整備工事実施設計令和3・4年度…母屋保存整備工事 | % | 70 | 100 | 20 | 40 | 生涯学習 |
| 市民体育館維持補修 | 文化・スポーツ課 | 2059 | 安全で快適に市民体育館を利用できるよう維持補修を行う。 | 市民体育館の維持補修を行う。 | 維持補修進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 市民体育館改修事業 | 文化・スポーツ課 | 2085 | 老朽化している市民体育館施設を計画的に改修し安全で快適に利用できる環境を整備する。 | 市民体育館施設の計画的な改修を行う。 ○市民体育館大規模改修工事監理委託(7月～2月) ○市民体育館大規模改修工事(7月～2月) | 改修工事進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 博物館施設設備の維持管理 | 鳥の博物館 | 1440 | 博物館施設を来館者が安全に恒久的に利用できるように、経年変化により劣化した施設設備を補修し機能を維持する。省エネに配慮した設備に転換していく。 | 経年劣化した建物各所及び故障箇所の修繕等 | 施設点検実施回数 | 回 | 101 | 102 | 101 | 101 | 生涯学習 |
| 図書館の整備 | 図書館 | 2236 | 各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を見据えて、今後や買い替え等計画的に進め、運営方針の原直しをおこない、時代に合った図書館サービスを提供していく。 | 我孫子市公共施設等総合管理計画及び湖北台地区公共施設の整備方針の進捗状況を把握しつつ、市内全体の図書館利用動向をとらえた運営形態・維持管理を適正に計画する。 | 館内会議における進行管理報告と見直しの協議 | 回 | 3 | 3 | 3 | 3 | 生涯学習 |

●公共建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|---------|---|---|-----------------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 庁舎維持管理 | 施設管理課 | 102 | 来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に使用できる庁舎の環境整備を行う。 | <p>○庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。</p> <p>○来庁者、職員駐車場の確保及び管理。</p> <p>○庁舎維持消耗品(トイレットペーパー、蛍光灯等)購入など。</p> <p>○庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。</p> | 保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 公有建築物の保全指導 | 施設管理課 | 108 | 公有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。 | <p>○公共施設情報の一元管理</p> <p>各施設のエネルギー情報、工事履歴情報、公共施設包括管理業務等で得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保全台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。</p> <p>○公有建築物の保全</p> <p>公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。</p> | 施設台帳システムの活用 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 公有建築物の工事監督 | 施設管理課 | 109 | 公有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保する。 | <p>公有建築物の工事に携わり、工事工程の管理、施工状況の立会い確認等により、契約の適正な履行を確保する。</p> | 工事竣工認定件数(評定60点以上)/全工事件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 公有建築物の設計指導 | 施設管理課 | 110 | 建築物の機能、形態及び工事費等を設計段階で指導することにより、公有建築物として質の高い設計を完成させる。 | <p>公有建築物の設計段階に参加し、技術的なサポートや設計者への指導を行うことにより、質の高い設計を完成させ、適切な工事費の算出を行う。</p> | 委託事項適正完了件数(工期延長や指導書交付が無いもの)/全設計件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|------|---|--|------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 公共施設等包括管理業務 | 施設管理課 | 1954 | 所管ごとに縦割りで管理してきた公共施設を包括管理することにより経費の削減及び事務の効率化を図る。また、巡回サービスによる点検結果や中短期計画書を活用し、効果的な予防保全を行い、施設機能の維持や利用者の安心安全で快適な利用につながるよう施設管理の適正化に努める。 | 公共施設の包括管理業務委託を行う。 業務内容は、次のとおり。 ○各施設の設備点検業務 ○巡回点検業務 ○中短期修繕計画作成 ○施設・設備の劣化状況等の施設保全台帳システムへの入力データ作成業務 | 包括管理施設の保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| ファシリティマネジメントの推進 | 資産経営課 | 2099 | 公共施設等については、老朽化や人口減少等による利用需要が変化していくことが想定されることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的・戦略的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置等を進める。 | ○公共施設等総合管理計画の進行管理 ・基本的な方針に沿った施設整備の調整 ・個別施設計画の策定支援 ・庁内職員研修会の開催 ・公共施設等総合管理計画の改定(令和3年度) | 個別施設計画の策定数(令和2年度) | 件 | 22 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 計画推進のために |
| 市民プラザの施設運営 | 市民活動支援課 | 175 | 市民の文化の向上及び福祉の増進を図る場として施設を管理する。 | 市民の文化拠点及び交流拠点施設として、効果的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を行う。 我孫子市民プラザの老朽化した空調設備の更新工事を行う。 | 我孫子シヨッピングプラザの防災訓練への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |
| 市民・近隣センター等施設維持管理 | 市民活動支援課 | 176 | 既に整備されている近隣センター11館(我孫子北近隣センターつくし野館含む)及び市民センター1館の施設維持管理を行う。 | 我孫子市コミュニティ整備計画変更計画書等で整備された施設の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、各施設の耐用年数や運用実態を考慮し、維持管理を行う。また、施設利用者やまちづくり協議会からの要望を全体最適となるよう整理検討し、これに対応する。 | 包括管理業務委託による保守点検の実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |
| 根戸福祉センターの運営管理 | 社会福祉課 | 1390 | 根戸福祉センター施設・設備の管理 | 根戸福祉センターの施設・設備の維持管理事務 平成27年度指定管理終了後、栄興会が賃料を支払いデイサービスセンターの運営をしている。 施設の修繕や管理は、市の担当課が行う。 | 根戸福祉センター施設・設備の管理達成率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|------|--|--|--------------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 保健センターの運営 | 健康づくり支援課 | 1664 | 健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的に保健センターを開設する。 | <p>○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。</p> <p>○令和2年に、保健センターは築37年、休日診療所も築20年を経過する。</p> <p>今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができることと、に我孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前提に修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。</p> <p>緊急度合いに応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。</p> | 適切に開所された日数 | 日 | 275 | 275 | 275 | 275 | 275 | 健康福祉 |
| リスクマネジメント | あらき園 | 442 | 施設サービス提供における様々なリスクをあらかじめ把握し、未然に防ぐ。また、万が一事故や災害が起きてしまった場合のための危機管理対策を講じる。 | <p>○リスク予防対策として「ひやり・はつと」報告の実施</p> <p>○リスク管理対策として事故発生時における対応のフローチャート作成</p> <p>○災害時における対応マニュアルの確認</p> <p>○防災訓練の実施・防災用消耗品の管理</p> <p>○消防設備の維持管理</p> <p>○消火解決制度の実施</p> <p>○施設損害賠償責任保険に加入</p> | <p>事故、ひやりはつと、防災訓練の模証・検討会の実施率</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |
| あらき園の維持管理 | あらき園 | 2194 | 市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。 | <p>効果的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるように施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。</p> <p>あらき園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしていることにも建物躯体の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。</p> <p>令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計</p> <p>令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事</p> <p>令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計</p> | <p>施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所)</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |
| 障害者福祉センターの維持管理 | 障害者福祉センター | 1556 | 市内の障害者の訓練施設として、効果的に訓練できるよう、施設の維持管理をする。 | <p>効果的に訓練ができるように施設の維持管理をするため、設備の保守点検、施設の修繕等を行う。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈、樹木管理業務委託等を実施する。</p> | <p>施設の維持管理率(修繕・実施箇所/必要修繕箇所)</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|------|---|----------------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 老人福祉センターの運営 | 高齢者支援課 | 496 | <p>○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。</p> <p>○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。</p> <p>○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p> | 1日当たりの平均利用者数 | 人 | 246 | 290 | 300 | 300 | 健康福祉 |
| こども発達センター施設の維持管理 | こども発達センター | 1914 | <p>早期療育の拠点であるこども発達センターの施設を利用する、子どもとその保護者等の利用者が安全・安心に利用出来るよう施設の維持管理・運営を行う。</p> | 施設の維持管理・運営 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| 親水広場の運営 | 手賀沼課 | 2127 | <p>手賀沼の水環境保全啓発を主目的に、その役割を補完・向上するための機能を付け加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与することを目的とする。</p> | 施設の維持管理・管理点検回数 | 回 | 35 | 35 | 35 | 35 | 環境 |
| 駅施設維持管理事業 | 交通課 | 703 | <p>JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。</p> | 対応箇所数 | 箇所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|---|--|----------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 駅構内バリアフリー化等の整備・支援 | 交通課 | 716 | 東日本旅客鉄道(株)が実施する駅構内のバリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。 | ○我孫子駅のバリアフリー化 駅ホームにエレベーターが無い我孫子駅について、東日本旅客鉄道(株)東京支社と協議し、必要な支援(負担金等)を行う。 ○我孫子・天王台駅のホームドア設置支援 駅利用者の転落防止のため、東日本旅客鉄道(株)が整備するホームドアに関して、支援の方法を検討する。 | 当該年度進捗率 | % | 0 | 25 | 50 | 75 | 都市基盤 |
| 市営住宅維持管理業務 | 建築住宅課 | 848 | 入居者が快適で安心して暮らせる住環境の整備。 | ①入居者に対する窓口業務、書類等の受付及び処理(決定を除く)、システム入力 ②入居者募集に関する事務処理(入居者決定を除く) ③家賃決定を行うための収入申告業務(家賃の決定を除く) ④家賃収納に関する納付書送付、口座振替事務、滞納者への納付指導等 ⑤団地及び集会所や駐車場等の点検及び維持管理 ⑥市営住宅土地の賃貸借契約(変更)の締結と支払い ⑦その他市営住宅の維持管理に関すること ⑧小規模改良住宅の維持管理に関すること ⑨市営住宅の土地購入に関すること | 給水設備等点検、樹木剪定等、土地賃貸借契約の締結件数 | 件 | 25 | 25 | 25 | 25 | 都市基盤 |
| 庁舎維持管理 | 経営課 | 887 | 水道法第2条を遵守する。水道は、広く一般の人が飲むものであり、健康に悪影響を及ぼしたり不快にさせたりする事のないようにするため、浄水場の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用をおこなうために維持管理を行う。職場環境を充実させ、利用者の安全を確保する。 | 水道局庁舎の維持管理を行う。清掃委託・管理業務委託・警備業務委託・空気環境測定業務委託・構内電話設備保守・エレベーター保守・冷暖房機保守・浄化槽保守・浄化槽汚泥引抜・自動ドア保守・直結給水ブースターポンプ保守・NHK放送受信料・燃料費・庁舎消耗費・庁舎修繕費 | 実施件数 /管理保守の予定件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

●民間建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|---------|---|---|---|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 空家対策事業 | 市民安全課 | 2090 | 空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良質な生活環境を確保する。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空家等の対策に取り組む。 ○空家の情報提供件数 平成24年度 371件、平成25年度 43件、平成26年度 90件、平成27年度 100件、平成28年度 83件、平成29年度 84件、平成30年度 124件、令和元年度 122件 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を発送する。 ○空家等対策協議会の運営 | 空家等の改善数 | 件 | 100 | 50 | 65 | 75 | 防災・防犯・危機管理 |
| 私立幼稚園の運営支援 | 保育課 | 592 | 私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。 | 1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助、施設修繕費補助、協会運営費補助等を交付する。 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業等の健全な運営を図るため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。 | 私立幼稚園等補助金、施設型給付費、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金の交付率(適正に交付した金額/申請金額) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|------|---|------|---|--------------------------|---|-------|------|------|------|----|------|
| 私立保育園等施設整備への補助 | 保育課 | 1935 | 平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。 | 1935 | 保育所等整備交付金等を活用し、施設整備への補助金を交付する。 | 補助金を交付する園数 | 園 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 健康福祉 |
| 区域区分等に關する都市計画の見直し | 都市計画課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直し(線引き)・区域マスタープラン見直しする際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直しとともに、区域区分をはじめとした具体の都市計画等の見直しを行う。 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画基礎調査の進捗率 | % | — | — | 100 | — | — | 都市基盤 |
| 屋外広告物の許可申請事務 | 都市計画課 | 780 | 屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。 | 780 | ○千葉県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示または設置に係る申請等について、審査・許可等を行う。 ○屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に違反している屋外広告物の簡易除却及び設置者への指導を行う。 ○広報あひこやホームページで、屋外広告物の表示または設置に関するルールについて周知を図る。 | 違反広告物の簡易除却件数 | 件 | 1,313 | 1200 | 1100 | 1000 | — | 都市基盤 |
| 住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務 | 建築住宅課 | 854 | 市民の住まいに関わる相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。 | 854 | ・住宅相談：市民の住まいの改善、増改築、修繕などについて、我孫子市住宅センター協議会より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の住宅相談を実施する。 ・不動産相談：市民の不動産取引、賃貸契約などについて、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の不動産相談を実施する。 ・空き家バンク等を活用し、空き家等の流通促進や活用支援などの相談を実施する。 ・ホームページに住まいに関する情報提供のページを設け、市が行っている住宅施策の情報を発信する。 | 住宅・不動産相談者数 空き家バンク登録件数 | 件 | 30 | 46 | 46 | 46 | 46 | 都市基盤 |

●擁壁・ブロッキング等の安全対策

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------|-----------|---------|---|--|--------------------|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 建築に関する 指導および審査業務 | 建築住宅 課 | 829 | 適正な土地利用を実現するため、建築基準法や条例等の基準に基づき、適正な規制、誘導を進める。 | ○建築基準法第6条に規定する建築確認および第7条に規定する現場検査業務 ○建築に関する適正な指導や相談業務 ○建築行為に関する留意事項に基づく指導業務 ○既存不適格建築物台帳の整備業務 ○住宅支援機構法による審査および検査業務 ○浄化槽法に基づく指導および設置届の受理業務 | 確認及び 検査の処 理率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 住宅リフォーム 補助事業 | 建築住宅 課 | 1858 | 住宅リフォーム補助金は、住宅産業に関わる市内の小規模・零細事業者の受注促進、また「市外からの移住」や「市東部の人口増加」を含めた市民の定住促進を図っていくことが主な目的です。 | 市内事業者を利用して居住者のリフォーム工事を行った場合に対し、工事費の一部を補助する。 なお、人口増加に寄与する次の3パターンに該当する場合は、補助率、補助限度額を引き上げる。 ①二世帯住宅に改修する場合 ②市内の借家等に居住する市民が転居を目的に市東部(湖北、新木、布佐地区)の中古住宅を購入し、リフォームする場合 ③市外在住者が市内への移住を目的に市内の中古住宅を購入し、リフォームする場合 又、子育て(15歳以下の子どもいる等)及び単身者(49歳以下)の世帯には、補助限度額の割増を行う。 (その他) 住宅ローン・フラット35(子育て支援型・地域活性化型)を併用した場合、「利用対象証明書」の交付を行う。 | 補助金の 申請件数 | 件 | 202 | 224 | 180 | 180 | 都市基盤 |

●災害に強い市街地の形成

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-----------|---------|--|--|----------------------|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 区域区分等に 関する都市計画 の見直し | 都市計画 課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しの際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直しとともに、区域区分をはじめとした具体の都市計画等の見直しを行う。 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、県との調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画 基礎調査 の進捗率 | % | — | — | 100 | — | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|---|--|---|-------|------|------|------|------|
| 地区計画の推進 | 都市計画課 | 768 | 地区の特性に応じた良好な住環境を形成するため、また、新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度を活用してまちづくりを推進する。 | ○良好な住環境の形成や、産業の振興など新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度の活用を検討し、適切な地区計画を定める。 ○地区計画区域内では、建築等の行為について地区計画の届出を受け、地区計画に適合するよう適切な助言・指導を行う。 ○地区計画のルールが住民や地権者、事業者へ正しく周知されるようPRに努め、必要に応じて運用基準書の見直しを行う。 | 件 | 48 | 70 | 70 | 70 | 都市基盤 |
| 都市計画に関する情報の管理・提供 | 都市計画課 | 769 | 適正な土地利用の誘導をするため、都市計画に関する情報を適切に管理し、市民や事業者等に情報提供する。 | 地形の変更や都市計画の決定・変更に伴い、都市計画図や生産緑地標識等を修正・更新するなどして、都市計画に関する情報を適切に管理する。また、市民や事業者に対して、都市計画法第3条第3項に基づき、窓口対応、都市計画図等の販売、各種証明書の発行、HPや広報などにより、都市計画に関する情報の提供を行う。 | 件 | 8,381 | 8500 | 8500 | 8500 | 都市基盤 |
| 都市計画に関する総合調整 | 都市計画課 | 770 | 各課が進めている土地利用や都市基盤整備等の事業や計画について、都市計画の観点から意見を述べ調整を図りながら、市の特性を踏まえた良好なまちづくりの実現を図る。 | ○市内各課が土地利用を伴うまちづくりを進めるにあたっては、各種の法規制やまちづくりの方向性などの観点でさまざまな関係課と関わり合うこととなる。都市計画課は都市計画法に基づき秩序ある土地利用を計画的に推進していることから、そうした視点での意見を求められる機会が多い。法による土地利用の規制誘導だけでなく、本市の特性を踏まえた総合的な観点から調整を行う。 ○現在の都市計画マスタープランは平成24年度に改訂し、計画期間が令和3年度までとなっている。この間の社会情勢や土地利用動向等、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行う。 ○「千葉県都市協会」、「千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会」の構成団体として、調査研究・勉強会へ参加する。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 都市計画の見直し(決定・変更)事務 | 都市計画課 | 771 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する都市計画の案について、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画の決定・変更の案を策定し、都市計画審議会を開催するなどして、都市計画の決定・変更を行う。 | 都市計画の決定・変更にあたっては、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画審議会での諮問・答申を得たうえで、都市計画の決定・変更を行う。 都市計画に関する各種調査を通して、基礎データの収集・分析を行う。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------|-----|--|---|---|----|----|----|----|------|
| 都市計画施設 に関する建築 規制 | 都市計画 課 | 773 | 都市計画施設等の区域内にお ける建築について、都市計画 事業の円滑な施行を図るた め、都市計画法第53条に基づ く規制を行う。また、緑地を保 全するとともに、都市計画施設 の用地を確保するため、生産 緑地法第8条に基づき、生産 緑地地区内の建築規制を行 う。 | ○都市計画法第53条に基づく建築許可事務 ○「都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関 する規則」の見直し検討 ○生産緑地法第8条に基づく行為に関する許可事務 | 件 | 20 | 10 | 10 | 10 | 都市基盤 |
|------------------------|-----------|-----|--|---|---|----|----|----|----|------|

●自主防災活動の促進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事 業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-------------|--|---|-------------|--------|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 自主防災組織 育成事業 | 市民安全 課 | 330 | 自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり、 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。 | 自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成 依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成 に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛け る。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助 成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には 50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上 が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を 実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を 交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対 し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地 域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを 育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボラン ティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。 | 自主防災 組織数 | 組 織 | 135 | 136 | 137 | 138 | 防災・防 犯・危機 管理 |

●常備消防の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事 業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|-------------|--|---|---------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 外郭団体等事 務運営 | 総務課 | 913 | 先進都市の消防業務を学び、消 防体制の充実強化に努めると ともに消防の地域的団結、地 方消防の強化を図る。 | 災害時における人的被害を最小限にするため、消防の地域 的団結により社会環境の変化に対応した、地方消防力を強 化し消防体制の充実強化に努めるとともに消防行政の円滑 な運営を図る。 | 消防関連 団体事業 への参加 率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|------|--|---|------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防車両等の維持管理 | 総務課 | 927 | 市民の生命、身体、財産を災害から守るため、消防活動を円滑に行う消防車両等を整備維持管理し消防体制の万全を図る。 | 複雑多様化する災害等に対応するため操作性、安全性、機能性を具備した消防車両等の総合管理及び整備を実施する。 今年度は、配備車両の維持管理を図るとともに、消防本部車両更新計画に基づき、西消防署に配置されている西水槽1号車を更新整備します。 | 消防車両等の整備の実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 消防・防犯・危機管理 |
| 消防施設等整備事業 | 総務課 | 1909 | 湖北分署は、市の中央部に位置するため、災害防活動の拠点として位置付けし、防災活動にも総合的に対応できる、消防庁舎等の施設を整備する。 | ○当庁舎施設の整備については、市で計画している他の施設の整備も視野に入れ、企画課を含めた関係各課と協議を実施する。 ○当庁舎施設の整備に係る用地等を調査し購入する。 ○防災活動の拠点として、各種災害に対応できる高い耐震性と安全性を有する庁舎等の施設を整備する。 ○庁舎等の整備に併せ、各種情報システム等を整備する。 ○都市型災害等に対応できる消火訓練、救助訓練等が行え、市民が防災に対する必要性、重要性及び災害時の行動等の学習もできる総合訓練施設を整備する。 ○消防施設等訓練施設の整備に合わせ、付け替え道路及び周辺道路の整備について関係課と協議を進める。 | 整備計画スケジュールに対する進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 消防・防犯・危機管理 |
| 消防隊員の資格取得 | 警防課 | 1675 | 災害活動に従事する消防隊員の資質の向上を目的とする。 | 消防隊員の活動に不可欠な資格について取得を進め、消防活動に対する体制の強化を図る。 | 資格取得率(取得者/必要者) | % | 73 | 80 | 75 | 73 | 75 | 73 | 75 | 消防・防犯・危機管理 |
| 千葉北西部10市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2237 | 災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており、災害に対しより迅速かつ的確に対応できる広域的な災害活動を可能とするため、千葉北西部10市により消防緊急通信指令センターを共同整備し、共同運用する。 | 平成28年8月1日に松戸市ほか9市消防指令事務協議会が設置され、ちば北西部消防指令センター運用開始に向けた準備を進めています。 平成31年4月には共同部分の整備が開始され、指令管制システムの入札が実施されました。 また、定期的に各作業部会を開催し運用開始に向けた詳細についての検討を実施しています。 なお、令和3年2月から、ちば北西部消防指令センターは運用開始を予定しており、指令管制システムの個別部分の整備を進めていきます。 | 10市の共同指令センター整備計画に基づく当該年度の進捗率 | % | 75 | 100 | 100 | 75 | 100 | 100 | 100 | 消防・防犯・危機管理 |
| 柏市・我孫子市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2238 | 災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており災害に対し、より迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、両市において消防通信指令業務の共同運用を実施する。 | 柏市及び我孫子市における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービス高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。 今後の事業予定 ○令和3年度 施設等の解体及び処分 ○令和4年度 協議会の解散 | 正確な災害情報の収集率 | % | 100 | - | 100 | 100 | - | 100 | - | 消防・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|------|------|--|--|------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防・救急無線(デジタル化)広域化及び共同化整備事業 | 警防課 | 2239 | 消防・救急無線施設は各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたが、大規模災害など広域的な活動が求められたことから、県域を1ブロックとして、千葉県内の全消防本部共有で整備をし、平成25年4月1日から運用開始した消防救急無線設備は、消防・救急活動を支援する必要かつ重要なものであり、常に完全に状態に維持する。 | 消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘密性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとす電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから1千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動高を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要かつ重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。なお、旅費・消耗品・修繕料・消防救急デジタル無線保守点検委託についてはNo.942消防装備の維持管理事務から移行する。 | 消防救急デジタル無線線の保守整備 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 消防・防犯・危機管理 |
| 救急、救助業務 | 西消防署 | 967 | 複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時に的確に対応する。 | ○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 入電から現場到着時間8.5分以内の割合 | % | 62 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 消防・防犯・危機管理 |
| 通信業務 | 西消防署 | 968 | 災害発生時、出動隊へ支援情報を円滑に提供することにより活動内容の充実を図る。 | 災害発生時、通信員が災害出動隊に対し、災害対応事前計画、住基情報、要援護者情報、水利情報等を無線を使用し迅速に提供することにより、災害出動隊の活動内容の充実を図り、災害を防止し、被害の軽減を図る。 | 災害件数に対する、通信員の円滑な情報提供件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 消防・防犯・危機管理 |
| 消防機械器具の維持管理 | 西消防署 | 1648 | 装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。 | 資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。 | 適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 消防・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------|------|--|---|---|---|-----|-----|-----|-----|------------|
| 災害出動 | 西消防署 | 1660 | 市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防ぎ市民生活の安全安心を確保する。 | ○管内の住宅環境や水利状況、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 | 8.5分以内での現場到着率(災害現場まで8.5分以内で到着した件数/災害件数) | % | 86 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 救急・救助業務 | 東消防署 | 973 | 複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時適確に対応する。 | ○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 入電から現場到着時間8.5分以内の割合 | % | 62 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防機械器具の維持管理 | 東消防署 | 1649 | 装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。 | 資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。 | 適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 災害出動 | 東消防署 | 1651 | 市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防ぎ市民生活の安全安心を確保する。 | ○管内の住宅環境や水利状況や道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り、災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき、各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 | 8.5分以内で災害地点まで到着し活動することができる。 | % | 79 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

● 消防水利の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|------|---------|--|--|---------------------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 消防水利の維持管理 | 西消防署 | 1647 | 消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。 | 消防法第二十条第二項の規定及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い、火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は、毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。 | 点検により判明した消防水利の使用可能率＝使用可能消防水利／消防水利点検回数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防水利の維持管理 | 東消防署 | 1650 | 消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。 | 消防法第二十条第二項の規程及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い、火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。 | 点検により判明した消防水利の使用可能率＝使用可能消防水利／消防水利点検回数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

● 消防団の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|--|--|------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 消防団員の訓練 | 警防課 | 958 | 消防団員が火災等の災害に対し即座に対応することのできる知識と技術を身につけ、災害活動における安全管理及び有効な防衛に結びつけることを目的とする。 | 組織の統制を図るための規律訓練、火災等に対する防衛訓練、災害全般にわたる安全管理、機械器具の取扱いに対する知識及び技術の習得を行なうための消防団員の訓練を事業内容とする。 | 訓練参加率(参加団員数/想定参加団員数) | % | 90 | 95 | 97 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団車両等の維持管理業務 | 警防課 | 960 | 火災等の災害に対応するため、消防団車両の維持管理を行う。 | 緊急出動に備え車両を常に万全の状態とするため、法令に基づき6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月点検を実施する。また、老朽化した車両は故障頻度の上昇、修繕交換部品の生産終了により修理不能になるリスクもあり、災害対応に後手をとる可能性が高まるため消防団車両年更新計画に基づいた車両更新を行い災害対応に万全を期する。 | 車両整備率(21台)(実施工件数/必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|---|---|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防団の広域的な連携 | 警防課 | 1672 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における会及び東葛飾支部における他市消防団との広域的な連携を図ることを目的とする。 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における行事や会議等に出席し、消防団入団促進施策や機能別分団(団員)の導入施策、協力事業所表示制度、女性消防団員の入団促進等の各市消防団共通の課題や取り組みについて、意見交換や検討を行なう。 | 協会及び支部関連行事への出席率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団員の入団促進 | 警防課 | 1674 | 消防団員の入団確保をすることにより、市防災体制の一翼を担う消防団の組織強化と市民の安全と安心な暮らしの実現に寄与する。 | 自治会や行事等における消防団員の入団促進PR及び防災関係各課、市内大学等との連携を図りながら、消防団員の入団促進を進めることを事業内容とする。 全国的に減少傾向にある消防団員の確保のため、少年消防団等消防団員の入団促進・組織活性化に繋がる手法について検討する。 | 団員充足率 | % | 85 | 90 | 91 | 92 | 91 | 92 | 91 | 92 | 92 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団の装備の充実 | 警防課 | 2117 | 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体は必要な措置を講じることが義務付けられた。これを踏まえ、この法律の趣旨に基づき施策の着実な展開を図り消防団装備の充実強化を図る。 | 消防団充実強化法が成立し消防団装備の基準が抜本的に見直されたことにより、消防団の加入促進、処遇改善事業と合わせ、国・県において講じられている財源を積極的に活用して消防団装備の充実強化を行う。 なお、装備の基準において整備することが求められている装備のうち、特に必要と認められる未配備の装備から実施し、整備済み物品においても貸与規則等に基づく老朽更新を図る。 | 配備率 | % | 90 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 西消防署 | 965 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | 地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。 | 団行事の開催回数 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 東消防署 | 971 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | 〇規律訓練 毎年5月に主として訓練礼式を中心実施する。 〇操法訓練 毎年5月から6月までの間にポンプ操法を中心に訓練実施、併せて市操法大会を実施する。 〇水防訓練 毎年6月に主として水防工法を中心実施する。 〇その他の業務 出初式等を実施する。 | 消防団員及び新入団員の資質の向上 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |

●火災予防対策等の推進

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-----|---------|--|---|--|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 住宅用火災警報器の普及促進 | 予防課 | 931 | 住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯や条例に適合していない世帯への働きかけを進め、法令順守を徹底し、住宅火災による死傷者を減らすとともに被害の軽減を図る。 | 平成16年の消防法改正により、我孫子市では平成19年10月2日から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、住宅の所有者等を対象に火災予防条例に適合した設置の促進を図る。また設置から10年以上経過している場合は、本体の劣化により適正に作動をしないことがあるため交換をするなど、適切な維持管理について広報を実施する。 | 住宅用火災警報器設置率二〇(住宅警報器設置世帯数)÷(住宅警報器一部設置世帯数)÷(調査世帯数)×100 | % | 79 | 80 | 83 | 85 | 防災・防犯・危機管理 |
| 幼年消防クラブ員及び女性防火クラブ員の育成 | 予防課 | 932 | 幼年消防クラブは、幼年期において正しい火の取扱いについて学び、園及び家庭における火災予防思想の普及や将来における防火思想の普及を図る。女性防火クラブは、地域に身近なクラブ員として家庭の火災予防について学び、防火防災意識の啓発など火災予防活動ができる人材を育成する。 | 幼年消防クラブは、現在、市内12施設の幼稚園・保育園・こども園で組織され、園児が正しい火の使い方の学習や園の防火訓練などの活動が、園児のクラブ活動を見守る保護者の防火意識の向上及び地域による防火思想の向上を図っている。 女性防火クラブは、家庭の防火という面から活動し、研修会や市主催の諸行事に参加を進め各種訓練を通じ地域における防災リーダーとして活躍できるクラブ員を育成する。 | 研修・訓練・普及啓発参加率二〇(実参加人員/参加想定数) | % | 64 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防同意事務 | 予防課 | 933 | 消防法に基づき建築物の防火安全性を確保し、火災発生による人的、物的被害を未然に防ぎ、被害の軽減を図る。 | 建築基準法に基づき建築確認申請時の消防同意を実施するため、建築物の防火に関する審査を実施する。 | 適正指導率二〇(消防同意件数/建築物許可等の消防同意受付件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|------|--|---|---|---|-----|-----|-----|-----|------------|
| 立入検査・消防用設備等点検指導 | 予防課 | 935 | 火災予防のために、人命危険や火災発生危険が高い建物の立入検査を重点的に実施するとともに、関係者への消防法令順守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保に努めます。 | 火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入検査を実施します。なお、約2200件ある防火対象物のうち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施します。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査を実施します。立入検査指摘事項の補完として、防火管理講習会を年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やします。職員教育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得に努めます。 | 現況値(点検報告率) 二点検報告率 消防防火対象物数/点検を要する防火対象物数 | % | 49 | 55 | 60 | 65 | 防災・防犯・危機管理 |
| 防災協会の指導育成 | 予防課 | 937 | 危険物施設及び防火対象物の企業、事業者が災害予防上必要な知識技術を学び、事業所の安全管理の徹底と意識の高揚を図る。また消防イベントに協力し、火災予防啓発活動を通して市民の防火防災意識の向上を図る。 | 平成10年に我孫子市防火協会と我孫子市危険物安全協会が合併し、災害予防に必要な知識技術の研修を行い防火啓発の普及宣伝の振興発展と福祉増進に寄与している団体の事務取り扱いをし、全国・県危険物安全協会関係の行方、保安講習、危険物取扱者試験の担当窓口になっている。 | 保安講習受講率 受講者/危険物保安講習該当者 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 火災予防業務 | 西消防署 | 966 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差の無い自主防災意識の確立を図り、災害を最小限度に抑える。 | ○住宅用火災警報器の設置の推進及び維持管理指導。 ○自衛消防訓練等で避難訓練・消火訓練及び防災資機材の取扱い指導。 ○火災発生時に原因の究明のための火災原因調査。 ○火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難等の広報活動。 | 自衛消防訓練実施件数(消火・避難・通報) | 件 | 768 | 800 | 800 | 800 | 防災・防犯・危機管理 |
| 空き地の適正管理指導 | 西消防署 | 1662 | 空き地に繁茂し、または放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予想されるあき地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適性管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者等に対し草刈り機の貸出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 空き地の雑草処理率(該当地の雑草処理件数/該当地点数) | % | 93 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|--|---|-----------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防立入検査業務 | 西消防署 | 1680 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することでは是正の徹底を図る。 | 立入検査の実施率(立入検査実施件数/年間定期検査回数) | % | 95 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 火災予防業務 | 東消防署 | 972 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差を無くした自主防災意識が確立され、災害を最小限度に抑える。 | ○住宅用火災警報機の設置の推進 ○自衛消防訓練 避難訓練、消火訓練及び防災資機材の取扱い指導 ○火災原因調査 火災発生時の原因の究明 ○広報活動 火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難広報等 | 火災予防啓発活動の実施率 | 件 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 防災・防犯・危機管理 |
| 空き地の適正管理指導 | 東消防署 | 1663 | 空き地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に適切に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予測される空き地に対し、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 空き地の雑草処理率=該当地の雑草処理件数/該当件数 | % | 88 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防立入検査業務 | 東消防署 | 1693 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することでは是正の徹底を図る。 | 立入検査の実施率(立入検査実施件数/年間定期検査回数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

●教育文化施設等の整備

| 事業事業名(個別事業) | 課名称 | 事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-------------|-------|-------|--|--|-------------|----|-------------|----------|----------|---------------|------|
| 小中学校施設の維持管理 | 教育総務課 | 1007 | 小中学校の校地、校舎、屋内運動場等施設の適切な管理と、老朽化した施設の改善工事や修繕を実施し、児童・生徒が安全で安心して学ぶ環境を整備する。 | ○校地及び施設の点検に基づき改善工事及び修繕等により適切な対応を図る。 ○校地内の樹木の剪定、草刈業務等を委託する。 ○今後、学校施設個別施設計画に基づき、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な施設整備を進める。 | 改善工事・修繕実施校数 | 校 | 19 | 19 | 19 | 19 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|------|---|--|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 学校施設の老朽化対応 | 教育総務課 | 2240 | 平成28年6月に策定された我孫子市公共施設等総合管理計画及び令和2年3月に策定した学校施設個別施設計画により、老朽化が進む学校施設の改修等を計画的に実施する。 | 我孫子市の教育施策や基本方針を踏まえ、学校施設の中長期的な維持管理等に係る「ータルコスト」の縮減及び予算の標準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を考慮しながら、老朽化が進む施設の計画的な改修を進める。 | 校 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 生涯学習 |
| 学校の環境衛生事業 | 学校教育課 | 1034 | 学校において、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図る。 | 毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示された環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後措置を講じる。 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配布して対応を図る。 放射線量の測定を家庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表する。 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に関係する機関と連携し点検を行う。 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。 | % | 53 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 学校給食施設設備整備事業 | 学校教育課 | 1819 | 学校給食の円滑な実施を図るため給食施設設備の維持管理を行なう。 | 給食施設設備の整備及び維持管理を行なう。 学校給食施設設備は、全体的に老朽化が進んでいるため、必要性の高いところから計画的に修繕し、衛生状態の向上を目指している。 給食施設整備方針の策定と方針に基づく整備を行う。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 施設管理事務 | 生涯学習課 | 1184 | 市民が安全で利用しやすい、誰からも親しまれる施設にする。 | 生涯学習センターの建物、敷地の維持管理をする。定期的な保守点検、修繕の実施。施設管理、施設運営、清掃業務、警備業務の4業務を一括して総合管理運営業務委託し円滑な管理運営を進める。 駐車場事業者をプロポーザル方式より業者を選定し、10月から民間にて管理運営を行う。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 湖北地区区公民館の運営 | 生涯学習課 | 1185 | 指定管理者による創意工夫を発揮し、施設の利用者に質の高いサービスの提供及び管理経費の縮減をすすめる。 | 1湖北地区区公民館の管理運営を指定管理者により遂行 ○経費縮減・事務の省略化 ○開館日の増加や開館時間の延長 ○施設の維持管理の向上と施設の改善 ○市民に対するサービスの向上と利用者の拡大 2指定期間 令和元年7月1日～6年3月31日 3施設の保守及び維持管理 ○湖北地区区公民館が開館してから20年が経過し、施設設備等に老朽化が原因とする不具合が多発発生しているため、計画的に設備の更新や修繕を実施する。 | 人 | 161,478 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------|------|---|---|-------------|---|---------|---------|---------|---------|------|
| 杉村楚人冠邸の保存と活用 | 文化・スポーツ課 | 1138 | 「我孫子の大正・昭和文化遗产」の中核となる施設として、杉村楚人冠邸の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。 | 平成20年度に債務負担で買収した杉村楚人冠邸(約5,200㎡、うち明田緑地約4,200㎡)を、都市再生整備計画の事業に位置付け、まちづくり交付金を活用し平成21年度から23年度にかけて再整備を行い、平成23年11月より我孫子市杉村楚人冠記念館として一般公開を開始した。今年度は文化財としての維持管理することにも、杉村家資料を活用した企画展示、講演会などを実施し、多くの人々に杉村楚人冠の歴史的意義を認知してもらえよう広報宣伝していく。 | 年間入場者数 | 人 | 2,612 | 4,000 | 4,100 | 4,200 | 生涯学習 |
| 白樺文学館の運営 | 文化・スポーツ課 | 1139 | 我孫子の歴史の上で大きな位置を占める、いわゆる白樺派の文人たちの理念と業績を広く理解してもらおう。 | ○事業内容は、従前の事業を基本的に継承し、所蔵品の展示・閲覧・調査研究、我孫子に関わる白樺派文人たちの活動の調査及び講演会等での普及活動を行う。また、隣接する、志賀直哉邸跡の復元書斎の活用を行う。 ○地域の文化財との連携を図り、拠点施設として活用する。 ○施設設備の更新を図り、拠点施設として活用する。 ○白樺派や民藝などの資料を収集・研究し、広く市民に公開する。そのため博物館等の関係機関と連携して文学館としての魅力を向上する。 ○「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、「我孫子の大正・昭和文化遗产」の中核施設としてリニューアルをはかっていく。 | 年間入場者数 | 人 | 4,703 | 5,100 | 5,200 | 5,300 | 生涯学習 |
| 体育施設管理運営事業 | 文化・スポーツ課 | 1143 | 市民が、安全に気持ちよく、市内運動施設を利用できるよう、管理運営を行います。 | 市内各運動施設等の管理運営を行う。各施設の設備点検、樹木等の管理 | 体育施設の延べ利用者数 | 人 | 74,980 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 生涯学習 |
| 学校体育施設開放事業 | 文化・スポーツ課 | 1144 | 市民プールの代替として、夏季休業期間中に小学校プールを開放し、市民が身近な場所できっと気軽にプールを楽しむことができる環境を整備する。また、学校開放を実施している小・中学校の体育館等の施設の修繕整備を図る。 | 湖北台西小、根戸小、我孫子第一小、湖北小、我孫子第三小、我孫子第四小、新木小、並木小、湖北台東小、高野山小の10校のプール(一般開放)を夏季休業期間中、市民に無料開放する。布佐小学校については、団体開放(5日間)実施する。また、学校体育施設の年間開放を実施 | 延べ利用者数 | 人 | 189,387 | 210,000 | 210,000 | 210,000 | 生涯学習 |
| 体育施設維持補修(含む放射能対策) | 文化・スポーツ課 | 1145 | 市民が安全で快適に活動できるように市内各体育施設の維持補修を適切に行う。 | ○各運動施設の維持補修・放射線量が基準値を超えた箇所が生じた場合は、対策を講じる ○五本松運動広場について、現在のスポーツ広場(クレーン)、みどりの広場の、令和2年度以降の再整備に向けて、令和2年度は、運動広場の設計、施工、周辺施設(ふれあいキャンプ場)を含めた管理運営、維持管理の手法(PPP)での整備手法も含め)について検討を行う。 | 維持補修の進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|------|--|--|--|--|---|-------|-------|-------|-------|------|
| 文化財施設の管理・活用 | 文化・スポーツ課 | 1521 | 「我孫子の大正・昭和和文化遺産」を構成する旧村川別荘の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。 | 旧井上家住宅(9棟)は、手賀沼干拓の歴史と江戸時代の名主邸の面影を残す貴重な建造物であり、現状維持管理を続けながら、旧井上家住宅邸内の基本・実施設計を定めて今後の保存・活用を図る。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定) | ・史跡・文化財の活用を図るため、旧村川別荘をはじめとする文化財施設の適切な管理と効果的なソフト展開を進める。 ・旧村川別荘でのボランティアガイドの展開やイベントの実施、湖北郷土資料室の展示やその背景となる文化財整理室での文化財の整理作業などを実施する。 | 年間来場者数(旧村川別荘) | 人 | 3,351 | 4,900 | 5,000 | 5,100 | 生涯学習 |
| 旧井上家住宅の保存と活用 | 文化・スポーツ課 | 1839 | | 旧井上家住宅(9棟)は、手賀沼干拓の歴史と江戸時代の名主邸の面影を残す貴重な建造物であり、現状維持管理を続けながら、旧井上家住宅邸内の基本・実施設計を定めて今後の保存・活用を図る。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定) | ○旧井上家住宅(9棟)について、建物の寄附を受けその土地を取得する。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定) ○布佐地区の中核的な文化財として「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、修繕工事や整備工事等と実施し、一般公開をしていく。 ○当該年度は、政策的事業として、旧井上家住宅母屋保存整備工事実施設計を行い、令和3・4年度…母屋保存整備工事に備える。 ○旧井上家住宅の歴史や建物の価値を多くの人に知ってもらう。 ○公開の中では、歴史、文化芸術・観光・環境・地域の活性化など多くの分野で広く活用を進める。 | 進捗率 ※令和2年度…母屋保存整備工事実施設計 令和3・4年度…母屋保存整備工事 | % | 70 | 100 | 20 | 40 | 生涯学習 |
| 市民体育館維持補修 | 文化・スポーツ課 | 2059 | 安全で快適に市民体育館を利用できるように維持補修を行う。 | 市民体育館を安全で快適に利用できるように維持補修を行う。 | 市民体育館の維持補修を行う。 | 維持補修進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 市民体育館改修事業 | 文化・スポーツ課 | 2085 | 老朽化している市民体育館施設を計画的に改修し安全で快適に利用できる環境を整備する。 | 老朽化している市民体育館施設を計画的に改修し安全で快適に利用できる環境を整備する。 | 市民体育館施設の計画的な改修を行う。 ○市民体育館大規模改修工事監理委託(7月～2月) ○市民体育館大規模改修工事(7月～2月) | 改修工事進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 博物館施設設備の維持管理 | 鳥の博物館 | 1440 | 博物館施設を来館者が安全に恒久的に利用できるように、経年変化により劣化した施設設備を補修し機能を維持する。省エネに配慮した設備に転換していく。 | 博物館施設を来館者が安全に恒久的に利用できるように、経年変化により劣化した施設設備を補修し機能を維持する。省エネに配慮した設備に転換していく。 | 経年劣化した建物各所及び故障箇所の修繕等 | 施設点検実施回数 | 回 | 101 | 102 | 101 | 101 | 生涯学習 |
| 図書館の整備 | 図書館 | 2236 | 各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、今後の老朽化を見据えて、修繕や買い替え等計画的に進め、運営方針の見直しをおこない、時代に合った図書館サービスを提供していく。 | 各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、今後の老朽化を見据えて、修繕や買い替え等計画的に進め、運営方針の見直しをおこない、時代に合った図書館サービスを提供していく。 | 我孫子市公共施設等総合管理計画及び湖北台地区公共施設の整備方針の進捗状況を把握しつつ、市内全体の図書館利用動向をとらえた運営形態・維持管理を適正に計画する。 | 館内会議における進行管理報告と見直しの協議 | 回 | 3 | 3 | 3 | 3 | 生涯学習 |

●公共建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|---------|---|--|-----------------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 庁舎維持管理 | 施設管理課 | 102 | 来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に使用できる庁舎の環境整備を行う。 | ○庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。 ○来庁者、職員駐車場の確保及び管理。 ○庁舎維持消耗品(トイレットペーパー、蛍光灯等)購入など。 ○庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。 | 保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 公有建築物の保全指導 | 施設管理課 | 108 | 公有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。 | ○公共施設情報の一元管理 各施設のエネルギー情報、工事履歴情報、公共施設包括管理業務等で得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保全台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。 ○公有建築物の保全 公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。 | 施設台帳システムの活用 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 公有建築物の工事監督 | 施設管理課 | 109 | 公有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保する。 | 公有建築物の工事に携わり、工事工程の管理、施工状況の立会い確認等により、契約の適正な履行を確保する。 | 工事竣工認定件数(評定60点以上)/全工事件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 公有建築物の設計指導 | 施設管理課 | 110 | 建築物の機能、形態及び工事費等を設計段階で指導することにより、公有建築物として質の高い設計を完成させる。 | 公有建築物の設計段階に参加し、技術的なサポートや設計者への指導を行うことにより、質の高い設計を完成させ、適切な工事費の算出を行う。 | 委託事項適正完了件数(工期延床や指図書交付が無いため)/全設計件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|------|--|------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|------|
| 公共施設等包括管理業務 | 施設管理課 | 1954 | 所管ごとに縦割りで管理してきた公共施設を包括管理することにより経費の削減及び事務の効率化を図る。また、巡回サービスによる点検結果や中短期計画書を活用し、効果的な予防保全を行い、施設機能の維持や利用者の安心安全で快適な利用につながるよう施設管理の適正化に努める。 | 1954 | 公共施設等包括管理業務委託を行う。 業務内容は、次のとおり。 ○各施設の設備点検業務 ○巡回点検業務 ○中短期修繕計画作成 ○施設・設備の劣化状況等の施設保全台帳システムへの入力データ作成業務 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために | |
| ファシリテイマネジメントの推進 | 資産経営課 | 2099 | 公共施設等については、老朽化や人口減少等による利用需要が変化していくことが想定されることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的・戦略的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を進める。 | 2099 | ○公共施設等総合管理計画の進行管理 ・基本的な方針に沿った施設整備の調整 ・個別施設計画の策定支援 ・庁内職員研修会の開催 ・公共施設等総合管理計画の改定(令和3年度) | 22 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 計画推進のために | |
| 市民プラザの施設運営 | 市民活動支援課 | 175 | 市民の文化の向上及び福祉の増進を図る場として施設を管理する。 | 175 | 市民の文化拠点及び交流拠点施設として、効果的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を行う。 我孫子市民プラザの老朽化した空調設備の更新工事を行う。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 | |
| 市民・近隣センター等施設維持管理 | 市民活動支援課 | 176 | 既に整備されている近隣センター11館(我孫子北近隣センターつくし野館含む)及び市民センター1館の施設維持管理を行う。 | 176 | 我孫子市コミュニティ整備計画変更計画書等で整備された施設の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、各施設の耐用年数や運用実態を考慮し、維持管理を行う。また、施設利用者やまちづくり協議会からの要望を全体最適となるよう整理検討し、これに対応する。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 | |
| 根戸福祉センターの運営管理 | 社会福祉課 | 1390 | 根戸福祉センター施設、設備の管理 | 1390 | 根戸福祉センターの施設・設備の維持管理事務 平成27年度指定管理終了後、米興会が賃料を支払いデイサービスセンターの運営をしている。 施設の修繕や管理は、市の担当課が行う。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|------|--|--|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 保健センターの運営 | 健康づくり支援課 | 1664 | 健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的に保健センターを開設する。 | <p>○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。</p> <p>○令和2年に、保健センターは築37年、休日診療所も築20年を経過する。</p> <p>今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができることにも我孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前提に修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。</p> <p>緊急度合に応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。</p> | 適切に開所された日数 | 275 | 275 | 275 | 275 | 275 | 健康福祉 |
| リスクマネジメント | あらき園 | 442 | 施設サービス提供における様々なリスクをあらかじめ把握し、未然に防ぐ。また、万が一事故や災害が起きてしまった場合のための危機管理対策を講じる。 | <p>○リスク予防対策として「ひやり・はっと」報告の実施</p> <p>○リスク管理対策として事故発生時における対応のフローチャート作成</p> <p>○災害時における対応マニュアルの確認</p> <p>○防災訓練の実施・防災用消耗品の管理</p> <p>○消防設備の維持管理</p> <p>○苦情解決制度の実施</p> <p>○施設損害賠償責任保険に加入</p> | 事故、ひやりはっと、防災訓練の検証・検討会の実施率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |
| あらき園の維持管理 | あらき園 | 2194 | 市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。 | <p>効率的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるような施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。</p> <p>あらき園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしていることにも建物躯体の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。</p> <p>令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計</p> | 施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所) | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |
| 障害者福祉センターの維持管理 | 障害者福祉センター | 1556 | 市内の障害者の訓練施設として、効率的に訓練できるように、施設の維持管理をする。 | <p>効率的に訓練ができるように施設の維持管理をするため、設備の保守点検、施設の改修等を行う。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈、樹木管理業務委託等を実施する。</p> | 施設の維持管理率(修繕実施箇所/必要修繕箇所) | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|------|---|----------------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 老人福祉センターの運営 | 高齢者支援課 | 496 | <p>○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。</p> <p>○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。</p> <p>○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p> | 1日当たりの平均利用者数 | 人 | 246 | 290 | 300 | 300 | 健康福祉 |
| こども発達センター施設の維持管理 | こども発達センター | 1914 | <p>早期療育の拠点であるこども発達センターの施設を利用する、子どもとその保護者等の利用者が安全・安心に利用出来るよう施設の維持管理・運営を行う。</p> | 施設の維持管理・運営 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| 親水広場の運営 | 手賀沼課 | 2127 | <p>手賀沼の水環境保全啓発を主目的に、その役割を補完・向上するための機能を付け加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与することを目的とする。</p> | 施設の維持管理・管理点検回数 | 回 | 35 | 35 | 35 | 35 | 環境 |
| 駅施設維持管理事業 | 交通課 | 703 | <p>JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。</p> | 対応箇所数 | 箇所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|-----|--|--|----------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 駅構内バリアフリー施設等の整備・支援 | 交通課 | 716 | 東日本旅客鉄道(株)が実施する駅構内のバリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。 | ○我孫子駅のバリアフリー化 駅ホームにエレベーターが無い、我孫子駅について、東日本旅客鉄道(株)東京支社と協議し、必要な支援(負担金等)を行う。 ○我孫子・天王台駅のホームドア設置支援 駅利用者の転落防止のため、東日本旅客鉄道(株)が整備するホームドアに関して、支援の方法を検討する。 | 当該年度進捗率 | % | 0 | 25 | 50 | 75 | 都市基盤 |
| 市営住宅維持管理業務 | 建築住宅課 | 848 | 入居者が快適で安心して暮らせる住環境の整備。 | ①入居者に対する窓口業務、書類等の受付及び処理(決定を除く)、システム入力 ②入居者募集に関する事務処理(入居者決定を除く) ③家賃決定を行うための収入申告業務(家賃の決定を除く) ④家賃収納に関する納付書送付、口座振替事務、滞納者への納付指導等 ⑤団地及び集会所や駐車場等の点検及び維持管理 ⑥市営住宅土地の賃貸借契約(変更)の締結と支払い ⑦その他市営住宅の維持管理に関すること ⑧小規模改良住宅の維持管理に関すること ⑨市営住宅の土地購入に関すること | 給水設備等点検、樹木剪定等、土地賃貸借契約の締結件数 | 件 | 25 | 25 | 25 | 25 | 都市基盤 |
| 庁舎維持管理 | 経営課 | 887 | 水道法第2条を遵守する。水道は、広く一般の人が飲むものであり、健康に悪影響を及ぼしたり不快にさせたりする事のないよう、浄水場の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用をおこなうために維持管理を行う。職場環境を充実させ、利用者の安全を確保する。 | 水道局庁舎の維持管理を行う。清掃委託・管理業務委託・警備業務委託・空気環境測定業務委託・構内電話設備保守・エレベーター保守・冷暖房機保守・浄化槽保守・浄化槽汚泥引抜・自動ドア保守・直結給水ブースターポンプ保守・NHK放送受信料・燃料費・庁舎消耗費・庁舎修繕費 | 実施件数 /管理保守の予定 件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

●民間建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|---------|---|---|---|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 空家対策事業 | 市民安全課 | 2090 | 空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良質な生活環境を確保する。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空家等の対策に取り組む。 ○空家の情報提供件数 平成24年度 371件、平成25年度 43件、平成26年度 90件、平成27年度 100件、平成28年度 83件、平成29年度 84件、平成30年度 124件、令和元年度 122件 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を発送する。 ○空家等対策協議会の運営 | 空家等の改善数 | 件 | 100 | 50 | 65 | 75 | 防災・防犯・危機管理 |
| 私立幼稚園の運営支援 | 保育課 | 592 | 私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。 | 1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助、施設修繕費補助、協会運営費補助等を交付する。 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業等の健全な運営を図るため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。 | 私立幼稚園等補助金、施設型給付費、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金の交付率(適正に交付した金額/申請金額) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|------|---|---|--------------------------|-------|------|------|------|----|------|
| 私立保育園等施設整備への補助 | 保育課 | 1935 | 平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就業意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。 | 保育所等整備交付金等を活用し、施設整備への補助金を交付する。 | 補助金を交付する園数 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 健康福祉 |
| 区域区分等に關する都市計画の見直し | 都市計画課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直し)・区域マスタープラン見直しする際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直しとともに、区域区分をはじめとした具体の都市計画等の見直しを行う。 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画基礎調査の進捗率 | — | — | 100 | — | — | 都市基盤 |
| 屋外広告物の許可申請事務 | 都市計画課 | 780 | 屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。 | ○千葉県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の表示または設置に係る申請等について、審査・許可等を行う。 ○屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に違反している屋外広告物の簡易除却及び設置者への指導を行う。 ○広報あひこやホームページで、屋外広告物の表示または設置に関するルールについて周知を図る。 | 違反広告物の簡易除却件数 | 1,313 | 1200 | 1100 | 1000 | — | 都市基盤 |
| 住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務 | 建築住宅課 | 854 | 市民の住まいに関わる相談事について、専門家による相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。 | ・住宅相談：市民の住まいの改善、増改築、修繕などについて、我孫子市住宅センター協議会より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の住宅相談を実施する。 ・不動産相談：市民の不動産取引、賃貸契約などについて、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の不動産相談を実施する。 ・空き家バンク等を活用し、空き家等の流通促進や活用支援などの相談を実施する。 ・ホームページに住まいに関する情報提供のページを設け、市が行っている住宅施策の情報を発信する。 | 住宅・不動産相談者数 空き家バンク登録件数 | 30 | 46 | 46 | 46 | 46 | 都市基盤 |

●常備消防の強化

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-----|---------|--|--|------------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 外郭団体等事務運営 | 総務課 | 913 | 先進都市の消防業務を学び消防体制の充実強化に努めるとともに消防の地域的団結、地方法消防の強化を図る。 | 災害時における人的被害を最小限にするため、消防の地域的団結により社会環境の変化に対応した、地方消防力を強化し消防体制の充実強化に努めるとともに消防行政の円滑な運営を図る。 | 消防関連団体事業への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防車両等の維持管理 | 総務課 | 927 | 市民の生命、身体、財産を災害から守るため、消防活動を円滑に行う消防車両等を整備維持管理し消防体制の万全を図る。 | 複雑多様化する災害等に対応するため操作性、安全性、機能性を具備した消防車両等の総合管理及び整備を実施する。 今年度は、配備車両の維持管理を図るとともに、消防本部車両更新計画に基づき、西消防署に配置されている西水槽1号車を更新整備します。 | 消防車両等の整備率の実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防施設等整備事業 | 総務課 | 1909 | 湖北分署は、市の中央部に位置するため、災害防活動の拠点として位置付けし、防活動にも総合的に対応できる、消防庁舎等の施設を整備する。 | ○当庁舎施設の整備については、市で計画している他の施設の整備も視野に入れ、企画課を含めた関係各課と協議を実施する。 ○当庁舎施設の整備に係る用地等を調査し購入する。 ○防活動の拠点として、各種災害に対応できる高い耐火性と安全性を有する庁舎等の施設を整備する。 ○庁舎等の整備に併せ、各種情報システム等を整備する。 ○都市型災害等に対応できる消火訓練、救助訓練等が行え、市民が防災に対する必要性、重要性及び災害時の行動等の学習もできる総合訓練施設を整備する。 ○消防施設等訓練施設の整備に合わせ、付け替え道路及び周辺道路の整備について関係課と協議を進める。 | 整備計画スケジュールに対する進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防隊員の資格取得 | 警防課 | 1675 | 災害活動に従事する消防隊員の資質の向上を目的とする。 | 消防隊員の活動に不可欠な資格について取得を進め、消防活動に対する体制の強化を図る。 | 資格取得率(取得者/必要者) | % | 73 | 75 | 80 | 95 | 防災・防犯・危機管理 |
| 千葉北西部10市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2237 | 災害の態様は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており、災害に対しより迅速かつ的確に対応できる広域的な災害活動が可能とするため、千葉北西部10市により消防緊急通信指令センターを共同整備し、共同運用する。 | 平成28年8月1日に松戸市ほか9市消防指令事務協議会が設置され、ちば北西部消防指令センター運用開始に向けた準備を進めています。 平成31年4月には共同部分の整備が開始され、指令管制システムの入札が実施されました。 また、定期的に各作業部会を開催し運用開始に向けた詳細についての検討を実施しています。 なお、令和3年2月から、ちば北西部消防指令センターは運用開始を予定しており、指令管制システムの個別部分の整備を進めて行きます。 | 10市の共同指令センター整備計画に基づく当該年度の進捗率 | % | 75 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|------|------|--|------|--|--|------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------------|
| 柏市・我孫子市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2238 | 災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており災害に対し、より迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、両市において消防通信指令業務の共同運用を実施する。 | 2238 | 消防・救急無線施設は各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたが、大規模災害など広域的な活動が求められたことから、県域を1ブロックとして、千葉県内の全消防本部共有で整備をし、平成25年4月1日から運用開始した消防救急無線設備は、消防・救急活動を支援する必要かつ重要なものであり、常に完全に状態に維持する。 | 柏市及び我孫子市における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービス高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。 今後の事業予定 ○令和3年度 施設等の解体及び処分 ○令和4年度 協議会の解散 | 正確な災害情報の収集 | % | 100 | - | - | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 | |
| 消防・救急無線(デジタル化)広域化及び共同化整備事業 | 警防課 | 2239 | 消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要かつ重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。なお、旅費・消耗品・修繕料・消防救急デジタル無線保守点検委託についてはNo.942消防装備の維持管理事務から移行する。 | 2239 | 消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要かつ重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。なお、旅費・消耗品・修繕料・消防救急デジタル無線保守点検委託についてはNo.942消防装備の維持管理事務から移行する。 | 消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要かつ重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。なお、旅費・消耗品・修繕料・消防救急デジタル無線保守点検委託についてはNo.942消防装備の維持管理事務から移行する。 | 消防救急デジタル無線線の保守整備 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 救急、救助業務 | 西消防署 | 967 | 複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時に的確に対応する。 | 967 | 管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 入電から現場到着時間8.5分以内の割合 | % | 62 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 通信業務 | 西消防署 | 968 | 災害発生時、出動隊へ支援情報を円滑に提供することにより活動内容の充実を図る。 | 968 | 災害発生時、通信員が災害出動隊に対し、災害対応事前計画、住基情報、要援護者情報、水利情報等を無線を使用し迅速に提供することにより、災害出動隊の活動内容の充実を図り、災害を防止、被害の軽減を図る。 | 災害発生時、通信員が災害出動隊に対し、災害対応事前計画、住基情報、要援護者情報、水利情報等を無線を使用し迅速に提供することにより、災害出動隊の活動内容の充実を図る。 | 災害件数に対する、通信員の円滑な情報提供件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|------|--|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防機械器具 の維持管理 | 西消防署 | 1648 | 装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。 | 資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。 | 適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 災害出動 | 西消防署 | 1660 | 市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全安心を確保する。 | ○管内の住宅環境や水利状況、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 | 8.5分以内での現場到着率(災害現場まで8.5分以内で到着した件数/災害件数) | % | 86 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 救急・救助業務 | 東消防署 | 973 | 複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時適確に対応する。 | ○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 入電から現場到着時間8.5分以内の割合 | % | 62 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防機械器具 の維持管理 | 東消防署 | 1649 | 装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。 | 資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。 | 適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 災害出動 | 東消防署 | 1651 | 市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全安心を確保する。 | ○管内の住宅環境や水利状況や道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り、災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき、各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 | 8.5分以内で災害地点まで到着し活動することができる。 | % | 79 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

● 消防水利の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|------|---------|--|--|---------------------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 消防水利の維持管理 | 西消防署 | 1647 | 消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。 | 消防法第二十条第二項の規定及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い、火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は、毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。 | 点検により判明した消防水利の使用可能率＝使用可能消防水利／消防水利点検回数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防水利の維持管理 | 東消防署 | 1650 | 消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。 | 消防法第二十条第二項の規程及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い、火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。 | 点検により判明した消防水利の使用可能率＝使用可能消防水利／消防水利点検回数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

● 消防団の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|--|--|----------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 消防団員の訓練 | 警防課 | 958 | 消防団員が火災等の災害に対し即座に対応することのできる知識と技術を身につけ、災害活動における安全管理及び有効な防衛に結びつけることを目的とする。 | 組織の統制を図るための規律訓練、火災等に対する防衛訓練、災害全般にわたる安全管理、機械器具の取扱いに対する知識及び技術の習得を行なうための消防団員の訓練を事業内容とする。 | 訓練参加率(参加団員数/想定参加団員数) | % | 90 | 95 | 97 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団車両等の維持管理事務 | 警防課 | 960 | 火災等の災害に対応するため、消防団車両の維持管理を行う。 | 緊急出動に備え車両を常に万全の状態とするため、法令に基づき6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月点検を実施する。また、老朽化した車両は故障頻度の上昇、修繕交換部品の生産終了により修理不能になるリスクもあり、災害対応に後手をとる可能性が高まるため消防団車両年更新計画に基づいた車両更新を行い災害対応に万全を期する。 | 車両整備率(実施工件数/必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|---|---|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防団の広域的な連携 | 警防課 | 1672 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における他市消防団との広域的な連携を図ることを目的とする。 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における行事や会議等に出席し、消防団入団促進施策や機能別分団(団員)の導入施策、協力事業所表示制度、女性消防団員の入団促進等の各市消防団共通の課題や取り組みについて、意見交換や検討を行なう。 | 協会及び支部関連行事への出席率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団員の入団促進 | 警防課 | 1674 | 消防団員の入団確保をすることにより、市防災体制の一翼を担う消防団の組織強化と市民の安全と安心な暮らしの実現に寄与する。 | 自治会や行事等における消防団員の入団促進PR及び防災関係各課、市内大学等との連携を図りながら、消防団員の入団促進を進めることを事業内容とする。 全国的に減少傾向にある消防団員の確保のため、少年消防団等消防団員の入団促進・組織活性化に繋がる手法について検討する。 | 団員充足率 | % | 85 | 90 | 91 | 92 | 92 | 92 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団の装備の充実 | 警防課 | 2117 | 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体は必要な措置を講じることが義務付けられた。これを踏まえ、この法律の趣旨に基づき施策の着実な展開を図り消防団装備の充実強化を図る。 | 消防団充実強化法が成立し消防団装備の基準が抜本的に見直されたことにより、消防団の加入促進、処遇改善事業と合わせ、国・県において講じられている財源を積極的に活用して消防団装備の充実強化を行う。 なお、装備の基準において整備することが求められている装備のうち、特に必要と認められる未配備の装備から実施し、整備済み物品においても貸与規則等に基づく老朽更新を図る。 | 配備率 | % | 90 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 西消防署 | 965 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | 地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。 | 団行事の開催回数 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 東消防署 | 971 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | 〇規律訓練 毎年5月に主として訓練礼式を中心に実施する。 〇操法訓練 毎年5月から6月までの間にてポンプ操法を中心に訓練実施、併せて市操法大会を実施する。 〇水防訓練 毎年6月に主として水防工法を中心に実施する。 〇その他の業務 出初式等を実施する。 | 消防団員及び新入団員の資質の向上 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |

●火災予防対策等の推進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-----|---------|--|--|---|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 住宅用火災警報器の普及促進 | 予防課 | 931 | 住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯や条例に適合していない世帯への働きかけを進め、法令順守を徹底し、住宅用火災による死傷者を減らすとともに被害の軽減を図る。 | 平成16年の消防法改正により、我孫子市では平成19年10月2日から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、住宅の所有者等を対象に火災予防条例に適合した設置の促進を図る。また設置から10年以上経過している場合は、本体の劣化により適正に作動をしないことがあるため交換をするなど、適切な維持管理について広報を実施する。 | 住宅用火災警報器設置率＝((住宅警報器設置世帯数)+(住宅警報器一部設置世帯数))÷(調査世帯数)×100 | % | 79 | 80 | 83 | 85 | 防災・防犯・危機管理 |
| 幼年消防クラブ員及び女性防火クラブ員の育成 | 予防課 | 932 | 幼年消防クラブは、幼年期において正しい火の取扱いについて学び、園及び家庭における火災予防思想の普及や将来における防火思想の普及を図る。女性防火クラブは、地域に身近なクラブ員として家庭の火災予防について学び、防火防災意識の啓発など火災予防活動ができる人材を育成する。 | 幼年消防クラブは、現在、市内12施設の幼稚園・保育園・こども園で組織され、園児が正しい火の使い方や園の防火訓練などの活動が、園児のクラブ活動を見守る保護者の防火意識の向上及び地域による防火思想の向上を図っている。 女性防火クラブは、家庭の防火という面から活動し、研修会や市主催の諸行事に参加を進め各種訓練を通じ地域における防災リーダーとして活躍できるクラブ員を育成する。 | 研修・訓練・普及啓発参加率＝実績参加人員/参加想定数 | % | 64 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防同意事務 | 予防課 | 933 | 消防法に基づき建築物の防火安全性を確保し、火災発生による人的、物的被害を未然に防ぎ、被害の軽減を図る。 | 建築基準法に基づく建築確認申請時の消防同意を実施するため、建築物の防火に関する審査を実施する。 | 適正指導確認率＝消防同意件数/建築物許可等の消防同意受付件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|------|---|---|---|-----|-----|-----|------------|------------|
| 立入検査・消防用設備等点検指導 | 予防課 | 935 | 火災予防のために、人命危険や火災発生危険が高い建物の立入検査を重点的に実施するとともに、関係者への消防法令順守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保に努めます。 | 火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入検査を実施します。なお、約2200件ある防火対象物のうち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施します。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査を実施します。立入検査指図書項の補完として、防火管理講習会を年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やします。職員教育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得に努めます。 | 現状値(点検報告率) 二点検報告率 消防防火対象物数/点検を要する防火対象物数 | 49 | 55 | 60 | 65 | 防災・防犯・危機管理 |
| 防災協会の指導育成 | 予防課 | 937 | 危険物施設及び防火対象物の企業、事業者が災害予防上の必要な知識技術を学び、事業所の安全管理の徹底と意識の高揚を図る。また消防イベントに協力し、火災予防啓発活動を通して市民の防火防災意識の向上を図る。 | 平成10年に我孫子市防火協会と我孫子市危険物安全協会が合併し、災害予防に必要な知識技術の研修を行い防火啓発の普及宣伝を図り地域の振興発展と福祉増進に寄与している団体の事務取り扱いをし、全国・県危険物安全協会関係の行う、保安講習、危険物取扱者試験の担当窓口になっている。 | 保安講習受講率=受講者/危険物保安講習受講者 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 | |
| 火災予防業務 | 西消防署 | 966 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差の無い自主防災意識の確立を図り、災害を最小限度に抑える。 | ○住宅用火災警報器の設置の推進及び維持管理指導。 ○自衛消防訓練等で避難訓練・消火訓練及び防災資機材の取扱い指導。 ○火災発生時に原因の究明のための火災原因調査。 ○火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難等の広報活動。 | 自衛消防訓練実施件数(消火・避難・通報) | 768 | 800 | 800 | 防災・防犯・危機管理 | |
| 空き地の適正管理指導 | 西消防署 | 1662 | 空き地に繁茂し、または放置されている雑草等の除去に關し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予想される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適性管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者等に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 空き地の雑草処理率(該当地の雑草処理件数/該当地件数) | 93 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|--|--|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------------|---|------------|
| 消防立入検査業務 | 西消防署 | 1680 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。 | % | 95 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 立入検査の実施率 (立入検査実施件数/年間定期査察計画数) | % | 防火・防犯・危機管理 |
| 火災予防業務 | 東消防署 | 972 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差を無くした自主防火意識が確立され、災害を最小限度に抑える。 | ○住宅用火災警報機の設置の推進 ○自衛消防訓練 避難訓練、消火訓練及び防災資機材の取扱い指導 ○火災原因調査 火災発生時の原因の究明 ○広報活動 火災予防運動中、火災気象通報発令中及び被災時の避難広報等 | 件 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 火災予防啓発活動の実施率 | 件 | 防火・防犯・危機管理 |
| 空き地の適正管理指導 | 東消防署 | 1663 | 空き地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予測される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | % | 88 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 空き地の雑草処理率＝該当地の雑草処理件数/該当地点数 | % | 防火・防犯・危機管理 |
| 消防立入検査業務 | 東消防署 | 1693 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 立入検査の実施率 ＝立入検査実施件数/年間定期査察計画数 | % | 防火・防犯・危機管理 |

1-3 河川の氾濫による死傷者の発生

●水防機能の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---|---|------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 河川防災の強化に向けた取り組み | 治水課 | 1568 | 災害に強いまちづくりを実現するため、利根川・手賀沼の水防体制が強化されている。 | 河川の氾濫を防ぐため、利根川の重要水防箇所のさらなる強化、手賀沼の湖岸防整備、排水機場施設の運用調整などの取り組みを国・県と連携しながら水防体制を強化します。 | 河川合同巡視の参加率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 防火・防犯・危機管理 |

●自主防災活動の促進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|---------|--|---|-------------|--------|-----------------|----------|----------|---------------|--------------------|
| 自主防災組織 育成事業 | 市民安全 課 | 330 | 自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり、 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。 | 自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成 依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成 に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛け る。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助 成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には 50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上 が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を 実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を 交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対 し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地 域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを 育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボラン ティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。 | 自主防災 組織数 | 組 織 | 135 | 136 | 137 | 138 | 防災・防 犯・危機 管理 |

●避難体制の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------------|---------|--|--|------------------------------|----|-----------------|----------|----------|---------------|------|
| 自治会活動助 成事業 | 市民活動 支援課 | 179 | 自治会の地域住民相互の交 流・親睦や地域の課題解決な どの取り組みの充実を図る。 | 自治会活動助成金 自治会活動に対して、1世帯300円の助成金の交付をする。 | 全世帯のう ち自治会 加入世帯 の割合 | % | 71 | 72 | 80 | 80 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|--|------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|------------|
| 災害予防・初動対策事業 | 市民安全課 | 333 | <p>災害予防対策として、既往水害地域の浸水防止工事を実施する者に助成を行う。</p> <p>また、気象情報の把握及び市民に情報提供することにより、災害時の被害の軽減を図る。国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。</p> <p>地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災害時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象情報等を的確に把握するとともに、通信手段として確実性の高いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に努める。</p> <p>避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の把握と共有を図る。</p> <p>物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定等の締結を行う。(米穀「JA」、コンビニエンスストア、トイレメーカー、資機材レンタル、社会福祉施設など)</p> | 安否確認・参集メールへ登録の徹底 | % | 97 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 成年後見制度利用の支援 | 社会福祉課 | 357 | <p>誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない状態になった場合でも、その人の権利が守られ、意思を尊重した支援を受け、生活が安定するよう、権利擁護の仕組みの一つである成年後見制度の利用促進を図る。</p> | 市民後見人養成講座の受講者数 | 人 | 0 | 5 | 5 | 5 | 健康福祉 | |
| けやきプラザ1階の施設運営 | 社会福祉課 | 2260 | <p>けやきプラザ1階の施設を有効活用するにあたり、市民の暮らしが豊かで便利になるよう、施設の運営、管理をする。</p> | 避難訓練への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|------|---|---|--------------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 老人福祉センターの運営 | 高齢者支援課 | 496 | <p>・老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業務を公募により選定する制度)を導入している。</p> <p>・指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。</p> <p>・経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p> | <p>○高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。</p> | 1日当たりの平均利用者数 | 人 | 246 | 290 | 300 | 300 | 健康福祉 |
| 成年後見制度利用への支援 | 高齢者支援課 | 532 | <p>認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの判断能力の不十分な要支援者の保護を図り、自己決定権の尊重とその有する能力を活用することにより、自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現を図る。</p> | <p>○認知症高齢者、知的障害または精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見人等の支援が必要であるが、後見等開始の審判について、家庭裁判所に申し立てを行う親族がいない、あるいは虐待により親族の申し立てが不可能な場合等に、市長による申し立てを行い、高齢者等の生活を支援する。</p> <p>○成年後見制度の利用促進を目的に、市長申し立て者で低所得のため成年後見人等の報酬の支払いが不可能な被後見人等や、市長申し立て者以外で第三者を成年後見人等としている生活保護の受給者等である被後見人等に対し報酬の扶助を行う。</p> <p>○老人福祉法32条の2において「市町村は後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施等を行うよう努めなければならない」と規定されていることから市民後見人養成のための事業に協力する。</p> | <p>市での成年後見申立を必要とする高齢者の制度利用率</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| あらかぎ園の維持管理 | あらかぎ園 | 2194 | <p>市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。</p> | <p>効果的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できよう施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。</p> <p>あらかぎ園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしていることにも建物躯体の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。</p> <p>令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計</p> | <p>施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所)</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|--------|------|--|---|---------------------------|---|----|------|----|----|------|
| 子どもの居場所づくり | 子ども支援課 | 1081 | 子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境を整えることにより、子どもたちが自主性、社会性、創造性などの様々な能力を自然に伸ばし生かせる力をも身につける。 | <p>「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境を整備し、地域の方の協力を得て、異年齢間の交流や様々な体験を通して子どもを育む。</p> <p>平成29年度から提案型公共サービス民営化制度により委託した根戸小あびっ子クラブの運営を随意契約により再度委託する。平成31年度から同制度を活用し民間委託した二小あびっ子クラブ及び新木小あびっ子クラブについても引き続き運営を委託する。当該年度において提案型公共サービス民営化制度により随意契約が終了する四小あびっ子クラブ及び三小あびっ子クラブについては、満足度を調査し結果を鑑みて運営に反映させる。</p> <p>なお、公営・民営に関わらず人員配置等よりよい運営に努める。</p> | 全あびっ子クラブ登録児童数／全小学校在籍児童数 | % | 59 | 58.6 | 60 | 60 | 健康福祉 |
| 学童保育室の運営 | 子ども支援課 | 1350 | 共稼ぎやひとり親家庭等の児童の放課後を安全で豊かなものにし、児童の健全な育ちと働く親の就労を支援する。全ての子どもを対象とした「活動の場」であるあびっ子クラブ(子どもの居場所事業)との一体的な運営を図りながら事業を推進する。 | <p>児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業として「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン計画」に基づき、市内13小学校区内に学童保育室を設置し、共働き等で放課後に保護者がいない小学生を受入れ、生活指導や集団生活を通じた保育を行う。</p> <p>平成29年度から提案型公共サービス民営化制度により委託した根戸小学童保育室の運営を随意契約により再度委託する。平成31年度から同制度を活用し民間委託した二小小学童保育室及び新木小学童保育室についても引き続き運営を委託する。当該年度において提案型公共サービス民営化制度により随意契約が終了する四小小学童保育室及び三小小学童保育室については、満足度を調査し結果を鑑みて次年度の運営に反映させる。</p> <p>なお、公営・民営に関わらず、人員配置等よりよい運営に努める。</p> | 登録児童数(1,026人)/定員数(1,035人) | % | 88 | 99 | 96 | 95 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|---|--|-----------------|---|--------|--------|--------|--------|------|
| 市立保育園の地域子育て事業 | 保育課 | 557 | 公立保育園において、在宅で子育てしている親が実施事業を通じて集団での遊びの提供を受けたり、育児相談等を利用して子育てに関する不安を解消することができ、子育てに適した地域環境づくりを推進する。 | 家庭で子育てしている親子を対象に、公立保育園3園の保育士が、公共施設に向く「けやき」は、体操やリズム遊びのほか、正月遊びや雛人形の製作など季節に応じた遊びを通して親子の交流を深め、子育て相談にも応じている。また、公立保育園3園の園庭を定期的に開放する(園庭開放「ひだまりっこ」)。湖北台保育園では毎週月・水曜日、養育園では毎週水・金曜日、つくし野保育園では毎週月・水に実施する(8月を除く・雨天中止)。時間は、午前9時30分から11時30分まで。利用したい親子は自由に遊んだり集会などに参加し集団遊びを体験できる。園児や親同士の交流を図るとともに必要に応じて育児相談を受けられる。平成28年度5月より市内在住の就学前児童とその保護者や出産を控えている方を対象に「マイ保育園ひろば」事業を開始。地域の子育て支援の充実に各園午前10時から11時まで、年10回実施。登録制で登録・参加費は無料。 | 園庭開放・マイ保育園の利用者数 | 人 | 2,024 | 2,030 | 2,035 | 2,040 | 健康福祉 |
| 子育て支援拠点事業 | 保育課 | 561 | 子どもが安全に遊べる場を設け、親同士及び子ども同士の交流を図る。 | 市内の就学前の子どもと保護者を対象とした施設を設置。施設には相談員を配置して、遊びのサポートや子育て講座などを実施する。利用者支援専門員や、保育課心理相談員、子育て支援センター情報担当と連携して、子育て相談や、子育て情報の提供を行っている。絵本や遊具、書のスペースを備え親子が安心して安全に遊べる場を提供するとともに、親同士が子育てについての情報交換が出来るよう配慮し、子育ての楽しさを味わえるようにしている。また、家族全体で育児を楽しめるような講座を実施し、父親の育児参加を促していく。公園や公共施設に施設の相談員等が出向き、子どもや親同士の交流を支援する出前保育を実施する。施設の設置場所は、我孫子地区に市内の子育て支援施設の拠点となる「こここ広場」、天王台地区に「すくすく広場」、湖北台地区に「わくわく広場」、布佐地区に「すこやか広場」 | 利用者数 | 人 | 46,787 | 55,000 | 55,000 | 55,000 | 健康福祉 |
| 市立保育園運営事業 | 保育課 | 567 | 児童福祉法に規定する、保育を必要とする児童の保育を実施し、保育所保育指針に基づき児童の健全な育成を行う。 | 市立保育園(つくし野・寿・湖北台)において保育を実施する。入園児童にかかる保育業務(入園事務、保育料の決定・徴収、保育園の管理・運営・指導・保育・栄養・保健指導、一時的保育等)を行う。臨時職員や人材派遣を活用し保育を実施する。臨床心理士による気になる子の早期発見、保護者に対する相談対応等を行う。 | 保育を必要とする児童の入園率 | % | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|------|--|-------------------------|--------|---|----|----|----|----|----|------|
| 市民体育館管理運営 | 文化・スポーツ課 | 2058 | 市民体育館の管理運営について、指定管理者制度の継続等をおおとして施設の適切な管理運営を図る。 | 市民体育館管理運営を指定管理者と連携して行う。 | 設備点検回数 | 回 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 生涯学習 |
|-----------|----------|------|--|-------------------------|--------|---|----|----|----|----|----|------|

●水防体制の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---|--|---------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 消防団の水防活動 | 警防課 | 957 | 大雨や洪水等の水災害に從事する。また、水災害に対応するための技術、知識を習得させ、消防署を含め関係機関とスムーズな連携が出来る団員を育成し、組織活動の基礎を固め効果を上げる。 | 台風や大雨等による災害が起こりうる状況時に速やかに出動し警戒することは、災害を未然に防ぎ、結果市民の生命、財産を守ることが出来る。毎年、風水害の出水期に合わせて柏市との共催による水防演習を行い、水防工法を身につけ、河川の氾濫や増水に備える。また、各訓練を通して自己及び他人を守るための安全管理も併せて身に付けさせる。なお、訓練については、団員の退入団により毎年団員編成が変わるため継続実施することが必要。 | 水防出場中の業務遂行達成数(出動回数/業務達成数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

●農業用排水施設の保全・整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|--|--|---------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 幹線排水路護岸改修(利根地区) | 農政課 | 2007 | 老朽化した幹線排水路の改修を行うことにより、安心して営農が継続できる環境を整える。また、農地外都市排水の排水機能も維持することができる。 | 以下の幹線排水路において、軽量鋼矢板が腐食し、さらに穴あき劣化が進んでいるため、全体の機能診断を実施し、改修工事を行う。 路線測量 1・2・3号幹線排水路 ?=7, 512m ①幹線1号排水路 L=5.4km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 940m ②幹線2号排水路 L=5.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 567m ③幹線3号排水路 L=3.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 005m ○総事業費:1, 935, 000千円 ○事業費負担割合:国=55%、県=28%、市(我孫子市・柏市)=17% | 負担金支出済率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 産業 |

●雨水排水施設の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|--------------------------|------|---------|--|--|-----------------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 久寺家1・2丁目地区不排水対策事業(No5流域) | 下水道課 | 2208 | 当該地区は、大雨時に下水道マンホールから溢水するため、調査によって原因を把握し、適正な対策工事を行い、管路、マンホール等の下水道施設の機能を保持できるよう努める。 | 当該地区は、平成29年度から現況を的確に把握するために不排水実態調査解析を行っている。この結果を踏まえ、平成30年度に流末エリアでTVカメラを使用した詳細調査・解析(本管、人孔)、令和元年度にも同様の調査・解析(取付管)を行い、令和2年度以降、実施設計、補修工事を行う。 | 不排水対策事業(設計・補修)の進捗率 | % | 0 | 20 | 60 | 100 | 都市基盤 |
| 新木野4丁目地区不排水対策事業 | 下水道課 | 2209 | 当該地区は、大雨時に下水道マンホールから溢水するため、調査によって原因を把握し、適正な対策工事を行い、管路、マンホール等の下水道施設の機能を保持できるよう努める。 | 当該地区は、雨天時不排水の流入が維持管理上の問題となっており、また、地元から要望も強く早急な排除対策が必要である。平成30年度に自治会との協議を行い、平成31年度以降、汚水マンホール等の現況調査(雨水の流入状況)、不排水実態調査解析(流量調査・降雨調査・地下水位調査)を行う。 | 現況調査及び住民との調整・協議の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 流域関連公共下水道不排水対策事業(第I期) | 下水道課 | 2258 | 千葉県流域関連公共下水道の不排水対策について、3流域共通の「流域関連公共下水道における不排水対策マニュアル」を作成し、各流域で不排水対策5カ年計画を策定し、流域市町全体で不排水対策を実施し、雨水浸入の原因を排除する。 | 手賀沼流域関連公共下水道の不排水対策5カ年計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、大雨時の汚水溢水等に対し、適正な対策を行い、管路、マンホール、宅内設備等の下水道施設の機能を保持できるように努める。令和2年度から、誤接続を確認するための送煙調査や雨水の浸入を防ぐためのマンホール蓋穴閉塞等を行う。 | 不排水対策送煙調査業務委託の進捗率 | % | 0 | 20 | 40 | 60 | 都市基盤 |
| 布佐排水区の整備 | 治水課 | 746 | 布佐地区で頻繁に発生する浸水被害を軽減させる。 | 布佐地区では、放流先である手賀川水位の影響により、内水が円滑に排除されず、一部の低地部において、長年に渡り常襲的な浸水被害が発生している。H26年度に布佐ポンプ場が完成したことから、雨水排水を布佐ポンプ場まで円滑に排水するため、雨水幹線を整備する。 | 雨水管整備工事の進捗率(施工済延長/施工予定延長(約1900m)) | % | 4 | 5 | 12 | 19 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|---|--|-------------------------------|----|----|------|------|------|------|---|------|
| 根戸排水区の整備 | 治水課 | 749 | 根戸雨久保地区の浸水被害を軽減させる。 | 根戸排水区中流部に位置する当該地区は、国道6号北側に隣接し、根戸地先の我孫子・柏面市混在住宅地に囲まれた起伏の激しい周辺地盤より低地なすり鉢状の地形的特長と手賀沼方面へ流下する国道6号下の既存横断排水管の著しい排水能力不足に起因して、集中豪雨時には、国道6号横断管上流直近の開渠排水路部に隣接した住宅地・耕作地内冠水等の出水被害を引き起こしている。このことから、当該地区の常習的出水による人的・財産的な被害発生を防御し治水安全度を確保するため、緊急的な水災軽減策として、洪水調整機能を有する暫定的な排水施設を確保し、抜本的な水害対策を行うまでの間、適切に維持管理する。 | 暫定調整池の維持管理 | 箇所 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 都市基盤 |
| 若松第1～第5排水区の整備 | 治水課 | 750 | 若松地区の浸水被害を軽減させる。 | 若松地区は、地盤が低く手賀沼との水位差が少ないため、内水が円滑に排除されず、頻繁に浸水被害が発生している。浸水被害対策は、5箇所の樋管の築造に合わせ、低段地区は、ポンプ・自然排水併用として、ことから、4箇所のポンプ場を改修し、高段地区は、自然排水とすることから、手賀沼に直接排水する専用の雨水管（バイパス管）を布設する。また、千葉県における手賀沼湖岸堤の工事に合わせ、樋管の管理橋及び護岸の整備を行う。 | 雨水管布設工事の進捗率(施工延長/施工予定延長1390m) | % | 68 | 75 | 85 | 100 | 都市基盤 | | |
| 市内ポンプ施設の点検 | 治水課 | 753 | 浸水被害の多い地区の降雨を円滑に排除するために、適正な維持管理を実施して十分その機能を発揮し維持できるようにする。 | 市内のポンプ施設(22箇所)点検 | ポンプ施設(22箇所)点検回数。 | 回 | 0 | 192 | 192 | 192 | 都市基盤 | | |
| 排水施設堆積物撤去業務 | 治水課 | 755 | 道路や宅地内に降った雨を円滑に排除するために、排水施設の調査及び堆積物撤去工事を行い、十分その機能を発揮できるように維持する。 | 調整池、排水路、管渠等の堆積物撤去工事 | 調整池、排水路、管渠等の堆積物撤去工事箇所数 | 箇所 | 0 | 20 | 20 | 20 | 都市基盤 | | |
| 排水施設の草刈業務 | 治水課 | 756 | 草刈り等を実施することで有効な流水断面を確保し、良好な状態を維持及び河川環境を保全する。 | 排水施設周辺の環境を保全するために、定期的な草刈を行う。 | 草刈面積 | ha | 0 | 16.7 | 16.7 | 16.7 | 都市基盤 | | |
| 排水施設維持補修工事 | 治水課 | 760 | 道路や宅地内に降った雨を円滑に排除するために、排水施設の維持補修工事を行うことで、十分な機能を発揮できるように維持する。 | 排水施設の機能を維持するため、老朽化した排水施設や破損した排水施設の維持補修の工事を行う。(市内全域・随時) | 維持補修工事の箇所数。 | 箇所 | 0 | 35 | 35 | 35 | 都市基盤 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----|------|--|---|---------------------------------------|----|---|-----|-----|-----|------|
| 金谷排水機場 ポンプの点検 | 治水課 | 761 | 浸水被害の多い地区の降雨を円滑に排除するために、適正な維持管理を実施して十分その機能を発揮し維持できるようにし、金谷排水機の長寿命化に、金谷排水機の長寿命化修繕計画策定を行い事故や機能停止の未然防止及びライフサイクルコスト最小化を図り、この計画に沿って今後の維持修繕及び設備更新工事を行って行く。 | 完成から約30年経過する金谷排水機場は田中調節池の水位が上がりがり内水が自然流下できなくなつた場合に稼働させる重要な施設で、金谷排水機場に不具合があり稼働できないと、我孫子市北部地区で甚大な浸水被害が起きる。これを防ぐために次のことが必要となる。 金谷排水機場のポンプ施設点検。 金谷排水機の長寿命化修繕計画策定。 金谷排水機場の維持修繕及び設備更新工事。 | 排水機場の点検の進捗率。 金谷排水機の長寿命化修繕計画策定の進捗率。 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 緊急浸水対策 事業 | 治水課 | 1537 | 市内全域における浸水箇所の浸水被害を軽減させる。 | 市内全域において、常襲的な浸水被害発生地又近年の突発的な集中豪雨により浸水被害が発生した地域の雨水排水施設の改修及び浸水対策施設の設置等を行い、浸水被害を軽減させる。 | 緊急浸水対策箇所数 | 箇所 | 0 | 5 | 5 | 5 | 都市基盤 |
| 天王台地区の整備(天王台6丁目地区浸水対策事業) | 治水課 | 1781 | 天王台6丁目の浸水被害を軽減させる。 | 天王台6丁目は、局部的にすり鉢状の地形をしており、且つ下流側のJR成田線の横断管の排水能力が小さいため、大雨時には雨水排水が集中し、常襲的に浸水被害を引き起こしている。 このため、雨水排水施設の整備を行い、水害の軽減を図る。 令和2年度に事業完了。 | 雨水幹線整備後の復旧工事の進捗率 | % | 0 | 100 | 0 | 0 | 都市基盤 |
| 柴崎排水区の整備(柴崎幹線整備事業) | 治水課 | 2162 | 市街地での浸水被害の発生を防止するため、計画的に幹線排水路の整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を行います。 | 柴崎排水区の下流部では、周辺を高台に囲まれている地形であることから雨水幹線の排水能力不足に起因し、浸水被害が常習的に頻発している。このことから、雨水幹線の排水能力向上を目的とし、既存の雨水管を改修する。 | 雨水幹線整備工事の進捗率(施工済延長/施工予定延長(約1180m)) | % | 2 | 5 | 10 | 18 | 都市基盤 |
| 雨水排水施設台帳の整備 | 治水課 | 2164 | 雨水排水施設台帳のシステム化を行い、計画的な改築・更新・維持管理を行う。 | 下水道事業公営企業会計への移行に伴い、下水道台帳管理システム・固定資産台帳システムが導入されることから、雨水排水施設についても市内の既存施設の調査を行い、雨水排水施設台帳システムを構築し毎年最新の排水施設データに更新することにより計画的な改築・更新・維持管理を行う。 | 雨水排水施設台帳の作成の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|------|---|--|-------------------|---|---|-----|-----|-----|------|
| 下水道ストックマネージメント事業(雨水) | 治水課 | 2222 | 公共下水道施設のすばてを対象とし、将来にわたって適切に維持管理、改築、修繕を行っていくためストックマネージメント計画を策定し実施することを目的とする。 | ストックマネージメントに基づく予防保全型の施設管理を実現するため、明確かつ具体的な施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づく点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。 また、これらの計画を実行し、評価、見直しを行うとともに施設情報を蓄積し、ストックマネージメントの精度向上を図る。具体的には、①導入準備、②施設情報の収集・整理、③施設管理の目標設定、④リスクの検討、⑤点検・調査計画の策定及び実行、⑥修繕・改築計画の策定及び実行、⑦評価の見直しという工程となる。 なお、汚水事業(下水道課)、雨水事業(治水課)の計画策定を同時に行う。 | 雨水幹線の点検調査業務委託の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
|----------------------|-----|------|---|--|-------------------|---|---|-----|-----|-----|------|

●雨水貯留タンク・浸透施設の普及促進

| 事務事業名(個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|---------------|-----|---------|---|--|------------------------|----|-------------|----------|----------|---------------|------|
| 開発等への雨水流出抑制指導 | 治水課 | 751 | 浸水被害の起こりにくいまちとする為、雨水流出抑制施設の設置を指導し普及に努める。 | 我孫子市開発等に伴う排水計画技術基準(雨水編)に基づき、排水放出申請に対する指導・回答・検査を実施する。 | 排水放出申請の回答率。 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 雨水貯留タンクの設置補助 | 治水課 | 752 | 雨水貯留タンク設置者への補助制度により設置を促進する事で、雨水の流出を抑制し浸水被害の起こりにくいまちへの意識向上を図る。 | 雨水貯留タンク設置予定者からの申請を審査し、設置後に検査を行って補助金を交付する。 | 雨水貯留タンクの累積設置基数 | 基 | 594 | 610 | 626 | 642 | 都市基盤 |
| 雨水浸透施設の普及促進 | 治水課 | 1976 | 「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に従って雨水浸透施設設置届の提出を指導することで、浸透施設の普及が促進し、都市型水害の軽減を図ることができる。 | 建築確認を受けて建築物を新築するときには、「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に従って敷地内に雨水浸透施設を設置するよう努めること及び設置届の提出が必要なることを指導する。 | 雨水浸透施設設置届出件数/建築物の新築件数。 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

●避難体制の整備

| 事務事業名(個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-------------|---------|---------|--|---|------------------|----|-------------|----------|----------|---------------|------|
| 自治会活動助成事業 | 市民活動支援課 | 179 | 自治会の地域住民相互の交流・親睦や地域の課題解決などの取り組みの充実を図る。 | 自治会活動助成金 自治会活動に対し、1世帯300円の助成金の交付をする。 | 全世帯のうち自治会加入世帯の割合 | % | 71 | 72 | 80 | 80 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|------|---|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 災害予防・初動対策事業 | 市民安全課 | 333 | <p>災害予防対策として、既往水害地域の浸水防止工事を実施する者に助成を行う。</p> <p>また、気象情報の把握及び市民に情報提供することにより、災害時の被害の軽減を図る。国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援に努める。</p> <p>避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の把握と共有を図る。</p> <p>物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定等の締結を行う。(米穀「JA」、コンビニエンスストア、トイレメーカー、資機材レンタル、社会福祉施設など)</p> | 安否確認・参集メールへ登録の徹底 | % | 97 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 成年後見制度利用の支援 | 社会福祉課 | 357 | <p>誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない状態になった場合でも、その人の権利が守られ、意思を尊重した支援を受けられる仕組みの一つである成年後見制度の利用促進を図る。</p> | 市民後見人養成講座の受講者数 | 人 | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 | 健康福祉 |
| けやきプラザ11階の施設運営 | 社会福祉課 | 2260 | <p>けやきプラザ11階の施設を有効活用するにあたり、市民の暮らしが豊かで便利になるよう、施設の運営、管理をする。</p> | 避難訓練への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|------|---|--|--------------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 老人福祉センターの運営 | 高齢者支援課 | 496 | <p>・老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業務を公募により選定する制度)を導入している。</p> <p>・指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。</p> <p>・経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p> | <p>○高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。</p> | 1日当たりの平均利用者数 | 人 | 246 | 290 | 300 | 300 | 健康福祉 |
| 成年後見制度利用への支援 | 高齢者支援課 | 532 | <p>認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの判断能力の十分な要支援者の保護を図り、自己決定権の尊重とその有する能力を活用することにより、自立した日常生活が営むことが出来る環境整備の実現を図る。</p> | <p>○認知症高齢者、知的障害または精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見人等の支援が必要であるが、後見等開始の審判について、家庭裁判所に申し立てを行う親族がいない、あるいは虐待により親族の申し立てが不可能な場合等に、市長による申し立てを行い、高齢者等の生活を支援する。</p> <p>○成年後見制度の利用促進を目的に、市長申し立て者で低所得のため成年後見人等の報酬の支払いが不可能な被後見人等や、市長申し立て者以外で第三者を成年後見人等としている生活保護の受給者等である被後見人等に対する報酬の扶助を行う。</p> <p>○老人福祉法32条の2において「市町村は後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施等を行うよう努めなければならない」と規定されていることから市民後見人養成のための事業に協力する。</p> | <p>市での成年後見申立てを必要とする高齢者の制度利用率</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| あらかぎ園の維持管理 | あらかぎ園 | 2194 | <p>市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。</p> | <p>効果的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるように施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。</p> <p>あらかぎ園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしているとともに建物躯体の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。</p> <p>令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水・防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計</p> | <p>施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所)</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | |
|------------|--------|------|--|--|---|----|------|----|----|------|
| 子どもの居場所づくり | 子ども支援課 | 1081 | 子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境を整えることにより、子どもたちが自主性、社会性、創造性などの様々な能力を自然に伸ばし生きている力を身につける。 | 「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境を整備し、地域の方の協力を得て、異年齢間の交流や様々な体験を通して子どもを育む。 平成29年度から提案型公共サービス民営化制度により委託した根戸小あびっ子クラブの運営を随意契約により再度委託する。平成31年度から同制度を活用し民間委託した二小あびっ子クラブ及び新木小あびっ子クラブについても引き続き運営を委託する。当該年度において提案型公共サービス民営化制度により随意契約が終了する四小あびっ子クラブ及び三小あびっ子クラブについては、満足度を調査し結果を鑑みて運営に反映させる。 なお、公営・民営に関わらず人員配置等よりよい運営に努める。 | % | 59 | 58.6 | 60 | 60 | 健康福祉 |
| 児童保育室の運営 | 子ども支援課 | 1350 | 共稼ぎやひとり親家庭等の児童の放課後を安全で豊かなものにし、児童の健全な育ちと働く親の就労を支援する。全ての子どもを対象とした「活動の場」であるあびっ子クラブ(子どもの居場所事業)との一体的な運営を図りながら事業を推進する。 | 児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業として「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン計画」に基づき、市内13小学校区内に児童保育室を設置し、共働き等で放課後に保護者がいない小学生を受け入れ、生活指導や集団生活を通じた保育を行う。 平成29年度から提案型公共サービス民営化制度により委託した根戸小児童保育室の運営を随意契約により再度委託する。平成31年度から同制度を活用し民間委託した二小児童保育室及び新木小児童保育室についても引き続き運営を委託する。当該年度において提案型公共サービス民営化制度により随意契約が終了する四小児童保育室及び三小児童保育室については、満足度を調査し結果を鑑みて次年度の運営に反映させる。 なお、公営・民営に関わらず、人員配置等よりよい運営に努める。 | % | 88 | 99 | 96 | 95 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|---|--|-----------------|---|--------|--------|--------|--------|------|
| 市立保育園の地域子育て事業 | 保育課 | 557 | 公立保育園において、在宅で子育てしている親が実施事業を通じて集団での遊びの提供を受けたり、育児相談等を利用して子育てに関する不安を解消することができ、子育てに適した地域環境づくりを推進する。 | 家庭で子育てしている親子を対象に、公立保育園3園の保育士が、公共施設に向く「けやき」は、体操やリズム遊びのほか、正月遊びや雛人形の製作など季節に応じた遊びを通して親子の交流を深め、子育て相談にも応じている。また、公立保育園3園の園庭を定期的に開放する(園庭開放「ひだまりっこ」)。湖北台保育園では毎週月水曜日、養育園では毎週水・金曜日、つくし野保育園では毎週月・水に実施する(8月を除く・雨天中止)。時間は、午前9時30分から11時30分まで。利用したい親子は自由に遊びの集いなどに参加し集団遊びを体験できる。園児や親同士の交流を図るとともに必要に応じて育児相談を受けられる。平成28年度5月より市内在住の就学前児童とその保護者や出産を控えている方を対象に「マイ保育園ひろば」事業を開始。地域の子育て支援の充実に各園午前10時から11時まで、年10回実施。登録制で登録・参加費は無料。 | 園庭開放・マイ保育園の利用者数 | 人 | 2,024 | 2,030 | 2,035 | 2,040 | 健康福祉 |
| 子育て支援拠点事業 | 保育課 | 561 | 子どもが安全に遊べる場を設け、親同士及び子ども同士の交流を図る。 | 市内の就学前の子どもと保護者を対象とした施設を設置。施設には相談員を配置して、遊びのサポートや子育て講座などを実施する。利用者支援専門員や、保育課心理相談員、子育て支援センター情報担当と連携して、子育て相談や、子育て情報の提供を行っている。絵本や遊具、畳のスペースを備え親子が安心して安全に遊べる場を提供するとともに、親同士が子育てについての情報交換が出来るよう配慮し、子育ての楽しさを味わえるようにしている。また、家族全体で育児を楽しめるような講座を実施し、父親の育児参加を促していく。公園や公共施設に施設の相談員等が出向き、子どもや親同士の交流を支援する出前保育を実施する。施設の設置場所は、我孫子地区に市内の子育て支援施設の拠点となる「にっこに広場」、天王台地区に「すくすく広場」、湖北台地区に「わくわく広場」、布佐地区に「すこやか広場」 | 利用者数 | 人 | 46,787 | 55,000 | 55,000 | 55,000 | 健康福祉 |
| 市立保育園運営事業 | 保育課 | 567 | 児童福祉法に規定する、保育を必要とする児童の保育を実施し、保育所保育指針に基づき児童の健全な育成を行う。 | 市立保育園(つくし野・寿・湖北台)において保育を実施する。入園児童にかかる保育業務(入園事務、保育料の決定・徴収、保育園の管理・運営・指導・保育・栄養・保健指導、一時的保育等)を行う。臨時職員や人材派遣を活用し保育を実施する。臨床心理士による気になる子の早期発見、保護者に対する相談対応等を行う。 | 保育を必要とする児童の入園率 | % | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|------|--|-------------------------|---|----|----|----|----|----|------|
| 市民体育館管理運営 | 文化・スポーツ課 | 2058 | 市民体育館の管理運営について、指定管理者制度の継続等をおこなって施設の適切な管理運営を図る。 | 市民体育館管理運営を指定管理者と連携して行う。 | 回 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 生涯学習 |
|-----------|----------|------|--|-------------------------|---|----|----|----|----|----|------|

●水防体制の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---|--|---------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 消防団の水防活動 | 警防課 | 957 | 大雨や洪水等の水災害に従事する。また、水災害に対応するための技術、知識を習得させ、消防署を含め関係機関とスムーズな連携が出来る団員を育成し、組織活動の基礎を固め効果を上げる。 | 台風や大雨等による災害が起こりうる状況時に速やかに出動し警戒することは、災害を未然に防ぎ、結果市民の生命、財産を守ることが出来る。 毎年、風水害の出水期に合わせて柏市との共催による水防演習を行い、水防工法を身につけ、河川の氾濫や増水に備える。 また、各訓練を通して自己及び他人を守るための安全管理も併せて身に付けさせる。 なお、訓練については、団員の退入団により毎年団員編成が変わるため継続実施することが必要。 | 水防出場中の業務遂行達成数(出動回数/業務達成数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

●宅地の耐震化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|--------|---------|---|---|---------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 宅地耐震化推進事業 | 市街地整備課 | 2253 | 大地震時における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、必要な際には防災区域の指定等及び対策工事等を行う。 | ○変動予測調査 ・第一次スクリーニング(大規模盛土造成地マップの作成、宅地カルテの作成)を図が実施し、大規模造成地マップを市が公表する。 ・第一次スクリーニングにより抽出された大規模盛土造成地を、計画的かつ効率的に第二次スクリーニングするための第二次スクリーニング計画(基礎資料の整理、現地踏査、優先度評価)を作成する。 ・第二次スクリーニング計画に基づき、第二次スクリーニング(地盤調査、安定計算)を行い、滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地を抽出する。 ・第二次スクリーニングより滑動崩落のおそれがあると評価した大規模盛土造成地においては、居住者やその他の影響を判断し、必要な際には防災区域の指定等を行う。 ○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 | 第二次スクリーニング調査率 | % | — | — | 10 | 20 | 防災・防犯・危機管理 |
| | | | | | 第二次スクリーニング計画の作成の達成率 | % | 0 | 100 | — | — | 防災・防犯・危機管理 |

●土砂災害防止対策の推進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|---------|---|---|---------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 手賀沼沿い斜面維持管理 | 公園緑地課 | 786 | 手賀沼沿いの斜面林を公園や緑地として保全することにより、手賀沼の原風景を確保するとともに市民にやさずらぎや憩いの場を提供する。 | 「手賀沼沿い斜面林保全条例」に基づき、地権者の理解と協力を得ながら指定の拡充を図る。管理費の助成など指定緑地の所有者に対する支援を行なうとともに取得した緑地に於ける適切な維持管理を図る。 | 指定及び取得した斜面林面積 | ha | 5.5 | 6.7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●外国人に対する防災知識の普及・啓発

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---------------------------|--|-----------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 在住外国人支援事業 | 企画課 | 7 | 在住外国人が快適に日常生活を送れるよう支援を行う。 | 地域の国際化や外国人も暮らしやすいまちの実現に向けて活動している我孫子市国際交流協会(AIRA)に、外国人のために必要な支援業務を委託する。 ○日本語教室の開催業務 ○窓口や電話で市内に在住・在勤・在学の外国人からの相談を受ける外国人相談窓口業務 ○通訳の派遣を行う外国語通訳派遣業務 ○簡易文書の翻訳を行う翻訳業務 | 外国人のための日本語教室開催数 | 回 | 62 | 68 | 68 | 68 | 市民活動 |

●自主防災活動の促進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|---------|--|---|-------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|--------------------|
| 自主防災組織 育成事業 | 市民安全 課 | 330 | 自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり、 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。 | 自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成 依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成 に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛け る。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助 成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には 50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上 が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を 実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を 交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対 し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地 域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを 育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボラン ティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。 | 自主防災 組織数 | 組織 | 135 | 136 | 137 | 138 | 防災・防 犯・危機 管理 |

●防災訓練の実施

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-------------|---------|--|---|-------------------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 市民活動ス テーションの管 理 | 市民活動 支援課 | 171 | 市民活動ステーション指定管 理者が実施する施設運営(市 民公益活動支援事業を含む) を監理し、市民のまちづくり活 動の活性化が図れるようにす る。 | ○指定管理者により施設の管理運営及び市民公益活動支 援事業を行う。 ＜施設＞開館時間:9時～21時(第2・4月曜日と年末年 始は休館)夜間(17時以降)予約制。 ・会議スペース(2)、オーブンスペース、作業室、印刷機、 コピー機、備品ロッカー、メールボックス、パソコン、私書箱。 ・コミュニケーションオフィス、掲示板、図書の貸出・閲覧による情 報提供。 ＜市民公益活動支援事業＞ ・市民公益活動に関する相談(市民活動インタラジック、市民 子どもを対象としたボランティアNPO体験事業など)、市民 公益活動の参加促進(市民の子カラまつり、市民・団体向け 講座の実施)、市民公益活動に関する情報発信や交流事 業など。 | けやきプラ ザでの防 災訓練へ の参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-----|---|--|--------|---|-----|-------|------|------|------------|
| 防災訓練の実施 | 市民安全課 | 335 | 訓練は、防災対策の強化、防災意識の高揚及び災害時における市民の的確な判断や行動力の向上を図るとともに、防災関係機関、ボランティア等の連携を図ることを目的に実施する。 また、大規模震災初動体制計画の円滑な運用の検証をする。 | 防災訓練は、日頃から減災への備えに努めることを目的とし、「東日本大震災」の教訓を生かせる、より実効性のある訓練を実施することにより災害時の被害を軽減する。 具体的な訓練として、総合防災訓練、避難所運営訓練、職員習熟訓練を行う。 ○総合防災訓練は、救護訓練、救出訓練などにより、関係機関との協力・市民の意識啓発を行い、訓練を実施する。 ○避難所運営訓練では、実際に避難所となる小学校で、各学区内の自治会を対象に受付、トイレ組立等の住民参加型の訓練を実施する。 ○職員習熟訓練では、全職員を対象に参集メール配信システムを利用して、安否確認、情報収集訓練を実施する。 | 訓練参加人数 | 人 | 373 | 1,000 | 1100 | 1250 | 防災・防犯・危機管理 |
|---------|-------|-----|---|--|--------|---|-----|-------|------|------|------------|

●避難体制の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|---------|---------|--|---|------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 自治会活動助成事業 | 市民活動支援課 | 179 | 自治会の地域住民相互の交流・親睦や地域の課題解決などの取り組みの充実を図る。 | 自治会活動助成金 自治会活動に対し、1世帯300円の助成金の交付をする。 | 全世帯のうち自治会加入世帯の割合 | % | 71 | 80 | 80 | 80 | 市民活動 |
| 災害予防・初動対策事業 | 市民安全課 | 333 | 災害予防対策として、既往水害地域の浸水防止工事を実施する者に助成を行う。 また、気象情報の把握及び市民に情報提供することにより、災害時の被害の軽減を図る。国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。災害時の通信手段として確実性の高いメールシステムを構築する。 | 大雨により戸建住宅、店舗、事務所等に浸水被害を受けた方が、浸水防止等の対策をする者に対して助成金を交付し、浸水による被害の軽減を図る。 また、千葉県被災者生活再建支援事業により、国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。 地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災害時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象情報等を的確に把握するとともに、通信手段として確実性の高いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に努める。 避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の把握と共有を図る。 物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定等の締結を行う。(米穀「JA」、コンビニエンスストア、トイレメーカー、資機材レンタル、社会福祉施設など) | 安否確認・参集メールへ登録の徹底 | % | 97 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------|-------------|---|---|----------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| <p>成年後見制度利用の支援</p> | <p>社会福祉課</p> | <p>357</p> | <p>誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない状態になった場合でも、その人の権利が守られ、意思を尊重した支援を受けることができるよう、権利擁護の仕組みの一つである成年後見制度の利用促進を図る。</p> | <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、社会福祉協議会の「あびこ後見支援センター」、高齢者支援課、障害福祉支援課、市民団体等と連携し、成年後見制度の普及および利用促進を図る。生活相談担当窓口における相談者の中で、成年後見制度の利用が必要と考えられる場合においては、担当課と連携し、適切な制度利用につなげる。</p> <p>【政策】 今後、高齢化が進み、認知症となる高齢者の増加や障害のある方の重度化・重複化等により、制度利用者の更なる増加が予想される。専門職の後見人では賅えなくなることが想定されており、それに代わる担い手として市民後見人の育成が望まれている。講座を実施し、市民後見人の育成を図る。</p> | <p>人</p> | <p>0</p> | <p>5</p> | <p>5</p> | <p>5</p> | <p>5</p> | <p>健康福祉</p> |
| <p>けやきプラザ1階の施設運営</p> | <p>社会福祉課</p> | <p>2260</p> | <p>けやきプラザ1階の施設を有効活用するにあたり、市民の暮らしが豊かで便利になるよう、施設の運営、管理をする。</p> | <p>平成30年度に策定した「けやきプラザ11階の活用方針」に基づき、婚活事業、子どもの学習支援事業、子ども食堂活動性事業、リースベース「手賀沼のうなぎさん家」として活用していく。 平成31年度からけやきプラザ1階の管理主体は、市民生活支援課から社会福祉課に移行していたが、令和2年度から予算を含めて完全に移行することとなったため、事務移管を行った。</p> | <p>%</p> | <p>100</p> | <p>100</p> | <p>100</p> | <p>100</p> | <p>100</p> | <p>市民活動</p> |
| <p>老人福祉センターの運営</p> | <p>高齢者支援課</p> | <p>496</p> | <p>・老人福祉センターに指定管理者制度（施設管理・運営業者を公募により選定する制度）を導入している。 ・指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。 ・経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p> | <p>○高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。</p> | <p>人</p> | <p>246</p> | <p>290</p> | <p>300</p> | <p>300</p> | <p>300</p> | <p>健康福祉</p> |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------|------|--|--|---|---|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 成年後見制度 利用への支援 | 高齢者支 援課 | 532 | 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの判断能力の不足な要支援者の保護を図り、自己決定権の尊重とその有する能力を活用することにより、自立した日常生活が営むことのできる環境整備の実現を図る。 | <p>○ 認知症高齢者、知的障害者または精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見人等の支援が必要であるが、後見等開始の審判について、家庭裁判所に申し立てを行う親族がいらない、あるいは虐待により親族の申し立てが不可能な場合等に、市長による申し立てを行い、高齢者等の生活を支援する。</p> <p>○ 成年後見制度の利用促進を目的に、市長申し立て者で低所得のため成年後見人等の報酬の支払いが不可能な被後見人等や、市長申し立て者以外で第三者を成年後見人等としている生活保護の受給者等である被後見人等に対し報酬の扶助を行う。</p> <p>○ 老人福祉法32条の2において「市町村は後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施等を行うよう努めなければならない」と規定されていることから市民後見人養成のための事業に協力する。</p> | 市での成 年後見申 立を必要と する高齢 者の制度 利用率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| あらき園の維持 管理 | あらき園 | 2194 | 市の生活介護事業所として利用者にとり日常生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。 | <p>効果的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるように施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。</p> <p>あらき園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしているとともに建物躯体の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。</p> <p>令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水・防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計</p> | 施設の維 持管理率 (修繕・工 事実施箇 所/必要 修繕・工事 箇所) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |

| | | | | | | | | | | |
|------------|--------|------|--|---|---------------------------|----|------|----|----|------|
| 子どもの居場所づくり | 子ども支援課 | 1081 | 子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境を整えることにより、子どもたちが自主性、社会性、創造性などの様々な能力を自然に伸ばし生かせる力をも身につける。 | 「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境を整備し、地域の方の協力を得て、異年齢間の交流や様々な体験を通して子どもを育む。 平成29年度から提案型公共サービス民営化制度により委託した根戸小あびっ子クラブの運営を随意契約により再度委託する。平成31年度から同制度を活用し民間委託した二小あびっ子クラブ及び新木小あびっ子クラブについても引き続き運営を委託する。当該年度において提案型公共サービス民営化制度により随意契約が終了する四小あびっ子クラブ及び三小あびっ子クラブについては、満足度を調査し結果を鑑みて運営に反映させる。 なお、公営・民営に関わらず人員配置等よりよい運営に努める。 | 全あびっ子クラブ登録児童数／全小学校在籍児童数 | 59 | 58.6 | 60 | 60 | 健康福祉 |
| 学童保育室の運営 | 子ども支援課 | 1350 | 共稼ぎやひとり親家庭等の児童の放課後を安全で豊かなものにし、児童の健全な育ちと働く親の就労を支援する。全ての子どもを対象とした「活動の場」であるあびっ子クラブ(子どもの居場所事業)との一体的な運営を図りながら事業を推進する。 | 児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業として「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン計画」に基づき、市内13小学校区内に学童保育室を設置し、共働き等で放課後に保護者がいない小学生を受け入れ、生活指導や集団生活を通じた保育を行う。 平成29年度から提案型公共サービス民営化制度により委託した根戸小学童保育室の運営を随意契約により再度委託する。平成31年度から同制度を活用し民間委託した二小小学童保育室及び新木小学童保育室についても引き続き運営を委託する。当該年度において提案型公共サービス民営化制度により随意契約が終了する四小学童保育室及び三小学童保育室については、満足度を調査し結果を鑑みて次年度の運営に反映させる。 なお、公営・民営に関わらず、人員配置等よりよい運営に努める。 | 登録児童数(1,026人)/定員数(1,035人) | 88 | 99 | 96 | 95 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|--|--|-----------------|---|--------|--------|--------|--------|------|
| 市立保育園の地域子育て事業 | 保育課 | 557 | 公立保育園において、在宅で子育てしている親が実施事業を通じて集団での遊びの提供を受けたり、育児相談等を利用して子育てに関する不安を解消することができる、子育てに適した地域環境づくりを推進する。 | 家庭で子育てしている親子を対象に、公立保育園3園の保育士が、公共施設に出向く「けやき」は、体操やリズム遊びのほか、正月遊びや雛人形の製作など季節に応じた遊びを通して親子の交流を深め、子育て相談にも応じている。また、公立保育園3園の園庭を定期的に開放する(園庭開放「ひだまりっこ」)。湖北台保育園では毎週月水曜日、寿保育園では毎週水・金曜日、つくし野保育園では毎週月・水に実施する(8月を除く・雨天中止)。時間は、午前9時30分から11時30分まで。利用したい親子は自由に遊んだり集会などに参加し集団遊びを体験できる。園児や親同士の交流を図るとともに必要に応じて育児相談を受けられる。平成28年度5月より市内在住の就学前児童とその保護者や出産を控えている方を対象に「マイ保育園ひろば」事業を開始。地域の子育て支援の充実を目的に各園午前10時から11時まで、年10回実施。登録制で登録・参加費は無料。 | 園庭開放・マイ保育園の利用者数 | 人 | 2,024 | 2,030 | 2,035 | 2,040 | 健康福祉 |
| 子育て支援拠点事業 | 保育課 | 561 | 子どもが安全に遊べる場を設け、親同士及び子ども同士の交流を図る。 | 市内の就学前の子どもと保護者を対象とした施設を設置。施設には相談員を配置して、遊びのサポートや子育て講座などを実施する。利用者支援専門員や、保育課心理相談員、子育て支援センター情報担当と連携して、子育て相談や、子育て情報の提供を行っている。絵本や遊具、量のスペースを備え親子が安心して安全に遊べる場を提供するとともに、親同士が子育てについての情報交換が出来るよう配慮し、子育ての楽しさを味わえるようになっている。また、家族全体で育児を楽しめるような講座を実施し、父親の育児参加を促していく。公園や公共施設に施設の相談員等が出向き、子どもや親同士の交流を支援する出前保育を実施する。施設の設置場所は、我孫子地区に市内の子育て支援施設の拠点となる「ここ広場」、天王台地区に「すくすく広場」、湖北台地区に「わくわく広場」、布佐地区に「すこやか広場」 | 利用者数 | 人 | 46,787 | 55,000 | 55,000 | 55,000 | 健康福祉 |
| 市立保育園運営事業 | 保育課 | 567 | 児童福祉法に規定する、保育を必要とする児童の保育を実施し、保育所保育指針に基づき児童の健全な育成を行う。 | 市立保育園(つくし野・寿・湖北台)において保育を実施する。入園児童にかかる保育業務(入園事務、保育料の決定・徴収、保育園の管理・運営・指導・保育・栄養・保健指導、一時的保育等)を行う。臨時職員や人材派遣を活用し保育を実施する。臨床心理士による気になる子の早期発見、保護者に対する相談対応等を行う。 | 保育を必要とする児童の入園率 | % | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|------|--|-------------------------|--------|---|----|----|----|----|----|----|------|
| 市民体育館管理運営 | 文化・スポーツ課 | 2058 | 市民体育館の管理運営について、指定管理者制度の継続等をおこなって施設の適切な管理運営を図る。 | 市民体育館管理運営を指定管理者と連携して行う。 | 設備点検回数 | 回 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 生涯学習 |
|-----------|----------|------|--|-------------------------|--------|---|----|----|----|----|----|----|------|

●学校における防災教育

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-------------------|-------|-------|---|--|-----------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 学校の環境衛生事業 | 学校教育課 | 1034 | 学校において、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図る。 | 毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示された環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後措置を講じる。 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配布して対応を図る。 放射線量の測定を校庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表する。 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に関係する機関と連携し点検を行う。 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。 | 基準値内 校/全校 | % | 53 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 適応指導教室「ヤング手賀沼」の運営 | 教育研究所 | 1074 | 長期欠席、不登校児童生徒に対して、学習の補充、様々な活動を通して自立を促し、集団への適応力を養う。子どもの発達状況や精神状況を踏まえて学校生活への復帰を図る。 | 長期欠席、不登校児童生徒及びその保護者に対し、心理的不安を解消していく過程で、集団への適応・自立を促し、学校生活への復帰ができるような支援・指導を行う。 現在、適応指導教室が入っている建物は、施設のあり方及び施設整備を含めて再検討していきます。 | ヤング手賀沼に通級している児童生徒の出席率 | % | 53 | 60 | 60 | 65 | 生涯学習 |

●情報伝達手段の整備

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|-------|--|---|----------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 通信インフラの整備 | 情報政策課 | 2219 | 災害発生時のインターネット環境の提供・情報発信のために公衆無線LAN環境を整備する。 | ○天王台駅南口、手賀沼公園にて公衆無線LANサービスを提供する。(H29年度整備) ○けやきプラザ、我孫子駅南口にて公衆無線LANサービスを提供する。(H31年度整備) ○駅前、観光施設、防災拠点を中心に利活用を検討し優先順位の高いところから順次整備を進めていく。 ○接続時のリダイレクト機能を活用し、利用者への効果的な情報発信を行う。 | 公衆無線LANが整備された数 | 個所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----|--|---|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 報道機関への 情報提供 | 秘書広報 課 | 87 | 報道機関へ適切に情報提供を 行うことにより、広く市民に市政 への関心と参加を促し、市内 外への市の施策などをアピール する。 | 報道機関へ適切に情報提供を 行うことにより、広く市民に市政 への関心と参加を促し、市内 外への市の施策などをアピール する。 | 記者会見の実施、会見内容や日程などの連絡調整、資 料の送付 ○柏記者クラブや他の報道機関への議会資料などの送付 ○行事予定表の調整と送付 ○訃報の連絡 ○新聞、テレビの広告掲載 | 件 | 290 | 85 | 85 | 85 | 85 | 計画推進 のため |
| ホームページの 管理・充実 | 秘書広報 課 | 97 | 市政に関する情報や市の様々 な魅力をインターネットによっ て、より多くの方に提供すると ともに、利用者の利便性をさら に高める。 | 市の生活に密着した様々な情報を積極的に提供・発信す る。掲載情報の充実を図り、常に最新の状態で更新する。さ らに、利用者の方々がより見やすく検索しやすいよう、市ホ ムページ機能の充実を図るとともに、若い世代の定住化に 向けた情報を発信する。また、バナー広告を掲載し市の収 入源を確保する。 | 市の生活に密着した様々な情報を積極的に提供・発信す る。掲載情報の充実を図り、常に最新の状態で更新する。さ らに、利用者の方々がより見やすく検索しやすいよう、市ホ ムページ機能の充実を図るとともに、若い世代の定住化に 向けた情報を発信する。また、バナー広告を掲載し市の収 入源を確保する。 | 人 | 12,783 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 計画推進 のため |
| 広報の編集・発 行 | 秘書広報 課 | 98 | 市民と市が行政情報などを共 有するため、月2回「広報あび こ」を編集・発行する。 | 市の施策や事業、市民からのお知らせ等の情報を編集し広 報あびこを発行する。(月2回:1日・16日) 配布は、原則、全世帯とし新聞折込により配布。新聞未購 読世帯には申出により宅配を行う。市内公共施設に設置し 配布を行う。(各行政サービスセンター・近隣センター・公民 館・図書館、アピスタ、市民プラザ等) 視覚障害者には、「声の広報」、市内在住外国人には 『ニューズレターアピコ』(毎月1回発行)を発行し配布してい る。 スマートフォンアプリを活用し「広報紙」を配信している。 広報作成及び新聞店への配送は民間委託。 | 市の施策や事業、市民からのお知らせ等の情報を編集し広 報あびこを発行する。(月2回:1日・16日) 配布は、原則、全世帯とし新聞折込により配布。新聞未購 読世帯には申出により宅配を行う。市内公共施設に設置し 配布を行う。(各行政サービスセンター・近隣センター・公民 館・図書館、アピスタ、市民プラザ等) 視覚障害者には、「声の広報」、市内在住外国人には 『ニューズレターアピコ』(毎月1回発行)を発行し配布してい る。 スマートフォンアプリを活用し「広報紙」を配信している。 広報作成及び新聞店への配送は民間委託。 | 部 | 1,128,000 | 1,225,000 | 1,225,000 | 1,225,000 | 1,225,000 | 計画推進 のため |
| 電話システム(I P電話)の管理 | 施設管理 課 | 106 | 庁舎及び出先機関に設置したI P電話システムの適正な管理と 運用を行う。 | 庁内LAN網を利用した電話通信としてIP電話システムを設 置し、適正な管理と安定した運用を行う。 | 庁内LAN網を利用した電話通信としてIP電話システムを設 置し、適正な管理と安定した運用を行う。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進 のため |
| 防災情報伝達 システムの管理 運用 | 市民安全 課 | 338 | 災害時の効率的な情報伝達手 段として防災行政無線設備の 維持管理並びに運用の充実に 努める。 | 防災行政無線は、平成27年度までに子局のデジタル化と 新規設置の整備を実施した。 また、平成29年度に老朽化した移動系無線機基地局の 更新工事を実施した。 整備後は、災害時に一斉・効率的に情報伝達できる防災 行政無線の維持管理を強化し、いざという場合に備えると ともに、職員の無線機器操作講習の実施や操作資格者の育 成など、運用体制の充実に努める。 | 防災情報 無線メール 配信登録 者数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 防災・防 犯・危機 管理 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|------|--|---|--------------------|---|------|-----|-----|---|------|
| 小中学校コンピュータ教育の推進 | 指導課 | 1415 | 各小中学校のICT機器を整備し、運用のサポート、保守の充実、情報教育の環境の整備を図る。 | 情報教育機器を効果的に活用した「わかる授業」の展開に努めることで、学力の向上を図る。また、教職員の校務を効率化し、負担を軽減することにより、生徒と向き合う時間を増やし、きめ細やかな指導を行うことで、教育活動の質の改善を図る。そのために、研修の機会の充実や機器等の整備、維持管理に努める。 | 教育用コンピュータあたりの児童生徒数 | 人 | 9.59 | 1.3 | 1.1 | 1 | 生涯学習 |
|-----------------|-----|------|--|---|--------------------|---|------|-----|-----|---|------|

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

●道路の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-----|-----------------|--|--|--|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 道路用地の管 理 | 道路課 | 664 | 道路機能を確保するために、 道路用地の権限を取得する。 | 隣切り用地確保のため、民有地の権限取得を進める。 道路・水路用地の借地契約更新を行う。 | 各年度の 取得率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 開発行為の指 導・道路用地の 寄付帰属 | 道路課 | 665 | 開発行為により、安全で快適 な道路整備と狭あい道路の解 消を図る。 | 周辺の道路状況を考慮しながら、道路の規格及び安全施設 等の付帯施設整備について開発事業者と協議し、指導す る。また、開発行為により整備された新設道路及び拡幅道 路の用地については、帰属により取得し、市が適正に維持管 理する。 | 各年度の 処理件数 ／申請件 数×100 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 放置車両の処 理 | 道路課 | 666 | 安全で快適に通じ、市道管理の充 実を図る。 | 路上に放置された車両の所有者を調査し、道路の安全管理 に努める。また、所有者不明の場合警察官立ち合いで撤去 する。 | 各年度の 放置車両 未発見率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 法定外公共物 管理 | 道路課 | 667 | 法定外公共物の草刈等の維持 管理を行うとともに、将来的 に道路とする必要性のない土 地については、譲渡して効率 的な財産管理を行う。 | 法定外公共物の管理体制を確立し適切な維持管理・使用 手続受付等・草刈り等の維持管理・境界確定等の財産管理 を行うとともに、道路が必要な箇所についてはこの用地を活 用し整備する。 | 各年度の 相談処理 率(解決件 数/相談 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路樹の維持 管理事業 | 道路課 | 671 | 我孫子市の環境軸をより厚み のある豊かなものとするため に、車両・歩行者の安全を確 保しながら街路樹を守り育て る。 | 街路樹の路線別特色に基づき適正・効率的に剪定、消毒、 倒木・枯木処理、補植等を実施する。 | 各年度の 街路樹維 持管理率 (病虫害・ 支障枝等 街路樹育 成阻害要 因の除去 件数/病 害虫・支 障枝等街 路樹成阻 害要因の 除去必要 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|--|---|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 街路灯の新設及び維持管理 | 道路課 | 672 | 街路灯の不具合を補修し、車両・歩行者の安全を確保する。また、安全上必要と思われる箇所に新規街路灯の設置を行う。 | 各年度の街路灯補修率(街路灯補修件数/街路灯補修依頼件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持補修 | 道路課 | 675 | 道路の破損箇所を支障ない状態に補修するとともに、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路のイメージアップを図る。 | 各年度で予定している道路の維持補修工事の進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路パトロール | 道路課 | 677 | 現道の支障箇所を早急に発見・解消し、車両・歩行者の安全を確保する。 | 各年度のパトロール実施率(パトロール実施件数/パトロール実施予定件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持管理作業(土木センター) | 道路課 | 682 | 現場の支障箇所を早急に解消して車両・歩行者の安全を確保する。自治会清掃等で発生した残土を回収し処分する。 | 各年度の苦情等受付処理対応の土木センター緊急処理完了率(土木センター処理対応完了件数/土木センター処理依頼総件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| バリアフリー歩道改良 | 道路課 | 684 | 歩道の段差解消により安全で快適な歩行・車椅子通行帯の確保を行う。 | 主要道路のバリアフリー化率 | % | 25 | 30 | 35 | 40 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------|------|------|---|--|-----------------------------------|-----------------------|-----------|-----------|------------|------|
| 下新木踏切道の改良 | 交通課 | 701 | 下新木踏切の拡幅整備を行い、利用者の安全と利便性の向上を図るとともに、南北地区の連絡を強化する。 | 下新木踏切及び踏切に接続する両側市道の円滑で安全な通行を確保するため、地権者交渉を行って順次市道の拡幅用地を取得するとともに、歩道整備を行う。(延長210m) | (現況)契約権利者数(変更案)整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | 件 0 (%) (42) | 2 (63) | 2 (80) | 2 (100) | 都市基盤 |
| 下ヶ戸・中里線外1線の整備 | 交通課 | 2016 | 都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線を進めバイパスとして県が整備を進めており、整備が完了するとバイパスの交通量増加が見込まれる。集中する交通を分散させるために、3・4・10号青山・日秀線及び3・4・9号下ヶ戸・中里線の整備を行う。 | 千葉県が進めている国道356号我孫子バイパス(都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線)の整備進捗に合わせて、都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線の全長3,140mの内、未整備区間の延長110m(幅員16m)及び3・4・10号青山・日秀線間全長5,260mの内、未整備区間の延長580m(幅員16m)を整備する。 | 事業用地取得 | 件 5 | 14 | 21 | 28 | 都市基盤 |
| 青山区の流域下水道への接続事業 | 下水道課 | 2062 | 青山区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道(手賀沼北部第二幹線)への接続切替えが完了し、青山汚水中継ポンプ場の運転を停止している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、安全な道路交通等を確保する。 | 当該ポンプ場は、すでに供用開始してから20年余りが経過し、老朽化にぐわえ、流域下水道(手賀沼北部第二幹線)の完成により青山区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道への接続切替え工事を実施し、完了した。切替え完了後は、当該ポンプ場を災害用マンホールトイレ等の資機材置場として一時的に活用している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞工事の進捗率 | % 0 | 20 | 70 | 100 | 都市基盤 |
| 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管閉塞事業 | 下水道課 | 2182 | 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管を閉塞し、安全な道路交通を確保する。 | 久寺家汚水中継ポンプ場に接続する圧送管を閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞事業(協議・設計・閉塞)の進捗率 | % 0 | 10 | 50 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|-----|--|--|--------------------|---|---|---|---|---|---|------|
| 幹線道路網に関する調査・検討 | 都市計画課 | 777 | 都市計画道路や国道、県道、幹線市道等の整備状況、位置づけ、将来交通量、未整備路線整備の費用対効果等を踏まえ、幹線道路網について調査・検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。 また、国が新たな広域幹線道路を計画する場合、影響する事業や活用する手法の抽出・検討を行う。 | 長期末整備都市計画道路についての見直し方針(H25年度)に基づき、市内の交通状況や道路の整備状況などを見極めながら、必要な見直しを行う。 | 千葉県等関係機関との協議、調整の回数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 都市基盤 |
|----------------|-------|-----|--|--|--------------------|---|---|---|---|---|---|------|

●水道施設の耐震化・維持管理

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|------------------|-----|-------------|--|---|-------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|---------------------------|------|
| 浄水場施設の更新業務 | 工務課 | 892 | 浄水場施設の耐用年数が経過し能力が低下した機器を計画的に更新し、安全な水の安定的な供給に努める。 | 我孫子市水道事業基本計画に基づき浄水場施設の更新を行う。 | 設備機器更新工事の進捗率 | % | 82 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 浄水場系包括委託業務 | 工務課 | 893 | 包括委託により事業運営の効率化と安全な水の安定供給を図ると共に市民サービスの向上を図る。 | 浄水場設備運転及び維持管理業務等の包括的民間委託 1. 浄水場運転監視操作業務及び巡回点検業務 2. 電気機械設備機器年次保守点検及び設備維持管理業務 3. 施設管理業務 4. 薬品管理業務 5. 水質管理業務 | 浄水場における不具合修理件数/浄水場における不具合発見件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 経年劣化水道管路の更新改良耐震化 | 工務課 | 895 | 経年劣化が進んでいる水道管路施設の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた水道管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。 | 経年劣化管路(配水管)を耐震・耐食性に優れた管材に布設替えし、地震災害に強い管路網を構築する。管路耐震化及び老朽管更新にあたっては「水道管路網総合評価(耐震・重要度)」で学術的に評価した管網解析を基礎データとした「我孫子市水道管路耐震化計画(平成27年3月策定)」を踏まえ、現状の課題(更新継続・漏水調査・老朽塩ビ管・鉛製給水管・管網見直し)を総括し将来の方向性を定めた「我孫子市水道事業基本計画(平成31年3月策定)」に基づき計画する。 | 経年劣化管路・更新布設替延長距離(m) | m | 5,473 | 5,399 | 3,770 | 3,770 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----|------|--|---|--------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 水質管理業務 | 工務課 | 899 | 適正な水質管理のもと、安全・快適でおいしい水道水を供給する。 | 水質検査計画に基づき、適正に水質検査を実施すると共に洗管作業により市内の水質管理を行う。 また、水道水への様々なリスクに対し安全性を高めるため水安全計画を運用する。 | 水質基準適合率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 配水管路自己 施工工事の指 導・検査 | 工務課 | 904 | 市施行の公共施設整備事業や民間宅地開発事業による水道管の新設・切欠工事による要綱及び仕様書に基づき高職員が指導及び検査し、水道施設の品質を保つことを目的とする。 | 市施行の公共施設工事(下水道・治水等)に伴う水道管路切欠工事や、民間事業者が行う宅地開発・造成に伴う水道管路新設・切欠工事など起因者が自己の発注により施行する水道管路工事の審査・許認可指導監督・検査・施設渡業務を「我孫子市水道配水管自己施工工事に関する要綱(平成26年3月31日(水)告示第1号)」により実施する。 | 適正に審査・指導・検査を実施した件数 | 件 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 都市基盤 |
| 配水管路の新 設・拡張整備 | 工務課 | 906 | 配水管新設・拡張整備により水道未普及地区の解消を図る。 | 水道未普及地区解消を目指し未供給世帯個々の要望や状況を確認の上、水道局が配水管路新設・拡張整備を行うことにより水道利用を促進し、普及率の向上を図る。 | 配水管新設延長距離(m) | m | 500 | 50 | 50 | 500 | 50 | 50 | 都市基盤 |
| 水道管路施設 維持修繕 | 工務課 | 907 | 大規模事故を引き起こすことも危惧されるときも水道経営にも悪影響を及ぼす一因ともなっている無収水量となる漏水を防止することにより資源消費の節約と有収率の向上を図る。 | 水道管路・水道管路付属施設・消火栓等の修繕工事の施工・工事監督・断水対策その他漏水修繕に係る事務処理を実施する。 | 維持修繕工事件数 | 件 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 都市基盤 |
| 管路情報管理 システム運用 | 工務課 | 912 | 導・送・配水管網や取水井・浄水場内施設の情報データベース化して管理する。 | 水道局発注工事により更新された管路に関するデータを管路情報管理システムに登録し、管路情報を最新のデータに維持管理する。 | データ更新距離(m) | m | 5,973 | 5,449 | 4,270 | 5,130 | 5,130 | 5,130 | 都市基盤 |
| 浄水場施設の 維持管理業務 | 工務課 | 1821 | 浄水場施設の適切な維持管理を行い安全な水を安定的に供給する。 | 浄水場施設の保守点検及び修繕等の維持管理を行う。 1. 設備の保守点検 2. 水槽及び施設の清掃等維持管理 3. 設備の修繕 | 浄水場無事故割合(浄水場数-浄水場停止事故件数)/浄水場数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 基幹水道管路 の更新改良・耐 震化 | 工務課 | 2037 | 経年劣化が進んでいる基幹管路(重要給水施設に至るルート)の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた基幹管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。 | 重要給水施設管路のうち、応急給水設備を設置するが災害用対策井戸を有しない市内小学校10校への配水ルート(浄水場内配管も含む)を基幹管路と再定義し、我孫子市耐震化計画に優先順位を付け耐震化を進めることで、具体的なかつ効果的な地震災害に強い基幹管路網を構築する。 | 基幹管路耐震化基本設計延長距離(m) | m | 6,720 | 9,860 | 1,310 | 1,310 | 1,310 | 1,310 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|------|-------------------|-----------------------------|---|---|----|----|----|----|------|
| 適正な取受配水管理 | 工務課 | 2140 | 将来にわたり安定して供給できる水道 | 安定した水源の確保を行い、安全な水を安定的に供給する。 | 水源余裕率((確保している水源水量/一日最大配水量)×100(水道事業ガイドラインに基づき業務指標1002)) | % | 33 | 35 | 35 | 45 | 都市基盤 |
|-----------|-----|------|-------------------|-----------------------------|---|---|----|----|----|----|------|

● 応急給水体制の整備

| 事務事業名(個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-------------|-----|---------|--|---|----------------------|----|-------------|----------|----------|---------------|------|
| 応急給水体制の充実 | 経営課 | 2152 | 自治会などが設置する自主防災組織等との連携を図り、災害時などに迅速かつ効果的な応急給水を実施できるような体制を整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等へ参加し、自主防災組織と連携した応急給水訓練を実施する。 ・防災訓練等とおし、地域市民の方々に応急給水について理解を深めていただくとともに、災害時の備えについて考えていただく。 | 応急給水訓練を実施した自主防災組織等の数 | 回 | 4 | 4 | 4 | 4 | 都市基盤 |

●物資の調達・供給体制の構築

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-----------|-------------|--|--|------------------------------|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|--------------------|
| 災害予防・初 動対策事業 | 市民安全 課 | 333 | 災害予防対策として、既往 水害地域の浸水防止工事を 実施する者に助成を行う。 また、気象情報の把握及び 市民に情報提供することによ り、災害時の被害の軽減を図 る。国の被災者支援生活再建 支援制度の対象とならない世 帯の支援を行う。災害時の通 信手段として確実性の高い メールシステムを構築する。 | 大雨により戸建住宅、店舗、事務所等に浸水被害を受け た方が、浸水防止等の対策をする者に対して助成金を交付 し、浸水による被害の軽減を図る。 また、千葉県被災者生活再建支援事業により、国の被災 者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を 行う。 地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災 害時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象 情報等を的確に把握するとともに、通信手段として確実性の 高いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に 努める。 避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報 の把握と共有を図る。 物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供・援協 定等の締結を行う。(米穀「JAJ」、コンビニエンスストア、トイレ メーカー、資機材レンタル、社会福祉施設など) | 安否確認・ 参集メー ルへ登録 の徹底 | % | 97 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 防災用施設及 び非常用備蓄 品整備事業 | 市民安全 課 | 340 | 非常用品の備蓄及び資器材 の保守に努め災害時における 市民の避難生活の安心・安全 を確保する。防災体制の整備 のため、防災施設の整備を進 める。避難場所の標識の整備 や市民に対し避難場所である ことを明確にする。 | 非常用備蓄品については、食料・非常用毛布・非常用トイレ 等を優先して補充する。 市内各小中学校に備蓄倉庫が整備していくとともに、基幹 型となる単独型防災備蓄倉庫の設置を検討する。 災害時にスムーズな避難が行えるように避難場所の標識 を整備していく。また、平時から避難所運営訓練などを通し て、地域の避難場所を広く周知する。 | 備蓄食糧 数 | 食 | 128,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 | 防災・防 犯・危機 管理 |

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●自主防災活動の促進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-----------------|--|---|-------------|--------|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 自主防災組織 育成事業 | 市民安全 課 | 330 | 自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり、 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。 | 自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成 依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成 に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛け る。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助 成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には 50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上 が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を 実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を 交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対 し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地 域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを 育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボラ ンティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。 | 自主防災 組織数 | 組 織 | 135 | 136 | 137 | 138 | 防災・防 犯・危機 管理 |

●防災訓練の実施

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-------------|-----------------|--|---|-------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 市民活動ス テーションの管 理 | 市民活動 支援課 | 171 | 市民活動ステーション指定管 理者が実施する施設運営(市 民公益活動支援事業を含む) を監理し、市民のまちづくり活 動の活性化を図れるようにす る。 | ○指定管理者により施設の管理運営及び市民公益活動支 援事業を行う。 ＜施設＞開館時間:9時～21時(第2・4月曜日と年末年 始は休館)夜間(17時以降)予約制。 ・会議スペース(2)、オープンスペース、作業室、印刷機、コ ピー機、備品ロッカー、メールボックス、パソコン、私書箱。 ・コミュニケーションフィス、掲示板、図書の貸出・閲覧による情 報提供。 ＜市民公益活動支援事業＞ ・市民公益活動に関する相談(市民活動インターンシップ、 子どもを対象としたボランティアNPO体験事業など)、市民 公益活動の参加促進(市民の子カラまつり、市民・団体向け 講座の実施)、市民公益活動に関する情報発信や交流事 業など。 | けやきプラ ザでの防 災訓練へ の参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-----|---|--|--------|---|-----|-------|------|------|------------|
| 防災訓練の実施 | 市民安全課 | 335 | 訓練は、防災対策の強化、防災意識の高揚及び災害時における市民の的確な判断や行動力の向上を図るとともに、防災関係機関、ボランティア等の連携を図ることを目的に実施する。 また、大規模震災初動体制計画の円滑な運用の検証をする。 | 防災訓練は、日頃から減災への備えに努めることを目的とし、「東日本大震災」の教訓を生かせる、より実効性のある訓練を実施することにより災害時の被害を軽減する。 具体的な訓練として、総合防災訓練、避難所運営訓練、職員習熟訓練を行う。 ○総合防災訓練は、救護訓練、救出訓練などにより、関係機関との協力・市民の意識啓発を行い、訓練を実施する。 ○避難所運営訓練では、実際に避難所となる小学校で、各学区内の自治会を対象に受付、トイレ組立等の住民参加型の訓練を実施する。 ○職員習熟訓練では、全職員を対象に参集メール配信システムを利用して、安否確認、情報収集訓練を実施する。 | 訓練参加人数 | 人 | 373 | 1,000 | 1100 | 1250 | 防災・防犯・危機管理 |
|---------|-------|-----|---|--|--------|---|-----|-------|------|------|------------|

●常備消防の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---|---|-------------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 外郭団体等事務運営 | 総務課 | 913 | 先進都市の消防業務を学び消防体制の充実強化に努めるとともに消防の地域的団結、地方消防の強化を図る。 | 災害時における人的被害を最小限にするため、消防の地域的団結により社会環境の変化に対応した、地方消防力を強化し消防体制の充実強化に努めるとともに消防行政の円滑な運営を図る。 | 消防関連団体事業への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防車両等の維持管理 | 総務課 | 927 | 市民の生命、身体、財産を災害から守るため、消防活動を円滑に行う消防車両等を整備維持管理し消防体制の万全を図る。 | 複雑多様化する災害等に対応するため操作性、安全性、機能性を具備した消防車両等の総合管理及び整備を実施する。 今年度は、配備車両の維持管理を図るとともに、消防本部車両更新計画に基づき、西消防署に配置されている西水槽1号車を更新整備します。 | 消防車両等の整備の実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防施設等整備事業 | 総務課 | 1909 | 湖北分署は、市の中央部に位置するため、災害防災活動の拠点として位置付けし、防災活動にも総合的に対応できる、消防庁舎等の施設を整備する。 | ○当庁舎施設の整備については、市で計画している他の施設の整備も視野に入れ、企画課を含めた関係各課と協議を実施する。 ○当庁舎施設の整備に係る用地等を調査し購入する。 ○防災活動の拠点として、各種災害に対応できる高い耐震性と安全性を有する庁舎等の施設を整備する。 ○庁舎等の整備に併せ、各種情報システム等を整備する。 ○都市型災害等に対応できる消火訓練、救助訓練等が行え、市民が防災に対する必要性、重要性及び災害時の行動等の学習もできる総合訓練施設を整備する。 ○消防施設等訓練施設の整備に合わせ、付け替え道路及び周辺道路の整備について関係課と協議を進める。 | 整備計画スケジュールに対する進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| 消防隊員の資格取得 | 警防課 | 1675 | 災害活動に従事する消防隊員の資質の向上を目的とする。 | 消防活動に対する体制の強化を図る。 | 資格取得率(取得者/必要者) | % | 73 | 75 | 80 | 95 | 防災・防犯・危機管理 | |
|----------------------------|-----|------|---|---|------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------------|------------|
| 千葉北西部10市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2237 | 災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており、災害に對しより迅速かつ的確に対応できる広域的な災害活動が可能とするため、千葉北西部10市により消防緊急通信指令センターを共同整備し、共同運用する。 | 平成28年8月1日に松戸市ほか9市消防指令事務協議会が設置され、ちば北西部消防指令センター運用開始に向けた準備を進めています。 平成31年4月には共同部分の整備が開始され、指令管制システムの入札が実施されました。 また、定期的に各作業部会を開催し運用開始に向けた詳細についての検討を実施しています。 なお、令和3年2月から、ちば北西部消防指令センターは運用開始を予定しており、指令管制システムの個別部分の整備を進めて行きます。 | 10市の共同指令センター整備計画に基づき当該年度の進捗率 | % | 75 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 | |
| 柏市・我孫子市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2238 | 災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており災害に對し、より迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、両市において消防通信指令業務の共同運用を実施する。 | 柏市及び我孫子市における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービス高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。 今後の事業予定 ○令和3年度 施設等の解体及び処分 ○令和4年度 協議会の解散 | 正確な災害情報の収集 | % | 100 | 100 | - | - | 防災・防犯・危機管理 | |
| 消防・救急無線(デジタル化)広域化及び共同化整備事業 | 警防課 | 2239 | 消防・救急無線施設は各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたが、大規模災害など広域的な活動が求められたことから、県域を1ブロックとして、千葉県内の全消防本部共有で整備をし、平成25年4月1日から運用開始した消防救急無線設備は、消防・救急活動を支援する必要がかつ重要なものであり、常に完全に状態に維持する。 | 消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要がかつ重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。なお、旅費・消耗品・修繕料・消防救急デジタル無線保守点検委託についてはNo.942消防装備の維持管理事務から移行する。 | 消防救急デジタル無線の保守整備 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|------|------|--|--|--|------|-----|-----|-----|------------|
| 救急・救助業務 | 西消防署 | 967 | 複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時に的確に対応する。 | 管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 入電から現場到着時間8.5分以内の割合 | 62% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 通信業務 | 西消防署 | 968 | 災害発生時、出動隊へ支援情報を円滑に提供することにより活動内容の充実を図る。 | 災害発生時、通信員が災害出動隊に対し、災害対応事前計画、住基情報、要援護者情報、水利情報等を無線を使用して迅速に提供することにより、災害出動隊の活動内容の充実を図り、災害を防止し、被害の軽減を図る。 | 災害件数に対する、通信員の円滑な情報提供件数 | 100% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防機械器具の維持管理 | 西消防署 | 1648 | 装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。 | 資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。 | 適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数) | 100% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 災害出動 | 西消防署 | 1660 | 市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全安心を確保する。 | 管内の住宅環境や水利状況、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 | 8.5分以内の現場到着率(災害現場まで8.5分以内で到着した件数/災害件数) | 86% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 救急・救助業務 | 東消防署 | 973 | 複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時適切に対応する。 | 管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 入電から現場到着時間8.5分以内の割合 | 62% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防機械器具の維持管理 | 東消防署 | 1649 | 装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。 | 資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。 | 適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数) | 100% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|--|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--------------------|
| 災害出動 | 東消防署 | 1651 | 市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全を確保する。 | 管内の住宅環境や水利状況や道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り、災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき、各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 | 8.5分以内 で災害地 点まで到 着し活動 することが できる。 | % | 79 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
|------|------|------|--|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--------------------|

●救急・救命体制の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|-----------------------------------|-----|-----------------|---|--|--|-----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|--------------------|
| 救急救命士の 研修 | 警防課 | 955 | 救急救命士が各医療機関の研修及び実習に参加し、技術・知識の向上、救急医療器具の手法等について習熟する事により、救急現場において的確かつ迅速に救急救命処置を実施することを目的とする。 | 救急救命士の行う高度な救命処置を供給できる体制を維持するためには、医行為としてその質が担保されなければならず、救急救命士法に基づき、救急救命士就業前病院研修、高度救急処置範囲拡大に伴う気管挿管及び薬剤投与病院実習、救急救命士再教育研修(病院研修)と医療機関へ実習派遣する。 また、指導的立場の救急救命士を養成し、指導救命士として、救急救命士の隊員に対した救急現場の実践的な教育指導体制を構築する。 平成31年度現在、救急救命士数39名(日勤者含む) | 研修を必要とする救急救命士の人数(研修等実施救命士人数/実動救命士) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 救急隊員への 新型インフルエ ンザ感染防止 対策 | 警防課 | 1533 | 新型インフルエンザ感染防止による隊員の安全と、市民の生命、身体、財産を災害から守り、福祉の増進を助け、安心して安らかに暮らせる生活を確保する。また、対応する職員や医療従事者等を二次感染から保護する。 | 新型インフルエンザ発生時において、消防関係者が感染するおそれがあり、また、重症化を防止するため、新型インフルエンザ感染防止装備(インフルエンザ対策キット)を5ヶ年計画にて合計6,600セットの整備を実施。今後、計画的に更新する。また、感染対策として関係する隊員に新種インフルエンザ等が発生した場合は関係機関と調整を図りワクチン予防接種を実施します。(1人1日39セット使用し1隊3人で117セット使用・1日117セット使用で8週間(56日間)6,552セット使用) | 新型インフルエンザ感染防止装備キット 救急隊員配布数 (6,552 セット÷40 人分(全救 急隊員数) =1人約 164セット) | セット | 164 | 164 | 164 | 164 | 防災・防 犯・危機 管理 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|------|---|--|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|------------|
| AED設置促進 | 警防課 | 2173 | 我孫子市自働体外式除細動器(AED)設置施設登録要綱に基づき、市内におけるAED設置施設の拡大を図り、これを公表及び表示し市民に周知を図ることにより周辺での救命事案発生時に備え、救命率の向上を図ることを目的とする。 | 市民が市民を救うことを基本的な理念として、人命救助の思想を普及するとともに、心肺停止者の救命率向上を図るため、公共施設や民間施設へのAEDの設置促進しAEDの必要性や有効性の普及啓発を図る。更なる救命率の向上のため、市内24時間営業のコンビニエンスストアへのAED設置を継続する。また、我孫子市自働体外式除細動器(AED)貸出要綱に基づき、AEDの貸し出しを実施する。AEDを効果的に使用するため救命講習会の受講促進、応急手当の必要性や有効性の普及啓発を推進する。 | AED設置事業所(公共施設含む)数 | 施設 | 242 | 250 | 250 | 250 | 防災・防犯・危機管理 |
|---------|-----|------|---|--|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|------------|

●消防団の強化

| 事務事業名(個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|---------------|-----|---------|--|---|-----------------------|----|-------------|----------|---------|---------------|------------|
| 消防団員の訓練 | 警防課 | 958 | 消防団員が火災等の災害に対し即座に対応することのできる知識と技術を身につけ、災害活動における安全管理及び有効な防衛に結びつけることを目的とする。 | 組織の統制を図るための規律訓練、火災等に対する防衛訓練、災害全般にわたる安全管理、機械器具の取扱いに対する知識及び技術の習得を行なうための消防団員の訓練を事業内容とする。 | 訓練参加率(参加団員数/想定参加団員数) | % | 90 | 95 | 97 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団車両等の維持管理事務 | 警防課 | 960 | 火災等の災害に対応するため、消防団車両の維持管理を行う。 | 緊急出動に備え車両を常に万全の状態とするため、法令に基づき6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月点検を実施する。また、老朽化した車両は故障頻度の上昇、修繕交換部品の生産終了により修理不能になるリスクもあり、災害対応に後手をとる可能性が高まるため消防団車両更新計画に基づいた車両更新を行い災害対応に万全を期する。 | 車両整備率(21台)(実施件数/必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団の広域的な連携 | 警防課 | 1672 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における協会及び東葛飾支部における他市消防団との広域的な連携を図ることを目的とする。 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における行事や会議等に出席し、消防団入団促進施策や機能別分団(団員)の導入施策、協力事業所表示制度、女性消防団員の入団促進等の各市消防団共通の課題や取り組みについて、意見交換や検討を行なう。 | 協会及び支部関連行事への出席率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団員の入団促進 | 警防課 | 1674 | 消防団員の入団確保をすることにより、市防災体制の一翼を担う消防団の組織強化と市民の安全と安心な暮らしの実現に寄与する。 | 自治会や行事等における消防団員の入団促進PR及び防災関係各課、市内大学等との連携を図りながら、消防団員の入団促進を進めることを事業内容とする。全国的に減少傾向にある消防団員の確保のため、少年消防団等消防団員の入団促進・組織活性化に繋がる手法について検討する。 | 団員充足率 | % | 85 | 90 | 91 | 92 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|------|------|---|---|------------------|---|----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防団の装備の充実 | 警防課 | 2117 | 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられた。これを踏まえ、この法律の趣旨に基づき施策の着実な展開を図り消防団装備の充実強化を図る。 | 消防団充実強化法が成立し消防団装備の基準が抜本的に見直されたことにより、消防団の加入促進、処遇改善事業と合わせ、国・県において講じられている財源を積極的に活用して消防団装備の充実強化を行う。 なお、装備の基準において整備することが求められている装備のうち、特に必要と認められる未配備の装備から実施し、装備済み物品においても貸与規則等に基づく老朽更新を図る。 | 配備率 | % | 90 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 西消防署 | 965 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | 地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。 | 団行事の開催回数 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 東消防署 | 971 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | ○規律訓練 毎年5月に主として訓練礼式を中心に実施する。 ○操法訓練 毎年5月から6月までの間にてポンプ操法を中心に訓練実施、併せて市操法大会を実施する。 ○水防訓練 毎年6月に主として水防工法を中心に実施する。 ○その他の業務 出初式等を実施する。 | 消防団員及び新入団員の資質の向上 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水、食料等の供給不足

●物資の調達・供給体制の構築

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-----------|-----------------|--|---|------------------------------|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|--------------------|
| 災害予防・初 動対策事業 | 市民安全 課 | 333 | <p>災害予防対策として、既往水害地域の浸水防止工事を実施する者への助成を行う。</p> <p>また、気象情報の把握及び市民に情報提供することにより、災害時の被害の軽減を図る。国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。災害時の通信手段として確実性の高いメールシステムを構築する。</p> | <p>大雨により戸建住宅、店舗、事務所等に浸水被害を受け、浸水による被害の軽減を図る。</p> <p>また、千葉県被災者生活再建支援事業により、国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。</p> <p>地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災害時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象情報等を的確に把握するとともに、通信手段として確実性の高いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に努める。</p> <p>避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の把握と共有を図る。</p> <p>物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定等の締結を行う。(米穀「JA」、コンビニエンスストア、トイレメーカー、資機材レンタル、社会福祉施設など)</p> | 安否確認・ 参集メー ルへ登録 の徹底 | % | 97 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 防災用施設及 び非常用備蓄 品整備事業 | 市民安全 課 | 340 | <p>非常用品の備蓄及び資器材の保守に努め災害時における市民の避難生活の安心安全を確保する。防災体制の整備のため、防災施設の整備を進める。避難場所の標識の整備や市民に対し避難場所であることを明確にする。</p> | <p>非常用備蓄品については、食料・非常用毛布・非常用トイレ等を優先して補充する。</p> <p>市内各小中学校に備蓄倉庫が整備していくとともに、基幹型となる単独型防災備蓄倉庫の設置を検討する。</p> <p>災害時にスムーズな避難が行えるように避難場所の標識を整備していく。また、平時から避難所運営訓練などを通して、地域の避難場所を広く周知する。</p> | 備蓄食糧 数 | 食 | 128,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 | 防災・防 犯・危機 管理 |

2-5 医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

●初動医療体制の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|-----------------|--------------|-----------------|--|---|---|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|------|
| 日本赤十字社 の採護 | 社会福祉 課 | 1392 | 日本赤十字社は人道的支援を原則に国内外の大規模災害や内戦等の武力紛争などの救援活動を展開している。我孫子市においても「日本赤十字社我孫子市地区」をおき、市内災害の救援活動や献血等の血液事業や救急法等の各種講習会を地域で展開している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○社員増強・社資募集運動を展開して、地域住民に対し赤十字活動の理解と資金的協力を依頼する。 ○年4回市役所正面玄関において献血を実施。 ○市内の災害時における救援物資・見舞金の支給。 | 多くの市民に献血等に協力してもらうことにより赤十字活動に参加し理解してもらおう人数 | 人 | 981 | 2000 | 2200 | 2500 | 健康福祉 |
| 休日診療所の運営 | 健康づくり 支援課 | 648 | 必要な時に必要な医療が受けられるよう、休日(昼間)の初期診療が必要な患者に対応するため、休日診療所を設置し、診療にあたる。 | <p>日曜・祝日及び年末年始の初期診療が必要な患者に対応するため、公設公営の休日診療所を運営する。</p> <p>診療内容：内科(小児科)、歯科</p> | 我孫子市保健センター・休日診療所長寿命化計画に沿った修繕等を実施した割合 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| 小児救急医療 整備事業 | 健康づくり 支援課 | 649 | 日曜、祝日、年末年始及び毎夜間の小児急病患者に対する救急医療体制の充実を図る。 | JAとで総合医療センターを本市の小児救急後方待機病院と位置付け、日曜・祝日・年末年始及び毎夜間の小児救急診療体制を確保する。 | 苦情なく受診できた割合(受診件数-苦情件数)/受診件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------|------|---|--|---|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 第二次救急医療整備事業 | 健康づくり支援課 | 651 | 日曜、祝日、年末年始及び毎夜間の急病者の医療に適切に対処できるように、救急医療体制の充実を図る。 | ○日曜、祝日、年末年始及び毎夜間の救急患者を受け入れできる救急医療(我孫子つくし野病院・我孫子東邦病院・アピコ整形外科病院・我孫子聖仁会病院・平和台病院・名戸ヶ谷あびこ病院)体制の確保、充実を図る。名戸ヶ谷あびこ病院は、病院を運営する「蛍水会」が平成25年1月に社会医療法人に認定され、公立病院に準じた公的な役割を担う病院となった。公立病院に準じた特別交付税措置制度を活用した支援を行う。 ○災害医療対策会議を開催し、災害時の救護活動等について、平時から関係者で協議する。大規模な災害時、我孫子市災害時医療救護活動マニュアルに基づき我孫子医師会を中心に実施する初動医療体制の充実・強化を図るため、医薬品等を市内8か所の救護所に配備する。病院は配備した医薬品等を日常の診療で使用し、使用後補充する形で、常に応急医療救護活動用として備蓄(循環備蓄)する。 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 健康福祉 |
| 保健センターの運営 | 健康づくり支援課 | 1664 | 健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行うこと等を目的に保健センターを開設する。 | ○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。 ○令和2年に、保健センターは築37年、休日診療所も築20年を経過する。 今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができればと、我孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前倒しに修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。 緊急度合に応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

●道路の整備

| 事業事業名(個別事業) | 課名称 | 事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-------------|-----|-------|----------------------------|--|---------|----|-------------|----------|----------|---------------|------|
| 道路用地の管理 | 道路課 | 664 | 道路機能を確保するために、道路用地の権限を取得する。 | 隅切り用地確保のため、民有地の権限取得を進める。道路・水路用地の借地契約更新を行う。 | 各年度の取得率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-----|-----|--|---|--|---|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 開発行為の指 導・道路用地の 寄付帰属 | 道路課 | 665 | 開発行為により、安全で快適な道路整備と狭あい道路の解消を図る。 | 周辺の道路状況を考慮しながら、道路の規格及び安全施設等の付帯施設整備について開発事業者と協議し、指導する。また、開発行為により整備された新設道路及び拡幅道路の用地については、帰属により取得し、市が適正に維持管理する。 | 各年度の 処理件数 ／申請件 数×100 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 放置車両の処 理 | 道路課 | 666 | 安全で快適に通行できる道路機能を確保し、市道管理の充実を図る。 | 路上に放置された車両の所有者を調査し、道路の安全管理に努める。また、所有者不明の場合警察官立ち合いで撤去する。 | 各年度の 放置車両 未発生率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 法定外公共物 管理 | 道路課 | 667 | 法定外公共物の草刈等の維持管理を行うとともに、将来的に道路とする必要性のない土地については、譲渡して効率的な財産管理を行う。 | 法定外公共物の管理体制を確立し適切な維持管理・使用手続受付等・草刈り等の維持管理・境界確定等の財産管理を行うとともに、道路が必要な箇所についてはこの用地を活用し整備する。 | 各年度の 相談処理 率(解決件 数／相談 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路樹の維持 管理事業 | 道路課 | 671 | 我孫子市の環境軸をより厚みのある豊かなものとするために、車両・歩行者の安全を確保しながら街路樹を守り育てる。 | 街路樹の路線別特色に基づき適正・効率的に剪定、消毒、倒木・枯木処理、補植等を実施する。 | 各年度の 街路樹維持 管理率 (病虫害・ 支障枝等 街路樹育成 阻害要因の 除去件数／ 病害・支障 枝等街路 樹育成阻 害要因の 除去必要 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路灯の新設 及び維持管理 | 道路課 | 672 | 街路灯の不具合を補修し、車両・歩行者の安全を確保する。また、安全上必要と思われる箇所に新規街路灯の設置を行う。 | パトロール及び市民からの通報等で発見された街路灯の不具合を補修するとともに、必要箇所に新規設置を行う。今後、所有する街路灯が全てLED化されている自治会に対しては、所有権を市に移管し、市で電気代や修繕等の維持管理を行っていく。 | 各年度の 街路灯補 修率(街路 灯補修件 数／街路 灯補修依 頼件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持補 修 | 道路課 | 675 | 道路の破損箇所を支障ない状態に補修するとともに、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路のイメージアップを図る。 | 安全で快適に通行できる道路機能を確保するため、舗装や路面排水施設等の維持補修を行う。実施にあたっては、道路占用工事と調整して、より効果的な維持補修を行う。また、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路工事を行う。 | 各年度で 予定してい る道路の 維持補修 工事の進 捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----|------|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|--------------------|------|
| 道路パトロール | 道路課 | 677 | 現場の支障箇所を早急に発見・解消し、車両・歩行者の安全を確保する。 | 市道の構造を保全し、円滑な通行を確保するために行う。 | 各年度の パトロール 実施率 (パトロール 実施件数 /パトロー ル実施予 定件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持管 理作業(土木セ ンター) | 道路課 | 682 | 現場の支障箇所を早急に解消して車両・歩行者の安全を確保する。 自治会清掃等で発生した残土を回収し処分する。 | 市道舗装・排水側溝の小規模な補修、道路用地の草刈等。 市道舗装面の陥没復旧・劣化等による剥離の補修、側溝等の破損による漏水対応、道路上の散乱物・倒木等の交通障害物撤去、災害時の対応。 土木センターで行う排水側溝清掃及び自治会清掃で発生した残土を回収し処分を行う。 なお、現事務所は、クリーンセンターの建て替えに支障となることから、平成32年度前期に事務所の既存の市所有施設への移転を行う。 | 各年度の 苦情等受 付処理対 応の土木 センター緊 急処理完 了率(土木 センター処 理対応完 了件数/ 土木センタ ー処理依 頼総件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| バリアフリー歩 道改良 | 道路課 | 684 | 歩道の段差解消により安全で快適な歩行・車椅子通行帯の確保を行う。 | 歩道のバリアフリー化を進めるため、歩道の段差解消や点字ブロック設置等の工事を行う。 | 主要道路 のバリアフ リー化率 | % | 25 | 30 | 35 | 40 | 都市基盤 | |
| 道路障害発生 時(災害時)の 規制、対策 | 道路課 | 692 | 災害時に通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に対策を講じて道路機能の回復を図る。 | 台風・大雨・積雪等の影響により通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に障害対策を講じて、道路機能の回復を図る。 | 各年度の 道路障害 処理率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 | |
| 橋梁長寿命化 修繕事業 | 道路課 | 1550 | 市内にある97橋について、法令に基づき5年に1度の点検を継続的に行い、適切な維持管理を行う。また、橋梁長寿命化計画に基づき「予防保全」型の維持修繕を行い、効率的な橋の維持管理を目指すものである。 | 市内にある97橋について、法令に基づき近接目視を伴う定期点検を、5年に1度の頻度で継続的に行う。また、橋梁長寿命化計画に点検結果を反映させるための更新を適宜実施するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の修繕工事や設計を行う。 | 各年度の 業務進捗 率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|------|--|---|-----------------------------------|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|------|
| 市道21-039号線(高野山地区)道路整備 | 道路課 | 1889 | 平成16年度から行われた高野山まちづくり事業で整備出来なかった部分の整備を行い、高野山地区内の円滑な通行を図る。 | 地権者交渉を進めながら、道路拡幅工事を行う。 | 交渉進捗率 | % | 5 | 10 | 10 | 15 | 10 | 15 | 都市基盤 |
| 中峠・古戸の道路整備 | 道路課 | 2119 | 当該地区内の道路は幅員が狭いため、防災面の強化・快適な住環境の確保するための道路整備が必要である。 | 中峠・古戸地区の防災面の強化・快適な住環境の確保するための道路整備を行う。 | 中峠南地区道路整備の検討進捗率 | % | 5 | 10 | 15 | 20 | 20 | 20 | 都市基盤 |
| 土谷津地区の道路整備 | 道路課 | 2157 | 土谷津地区の円滑な通行を図るため、市街地に通じる道路整備を行い、安全な通行を確保する。 | 土谷津地区の円滑な通行を図り、安全な通行を図るための道路整備を行う | 道路整備の進捗率 | % | 10 | 30 | 50 | 80 | 80 | 80 | 都市基盤 |
| 新木駅北口地区の道路整備 | 道路課 | 2174 | 新木駅北口の国道356号から新木駅北口までの地区の道路整備を行い、安全で円滑な通行を確保する。 | 国道356号から新木駅北口までの安全かつ円滑な通行を確保するための道路整備を行う。 | 検討の進捗率 | % | 10 | 10 | 15 | 20 | 20 | 20 | 都市基盤 |
| 手賀沼公園・久寺家線の整備 | 交通課 | 699 | 我孫子地区中心拠点へアクセスする路線として、国道6号から根戸新田・布佐下線へ南北をつなぐ幹線道路を整備し、自動車交通導線を公園坂通りから本路線へ移行、安全で利用しやすい道路づくりを目指す。 | 我孫子都市計画道路事業は、我孫子地区内を円滑に移動できる道路網を整備するため、国道6号から根戸新田・布佐下線間全長1,270mのうち未整備区間の延長520m(幅員：一般部16m・交差部19m)の新設をする。 | 整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | % | 81 | 88 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 下新木踏切道の改良 | 交通課 | 701 | 下新木踏切の拡幅整備を行い、利用者の安全と利便性の向上を図るとともに、南北地区の連絡を強化する。 | 下新木踏切及び踏切に接続する両側市道の円滑で安全な通行を確保するため、地権者交渉を行って順次市道の拡幅用地を取得するとともに、歩道整備を行う。(延長210m) | (現況)契約権利者数(変更案)整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | 件(%) | 0(42) | 2(63) | 2(80) | 2(100) | 2(100) | 2(100) | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|------|--|---|-----------------------|---|---|----|----|-----|------|
| 下ヶ戸・中里線外1線の整備 | 交通課 | 2016 | 都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線を国道356バイパスとして県が整備を進めており、整備が完了するとバイパスの交通量増加が見込まれる。集中する交通を分散させるために、3・4・10号青山・日秀線及び3・4・9号下ヶ戸・中里線の整備を行う。 | 千葉県が進めている国道356号我孫子バイパス(都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線)の整備進捗に合わせて、都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線の全長3,140mの内、未整備区間の延長110m(幅員16m)及び3・4・10号青山・日秀線間全長5,260mの内、未整備区間の延長580m(幅員16m)を整備する。 | 事業用地取得 | 件 | 5 | 14 | 21 | 28 | 都市基盤 |
| 青山地区の流域下水道への接続事業 | 下水道課 | 2062 | 青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道(手賀沼北部第二幹線)への接続切替えが完了し、青山汚水中継ポンプ場の運転を停止している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、安全な道路交通等を確保する。 | 当該ポンプ場は、すでに供用開始してから20年余りが経過し、老朽化にぐわえ、流域下水道(手賀沼北部第二幹線)の完成により青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道への接続切替え工事を実施し、完了した。切替え完了後は、当該ポンプ場を災害用マンホールトイレ等の資機材置場として一時的に活用している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞工事の進捗率 | % | 0 | 20 | 70 | 100 | 都市基盤 |
| 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管閉塞事業 | 下水道課 | 2182 | 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管を閉塞し、安全な道路交通を確保する。 | 久寺家汚水中継ポンプ場に接続する圧送管を閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞事業(協議・設計・閉塞)の進捗率 | % | 0 | 10 | 50 | 100 | 都市基盤 |
| 幹線道路網に関する調査・検討 | 都市計画課 | 777 | 都市計画道路や国道、県道、幹線市道等の整備状況、位置づけ、将来交通量、未整備路線整備の費用対効果等を踏まえ、幹線道路網について調査・検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。また、国が新たな広域幹線道路を計画する場合、影響する事業や活用する手法の抽出・検討を行う。 | 長期未整備都市計画道路についての見直し方針(H25年度)に基づき、市内の交通状況や道路の整備状況などを見極めながら、必要な見直しを行う。国が新たな広域幹線道路を計画する際には、我孫子市の手掲げている自然環境の保全、良好な住環境の維持、保全等の方針を損なうことのないよう、また、我孫子市の発展に寄与する道路となるよう、我孫子市としての必要な意見、提案、要望を行う。 | 千葉県等関係機関との協議、調整の回数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 都市基盤 |

●救急・救命体制の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|-----------------------------------|-----|-------------|---|--|--|---------|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|--------------------|
| 救急救命士の 研修 | 警防課 | 955 | 救急救命士が各医療機関の 研修及び実習に参加し、技 術・知識の向上、救急医療器 具の手法等について習熟する 事により、救急現場において的 確かつ迅速に救急救命処置を 実施することを目的とする。 | 救急救命士の行う高度な救命処置を供給できる体制を維 持するためには、医行為としての質が担保されなければなら ず、救急救命士法に基づき、救急救命士就業前病院研 修、高度救急処置範囲拡大に伴う気管挿管及び薬剤投与 病院実習、救急救命士再教育研修(病院研修)と医療機関 へ実習派遣する。 また、指導的立場の救急救命士を養成し、指導救命士とし て、救急救命士の隊員に対した救急現場の実践的な教育 指導体制を構築する。 平成31年度現在、救急救命士数39名(日勤者含む) | 研修を必 要とする救 急救命士 の人数(研 修等実施 救命士人 数/実動 救命士) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 救急隊員への 新型インフルエ ンザ感染防止 対策 | 警防課 | 1533 | 新型インフルエンザ感染防 止による隊員の安全と、市民 の生命、身体、財産を災害か ら守り、福祉の増進を助け、安 心して安らかに暮らせる生活を 確保する。また、対応する職員 や医療従事者等を二次感染 から保護する。 | 新型インフルエンザ発生時において、消防関係者が感染 するおそれがあり、また、重症化を防止するため、新型インフ ルエンザ感染防止装備(インフルエンザ対策キット)を5ヶ年 計画にて合計6,600セットの整備を実施。今後、計画的に 更新する。また、感染対策として関係する隊員に新種インフ ルエンザ等が発生した場合に備え関係機関と調整を図りワクチン 予防接種を実施します。(1人1日39セット使用し1隊3人で 117セット使用・1日117セット使用で8週間(56日間)6,5 52セット使用) | 新型インフ ルエンザ 感染防止 装備キット 救急隊員 配布数 (6,552 セット÷40 人分(全救 急隊員数) =1人約 164セット) | セッ ト | 164 | 164 | 164 | 164 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| AED設置促進 | 警防課 | 2173 | 我孫子市自働体外式除細動 器(AED)設置施設登録要綱 に基づき、市内におけるAED 設置施設の拡大を図り、これを 公表及び表示し市民に周知を 図ることにより周辺での救命事 案発生時に備え、救命率の向 上を図ることを目的とする。 | 市民が市民を救うことを基本的な理念として、人命救助の思 想を普及するとともに、心肺停止者の救命率向上を図るた め、公共施設や民間施設へのAEDの設置促進しAEDの必 要性や有効性の普及啓発を図る。更なる救命率の向上のため 、市内24時間営業のコンビニエンスストアへのAED設置 を継続する。また、我孫子市自働体外式除細動器(AED) 貸出要綱に基づき、AEDの貸し出しを実施する。 AEDを効果的に使用するため救命講習会の受講促進、応 急手当の必要性や有効性の普及啓発を推進する。 | AED設置 事業所(公 共施設含 む)数 | 施設 | 242 | 250 | 250 | 250 | 防災・防 犯・危機 管理 |

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

● 予防接種等の実施

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|-----------------|--------------|-----------------|--|---|-----------------------|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|------|
| 予防接種事業 | 健康づくり 支援課 | 610 | 感染症から子どもの健康を守るため、乳幼児・小中学生に国が定める定期の予防接種を受けさせることにより、感染症の発病予防・重症化防止・集団感染の予防を図ることができる。 | 対象者：乳幼児は出生者・転入者に「予防接種ノート」として毎月、日本脳炎2期・DT2期、MR2期は3月に予防接種を個別送付。予防接種種類：BCG(1回)、4種混合1期(4回)、ヒブ(4回)、小児用肺炎球菌(4回)、MR(麻疹・風しん)1期(1回)・2期(1回)、水痘(2回)、B型肝炎(3回)、DT2期(1回)、日本脳炎1期(3回)・2期(1回)、子宮頸がん予防ワクチン(3回)。令和2年10月からロタウイルス(1価2回、5価3回)が法定接種となる見込み。 接種場所：市内契約医療機関、及び市外契約医療機関(一部)で実施。(予防接種法第2条に基づく法定接種)※契約医療機関外で接種した場合は助成金を交付する。 風しん抗体保有率の低い1962年(昭和37年)4月2日から1979年(昭和54年)4月1日までに生まれた男性を対象に風しん抗体価検査及び予防接種法に基づき風しんの定期接種を実施する。 | 接種率 | % | 96 | 98 | 98 | 98 | 健康福祉 |
| 高齢者インフルエンザ等予防接種 | 健康づくり 支援課 | 611 | 感染症への罹患による重症化や死亡率が高い高齢者の健康を守るため、流行期にインフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種を受けさせることにより、発病予防・重症化防止、及び集団感染の予防を図ることができる。 | 対象者：65歳以上及び60歳～64歳で厚生労働省に定める特別な疾病を有する者。 自己負担額：インフルエンザ予防接種1,500円、肺炎球菌予防接種2,500円。共に生活保護受給者等は無料。 実施方法：本事業を実施する旨の意思表示のあった市内医療機関で実施。 なお、特別な理由がある場合は、市外の医療機関でも接種を行うことができる体制(県内乗り入れ医療機関)を整えている。 | 高齢者イン フルエンザ 接種率 | % | 47 | 48 | 53 | 55 | 健康福祉 |
| 結核・肺がん検診 | 健康づくり 支援課 | 624 | 検診を通して、結核・肺がんの早期発見・早期治療を促進し、個人の健康を守るとともに結核の蔓延を予防し、公衆衛生の向上を図る。 | 対象：40歳から64歳 内容・費用：問診、胸部エックス線検査(400円) 希望者は喀痰細胞診検査を実施(1,100円) 実施期間：10月に実施(特定健診集団健診との同日受診を2日間実施)。 ※17年度から結核健診対象者が65歳以上になったため、40～64歳は肺がん検診を実施。 | 受診率 | % | 14 | 16.9 | 17.9 | 17.9 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------|------|--|--|-----------------------|----|-----|-----|-----|------|------|
| 肝炎ウイルス検診 | 健康づくり支援課 | 625 | 肝炎ウイルスの感染者の早期発見・重症化予防を目指すとともに、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図ります。 | 対象：40歳以上で、肝炎ウイルス検診受診歴のない者。 内容・費用：問診、血液検査(個別600円、集団200円、但し5歳刻みの年齢は無料) ※健康増進事業に基づき、対象者のうち5歳刻みの年齢の方に無料で実施。 実施期間：個別検診は市内契約医療機関にて6月～翌年1月まで実施。 集団検診は保健センターと市民プラザにて7月と10月に実施。 | 受診率 % | 4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 健康福祉 |
| 肺がん検診 | 健康づくり支援課 | 626 | 検診を通してがんの早期発見・早期治療を目指す、がん死亡率の低減を図る。また、肺がんに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図る。 | 対象：40歳から64歳 内容・費用：問診、胸部エックス線検査(400円) 希望者は喀痰細胞診検査を実施(1,100円) 実施期間：10月に実施(特定健診集団健診との同日受診を2日間実施) ※17年度から結核健診対象者が65歳以上になったため、40～64歳は肺がん検診を実施。 | 受診率 % | 2 | 3.8 | 4.8 | 5.8 | 健康福祉 | |
| 狂犬病予防接種事業 | 健康づくり支援課 | 655 | 狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止、またこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。 | ○毎年4月に、市内獣医師とともに市内を巡回し狂犬病予防注射(集合注射)を実施。また、市内各獣医師と委託契約を締結して、鑑札及び注射済票の交付が各動物病院で行えるようになっており、市民の利便性を図っている。 ○各獣医師からの報告に基づき、新規登録及び継続の電算入力。毎月の事業実績を松戸保健所へ報告。 ○犬を登録していない飼い主、また狂犬病予防注射を接種していない飼い主への指導・啓発。犬の転出・転入に係る通知を行う。 | 狂犬病予防接種率 % | 80 | 82 | 83 | 84 | 健康福祉 | |
| 小児等任意予防接種費用助成事業 | 健康づくり支援課 | 2080 | 小児の任意予防接種を受けた小児の保護者に対し、予防接種に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、発病予防・重症化予防、及び集団感染の予防を図ることを目的とする。 | ＜小児インフルエンザ＞対象者：生後6か月～小学6年生、助成額：1,500円/回年度内一人2回まで。接種場所：市内契約医療機関等 時期：10月～翌年1月31日※契約医療機関外での接種は助成金交付。＜ロタウイルス＞対象者：1歳未満の乳児 生後6週から24週0日までの乳児 5歳未満の幼児 生後6週から32週0日までの乳児 接種回数：1回2回、5回3回。助成額：1回3,000円/回、5回2,000円/回 接種場所：市内契約医療機関等※契約医療機関外での接種は助成金交付。令和2年10月から法定接種となる予定。 【政策】＜風しん予防接種助成金＞千葉県風しん抗体検査を実施した妊娠を希望する女性等に対し、風しん予防接種費用を助成する。 | 小児インフルエンザ 接種率 件 | 54 | 52 | 52 | 52 | 健康福祉 | |

●水道の管理指導

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|---|--------------|-------------|--|--|------------------------------------|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|------|
| 専用水道・簡 易専用水道・ 小規模水道の 管理等指導事 業 | 健康づくり 支援課 | 1994 | 専用水道等の布設及び管理 を適正に行い、衛生的な水が 利用されることで、公衆衛生の 向上及び生活環境の改善に 寄与する。 | 水道法に基づく専用水道、簡易専用水道、我孫子市小規 模水道条例に基づく小規模水道(小規模専用水道、小規模 簡易専用水道)の設置者に対し、施設の布設工事や維持管 理などについて、飲料水の安全が確保されるよう指導する。 | 基準を満 たしている 専用水道 施設の割 合 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

●下水道の災害対策

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|-------------------|------|-------------|---|--|--|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|------|
| 総合地震対策 事業(第Ⅲ期) | 下水道課 | 1519 | 緊急輸送路や避難所からの排 水を受けける管線等の重要路線 の耐震性を確保するため、下 水道施設(マンホール等)の地 震対策工事を実施する。 | 我孫子市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホール 浮上防止対策及び避難所にマンホールトイレの設置を実施 する。 平成30年度に策定した我孫子市下水道総合地震対策計 画に基づき、令和元年度から令和5年度の五か年整備計画 により事業を実施する。 | マンホール 浮上防止 工事、マン ホールタイ レ設置工 事の進捗 率 | % | 20 | 40 | 60 | 80 | 都市基盤 |

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

●治安確保体制等の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-----------|-------------|---|--|--------------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 我孫子市防犯 協議会推進事 業 | 市民安全 課 | 345 | 犯罪の抑止、市民・事業者の 防犯意識の向上、犯罪の起き にくい環境整備により犯罪を減 少させるため、防犯協議会事 業を効果的に推進する。 | 市民、学校関係、警察関係、事業者の組合などによる各 種防犯関係団体で構成する防犯協議会の事業費を負担 し、様々な防犯活動を連携して行う。 | 年5回の市 内一斉防 犯パトロー ルの参加 人数 | 人 | 1,450 | 2,300 | 2,300 | 2,300 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 自主防犯活動 の支援 | 市民安全 課 | 346 | 自治会代表者などで組織す る防犯指導員連絡協議会への 支援を行う。 安全安心アドバイザーや生活 安全パトロール車、防犯活動 用品の貸与などによる地域の 自主的な防犯活動への支援を 行う。防犯計画による市の取り 組みを推進する。 | 防犯指導員連絡協議会を運営し、防犯協議会が主催す る事業に積極的に参加、協力する。 市内6支部を単位に地域で実施される防犯活動を積極的に 支援する。(パトロール、防犯講話、広報活動、パトロール隊 設立など)これらの様々な事業に、安全安心アドバイザーを 活用する。 生活安全パトロール車を貸出し、活動のPR、犯罪抑止、地 域の活動の支援を行う。 暴力団の排除に関し、庁舎関係部所及び警察と連携し、環 境整備を図る。 寿防犯ステーションの管理運営。 防犯カメラを適切に維持管理し、街頭における犯罪発生抑 止を図る。 地域の防犯力向上のため、防犯カメラを設置する地域団 体に対して補助金を交付する。 | 犯罪発生 件数 | 件 | 744 | 800 | 730 | 715 | 防災・防 犯・危機 管理 |

●交通安全体制等の確保

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-----------|-------------|--|--|--|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 交通安全普及 啓発活動の推 進 | 市民安全 課 | 324 | 警察・交通安全協会と連携 し、実践的な交通安全啓発活 動を充実させ、交通安全普及 啓発活動を推進する。 | ○保育園や幼稚園、小・中学校へ出向き、警察・交通安全 協会と連携し交通安全教室(模擬信号機を使用し、模擬交 差点を利用した安全な歩行実習や自転車の乗り方実習)を 実施する。 ○高校生への自転車指導や横断歩道等における歩行者等 の優先義務の徹底(ゼブラ・ゾーン作戦)する。 ○教育委員会による通学路合同点検及び県主催の交通事 故に伴う共同現地診断と連携し、交通安全対策に係る現地 調査を行う。 ○我孫子警察署と連携し、季節ごとの交通安全運動(交通 安全我孫子市民大会等)を通じて交通安全対策の啓発を 行う。 ○会費により被害者を救済する相互扶助の制度となる市町 村交通安全共済事務を行う。 ○我孫子市交通安全計画を改訂する。(令和3年度) | 交通安全 教室及び 交通安全 大会など 啓発事業 の開催回 数 前年度実 績+1 | 回 | 51 | 52 | 53 | 54 | 都市基盤 |

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●教育文化施設等の整備

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-------------|---|--|------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 小中学校施設 の維持管理 | 教育総務 課 | 1007 | 小中学校の校地、校舎、屋内 運動場等施設の適切な管理 と、老朽化した施設の改善工 事や修繕を実施し、児童・生 徒が安全で安心して学ぶ環境 を整備する。 | ○校地及び施設の点検に基づき改善工事及び修繕等によ り適切な対応を図る。 ○校地内の樹木の剪定、草刈業務等を委託する。 ○今後、学校施設個別施設計画に基づき、中長期的なト ータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な施 設整備を進める。 | 改善工事・ 修繕実施 校数 | 校 | 19 | 19 | 19 | 19 | 生涯学習 |
| 学校施設の老 朽化対応 | 教育総務 課 | 2240 | 平成28年6月に策定された我 孫子市公共施設等総合管理 計画及び令和2年3月に策定 した学校施設個別施設計画に より、老朽化が進む学校施設 の改修等を計画的に実施す る。 | 我孫子市の教育施策や基本方針を踏まえ、学校施設の中 長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算 の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を 考慮しながら、老朽化が進む施設の計画的な改修等を進め る。 | 長寿命化 改修設計 委託内容 検討校数 | 校 | 1 | 1 | 1 | 1 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|------|---|--|----------------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|------|------|
| 学校の環境衛生事業 | 学校教育課 | 1034 | 学校において、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図る。 | 毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示された環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後措置を講じる。 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配布して対応を図る。 放射線量の測定を校庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表する。 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に関係する機関と連携し点検を行う。 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。 | 基準値内 校/全19 校 | % | 53 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 学校給食施設整備事業 | 学校教育課 | 1819 | 学校給食の円滑な実施を図るため給食施設設備の維持管理を行なう。 | 給食施設設備の整備及び維持管理を行なう。 学校給食施設設備は、全体的に老朽化が進んでいるため、必要性の高いところから計画的に修繕し、衛生状態の向上を目指している。 給食施設整備方針の策定と方針に基づき整備を行う。 | 修繕・工事 を実施した 件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 | |
| 施設管理事務 | 生涯学習課 | 1184 | 市民が安全で利用しやすい、誰からも親しまれる施設にする。 | 生涯学習センターの建物、敷地の維持管理をする。定期的な保守点検、修繕の実施。施設管理、施設運営、清掃業務、警備業務の4業務を一括して総合管理運営業務委託し円滑な管理運営を進める。 駐車場事業者をプロポーザル方式より業者を選定し、10月から民間にて管理運営を行う。 | 予定保守 管理執行 率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 | |
| 湖北地区公民館の運営 | 生涯学習課 | 1185 | 指定管理者による創意工夫を發揮し、施設の利用者に質の高いサービスの提供及び管理経費の縮減をすすめる。 | 1湖北地区公民館の管理運営を指定管理者により遂行 ○経費縮減・事務の省略化 ○開館日の増加や開館時間の延長 ○施設の維持管理の向上と施設の改善 ○市民に対するサービスの向上と利用者の拡大 2指定期間 令和元年7月1日～6年3月31日 3施設の保守及び維持管理 ○湖北地区公民館が開館してから20年が経過し、施設設備等に老朽化が原因とする不具合が多数発生しているため、計画的に設備の更新や修繕を実施する。 | 1年間の延 べ利用者 数 | 人 | 161,478 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 生涯学習 | |
| 杉村楚人冠邸の保存と活用 | 文化・スポーツ課 | 1138 | 「我孫子の大正・昭和遺産」の中核となる施設として、杉村楚人冠邸の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。 | 平成20年度に債務負担で買収した杉村楚人冠邸(約5,200㎡、うち明田緑地約4,200㎡)を、都市再生整備計画の事業に位置付け、まちづくり交付金を活用し平成21年度から23年度にかけて再整備を行い、平成23年11月より我孫子市杉村楚人冠記念館として一般公開を開始した。今年度は文化財としての維持管理するとともに、杉村家資料を活用した企画展示、講演会などを実施し、多くの人々に杉村楚人冠の歴史的意義を認知してもらえよう広報宣伝していく。 | 年間入場 者数 | 人 | 2,612 | 4,000 | 4,100 | 4,200 | 4,200 | 生涯学習 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------|------|---|---|---------------|---|---------|---------|---------|---------|------|
| 白樺文学館の運営 | 文化・スポーツ課 | 1139 | 我孫子の歴史の上で大きな位置を占める、いわゆる白樺派の文人たちの理念と業績を広く理解してもらおう。 | <p>○事業内容は、従前の事業を基本的に継承し、所蔵品の展示・閲覧・調査研究、我孫子に関わる白樺派文人たちの活動の調査及び講演会等での普及活動を行う。また、隣接する、志賀直哉邸跡の復元書齋の活用を行う。</p> <p>○地域の文化財との連携を図り、拠点施設として活用する。</p> <p>○施設設備の更新を図り、展示スペース等の拡充を行うため、再整備を実施する。</p> <p>○白樺派や民藝などの資料を収集・研究し、広く市民に公開する。そのため博物館等の関係機関と連携して文学館としての魅力を向上する。</p> <p>○「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、「我孫子の大正・昭和文化遺産」の中核施設としてリニューアルをはかっている。</p> | 年間入場者数 | 人 | 4,703 | 5,100 | 5,200 | 5,300 | 生涯学習 |
| 体育施設管理運営事業 | 文化・スポーツ課 | 1143 | 市民が、安全に気持ちよく、市内運動施設を利用できるように、管理運営を行います。 | 市内各運動施設等の管理運営を行う。各施設の設備点検、樹木等の管理 | 体育施設の延べ利用者数 | 人 | 74,980 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 生涯学習 |
| 学校体育施設開放事業 | 文化・スポーツ課 | 1144 | 市民プールの代替として、夏季休業期間中に小学校プールを開放し、市民が身近な場所できちんとプールを楽しむことができる環境を整備する。また、学校開放を実施している小・中学校の体育館等の施設の修繕整備を図る。 | 湖北台西小、根戸小、我孫子第一小、湖北小、我孫子第三小、我孫子第四小、新木小、並木小、湖北台東小、高野山小の10校のプール(一般開放)を夏季休業期間中、市民に無料開放する。布佐小学校については、団体開放(5日間)実施する。また、学校体育施設の年間開放を実施 | 延べ利用者数 | 人 | 189,387 | 210,000 | 210,000 | 210,000 | 生涯学習 |
| 体育施設維持補修(含む放射能対策) | 文化・スポーツ課 | 1145 | 市民が安全で快適に活動できるように市内各体育施設の維持補修を適切に行う。 | <p>○各運動施設の維持補修・放射線量が基準値を超えた箇所が生じた場合は、対策を講じる</p> <p>○五本松運動広場について、現在のスポーツ広場(クレーン)、みどりの広場の、令和2年度以降の再整備に向けて、令和2年度は、運動広場の設計、施工、周辺施設(ふれあいキャンプ場)を含めた管理運営、維持管理の手法(PP)での整備手法も含め)について検討を行う。</p> | 維持補修の進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 文化財施設管理・活用 | 文化・スポーツ課 | 1521 | 「我孫子の大正・昭和文化遺産」を構成する旧村川別荘の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。 | <p>・史跡、文化財の活用を図るため、旧村川別荘をはじめとする文化財施設の適切な管理と効果的なソフト展開を進める。</p> <p>・旧村川別荘でのボランティアガイドの展開やイベントの実施、湖北郷土資料室の展示やその背景となる文化財整理室での文化財の整理作業などを実施する。</p> | 年間来場者数(旧村川別荘) | 人 | 3,351 | 4,900 | 5,000 | 5,100 | 生涯学習 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|------|--|---|--|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 旧井上家住宅の保存と活用 | 文化・スポーツ課 | 1839 | 旧井上家住宅(9棟)は、手賀沼干拓の歴史と江戸時代の名主邸の面影を残す貴重な建造物であり、現状維持管理を続けながら、旧井上家住宅邸内の基本・実施設計を定めて今後の保存・活用を図る。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定) | 旧井上家住宅(9棟)について、建物の寄附を受けその土地を取得する。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定) ○布佐地区の中核的な文化財として「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、修繕工事や整備工事等と実施し、一般公開をしていく。 ○当該年度は、政策的事業として、旧井上家住宅母屋保存整備工事実施設計を行い、令和3年度からの保存整備工事に備える。 ○旧井上家住宅の歴史や建物の価値を多くの人に知ってもらう。 ○公開の中では、歴史、文化芸術・観光・環境・地域の活性化など多くの分野で広く活用を進める。 | 進捗率 ※令和2年度…母屋保存整備工事実施設計 令和3・4年度…母屋保存整備工事 | % | 70 | 100 | 20 | 40 | 生涯学習 |
| 市民体育館維持補修 | 文化・スポーツ課 | 2059 | 安全で快適に市民体育館を利用できるように維持補修を行う。 | 市民体育館の維持補修を行う。 | 維持補修 進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 市民体育館改修事業 | 文化・スポーツ課 | 2085 | 老朽化している市民体育館施設を計画的に改修し安全で快適に利用できる環境を整備する。 | 市民体育館施設の計画的な改修を行う。 ○市民体育館大規模改修工事監理委託(7月～2月) ○市民体育館大規模改修工事(7月～2月) | 改修工事 進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 生涯学習 |
| 博物館施設設備の維持管理 | 鳥の博物館 | 1440 | 博物館施設を来館者が安全に恒久的に利用できるように、経年変化により劣化した施設設備を補修し機能を維持する。省エネに配慮した設備に転換していく。 | 経年劣化した建物各所及び故障箇所の修繕等 | 施設点検 実施回数 | 回 | 101 | 102 | 101 | 101 | 生涯学習 |
| 図書館の整備 | 図書館 | 2236 | 各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、今後の老朽化を見据えて、修繕や買い替え等計画的に進め、運営方針の見直しをおこなう、時代に合った図書館サービスを提供していく。 | 我孫子市公共施設等総合管理計画及び湖北台地区公共施設の整備方針の進捗状況を把握しつつ、市内全体の図書館利用動向をとらえた運営形態・維持管理を適正に計画する。 | 館内会議 における進 行管理報 告と見直し の協議 | 回 | 3 | 3 | 3 | 3 | 生涯学習 |

●公共建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-----------------|---|--|-----------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 庁舎維持管理 | 施設管理 課 | 102 | 来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に使用できる庁舎の環境整備を行う。 | ○庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。 ○来庁者、職員駐車場の確保及び管理。 ○庁舎維持消耗品(トイレットペーパー、蛍光灯等)購入など。 ○庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。 | 保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 市有建築物の保全指導 | 施設管理 課 | 108 | 市有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。 | ○公共施設情報の一元管理 各施設のエネルギー情報、工事履歴情報、公共施設包括管理業務等で得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保全台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。 ○市有建築物の保全 公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。 | 施設台帳システムの活用 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 市有建築物の工事監督 | 施設管理 課 | 109 | 市有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保する。 | 市有建築物の工事に携わり、工事工程の管理、施工状況の立会い確認等により、契約の適正な履行を確保する。 | 工事竣工認定件数(評定60点以上)／全工事件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 市有建築物の設計指導 | 施設管理 課 | 110 | 建築物の機能、形態及び工事費等を設計段階で指導することにより、市有建築物として質の高い設計を完成させる。 | 市有建築物の設計段階に参加し、技術的なサポートや設計者への指導を行なうことにより、質の高い設計を完成させ、適切な工事費の算出を行う。 | 委託事項適正完了件数(工期延長や指導書交付が無いもの)／全設計件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|------|--|--|-----------------------|---|-----|-----|-----|-----|----------|----------|
| 公共施設等包括管理業務 | 施設管理課 | 1954 | <p>所管ごとに縦割りで管理してきた公共施設を包括管理することにより経費の削減及び事務の効率化を図る。また、巡回サービスによる点検結果や中短期計画書を活用し、効果的な予防保全を行い、施設機能の維持や利用者への安心安全で快適な利用につながるよう施設管理の適正化に努める。</p> | <p>公共施設の包括管理業務委託を行う。 業務内容は、次のとおり。 ○各施設の設備点検業務 ○巡回点検業務 ○中短期修繕計画作成 ○施設設備の劣化状況等の施設保全台帳システムへの入力データ作成業務</p> | 包括管理施設の保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| ファシリテイマネジメントの推進 | 資産経営課 | 2099 | <p>公共施設等については、老朽化や人口減少等による利用需要が変化していくことが想定されることから、公共施設等の全体的状況を把握し、長期的・戦略的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置等を進める。</p> | <p>○公共施設等総合管理計画の進行管理 ・基本的な方針に沿った施設整備の調整 ・個別施設計画の策定支援 ・庁内職員研修会の開催 ・公共施設等総合管理計画の改定(令和3年度)</p> | 個別施設計画の策定数(令和2年度) | 件 | 22 | 31 | 31 | 31 | 計画推進のために | |
| 市民プラザの施設運営 | 市民活動支援課 | 175 | <p>市民の文化の向上及び福祉の増進を図る場として施設を管理する。</p> | <p>市民の文化拠点及び交流拠点施設として、効果的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を行う。 我孫子市民プラザの老朽化した空調設備の更新工事を行う。</p> | 我孫子シヨッピンプラザの防災訓練への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 | |
| 市民・近隣センター等施設維持管理 | 市民活動支援課 | 176 | <p>既に整備されている近隣センター11館(我孫子北近隣センターつくし野館含む)及び市民センター1館の施設維持管理を行う。</p> | <p>我孫子市コミュニケーション整備計画変更計画書等で整備された施設の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、各施設の耐用年数や運用実態を考慮し、維持管理を行う。また、施設利用者やまちづくり協議会からの要望を全体最適となるよう整理検討し、これに対応する。</p> | 包括管理業務委託による保守点検の実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 | |
| 根戸福祉センターの運営管理 | 社会福祉課 | 1390 | <p>根戸福祉センター施設、設備の管理</p> | <p>根戸福祉センターの施設設備の維持管理事務 平成27年度指定管理終了後、米興会が實料を支払いタイナービスセンターの運営をしている。 施設の修繕や管理は、市の担当課が行う。</p> | 根戸福祉センター施設設備の管理達成率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|------|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-------------------------------|--|------|
| 保健センターの運営 | 健康づくり支援課 | 1664 | 健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を行うこととを目的に保健センターを開設する。 | ○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。 ○令和2年に、保健センターは築37年、休日診療所も築20年を経過する。 今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができることにも我孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前提に修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。 緊急度合に応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。 | 日 | 275 | 275 | 275 | 275 | 適切に開所された日数 | | 健康福祉 |
| リスクマネジメント | あらき園 | 442 | 施設サービス提供における様々なリスクをあらかじめ把握し、未然に防ぐ。また、万が一事故や災害が起きてしまった場合のための危機管理対策を講じる。 | ○リスク予防対策として「ひやり・はつと」報告の実施 ○リスク管理対策として事故発生時における対応のフローチャート作成 ○災害時における対応マニュアルの確認 ○防災訓練の実施・防災用消耗品の管理 ○消防設備の維持管理 ○苦情解決制度の実施 ○施設損害賠償責任保険に加入 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 事故、ひやりはつと、防災訓練の検証・検討会の実施率 | | 健康福祉 |
| あらき園の維持管理 | あらき園 | 2194 | 市の生活介護事業所として利用者にとり日常生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。 | 効果的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるような施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 あらき園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしていることにも建物躯体の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。 令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所) | | 健康福祉 |
| 障害者福祉センターの維持管理 | 障害者福祉センター | 1556 | 市内の障害者の訓練施設として、効果的に訓練できるよう、施設の維持管理をする。 | 効果的に訓練ができるように施設の維持管理をするため、設備の保守点検、施設の改修等を行う。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈、樹木管理業務委託等を実施する。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 施設の維持管理率(修繕実施箇所/必要修繕箇所) | | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|------|---|---|----------------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 老人福祉センターの運営 | 高齢者支援課 | 496 | <p>○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。</p> <p>○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。</p> <p>○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p> | <p>高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。</p> | 1日当たりの平均利用者数 | 人 | 246 | 290 | 300 | 300 | 健康福祉 |
| こども発達センター施設の維持管理 | こども発達センター | 1914 | <p>早期療育の拠点であるこども発達センターの施設を利用する、子どもとその保護者等の利用者が安全・安心に利用出来るよう施設の維持管理・運営を行う。</p> | <p>こども発達センターの施設利用者が安全・安心、かつ、効率良く利用できるよう施設の維持管理・運営を行う。</p> | 施設の維持管理・運営 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| 親水広場の運営 | 手賀沼課 | 2127 | <p>手賀沼の水環境保全啓発を主目的に、その役割を補充・向上するための機能を付け加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与することを目的とする。</p> | <p>○親水広場の巡回業務、受付業務(土日祝祭日)プラネタリウム投影業務、維持管理業務、清掃業務等について施設管理運営業務を一括委託して実施する。</p> <p>○提案型公共サービス民営化事業の提案に基づきプラネタリウムのデジタル化と施設の管理運営委託を一本化する。</p> <p>○水環境保全啓発に関する展示の充実を図り、環境情報の発信の場としていく。</p> <p>○親水広場を活用しての様々な環境学習事業の充実を図る。</p> <p>○多目的広場で様々なイベントが行えるよう整備方法や運用等について検討する。</p> <p>○改修されたじゃぶじゃぶ池に子ども達や保護者の来場を促すことで、さらなる地域の賑わいを造り出す。</p> | 施設の維持管理・管理点検回数 | 回 | 35 | 35 | 35 | 35 | 環境 |
| 駅施設維持管理事業 | 交通課 | 703 | <p>JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。</p> | <p>○駅施設の維持管理 ・我孫子駅・天王台駅の南北口エレベーター・エスカレーター ・湖北駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路の維持管理 ・新木駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路、トイレの維持管理 ・布佐駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路、トイレの維持管理 ○駅修繕 ○駅の利便性向上</p> | 対応箇所数 | 箇所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----|---|--|--|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 駅構内バリアフリー化 施設等の整備・支援 | 交通課 | 716 | 東日本旅客鉄道(株)が実施する駅構内のバリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。 | ○我孫子駅のバリアフリー化 駅ホームにエレベーターが無い我孫子駅について、東日本旅客鉄道(株)東京支社と協議し、必要な支援(負担金等)を行う。 ○我孫子・天王台駅のホームドア設置支援 駅利用者の転落防止のため、東日本旅客鉄道(株)が整備するホームドアに関して、支援の方法を検討する。 | 当該年度 進捗率 | % | 0 | 25 | 50 | 75 | 都市基盤 |
| 市営住宅維持 管理業務 | 建築住宅 課 | 848 | 入居者が快適で安心して暮らせる住環境の整備。 | ①入居者に対する窓口業務、書類等の受付及び処理(決定を除く)、システム入力 ②入居者募集に関する事務処理(入居者決定を除く) ③家賃決定を行うための収入申告業務(家賃の決定を除く) ④家賃収納に関する納付書送付、口座振替事務、滞納者への納付指導等 ⑤団地及び集会所や駐車場等の点検及び維持管理 ⑥市営住宅土地の賃貸借契約(変更)の締結と支払い ⑦その他市営住宅の維持管理に関すること ⑧小規模改良住宅の維持管理に関すること ⑨市営住宅の土地購入に関すること | 給水設備 等点検、 樹木剪定 等、土地 賃貸借契 約の締結 件数 | 件 | 25 | 25 | 25 | 25 | 都市基盤 |
| 庁舎維持管理 | 経営課 | 887 | 水道法第2条を遵守する。水道は、広く一般の人が飲むものであり、健康に悪影響を及ぼしたり不快にさせたりする事のないようにするため、浄水場の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用をおこなうために維持管理を行う。職場環境を充実させ、利用者の安全を確保する。 | 水道局庁舎の維持管理を行う。清掃委託・管理業務委託・警備業務委託・空気環境測定業務委託・構内電話設備保守・エレベーター保守・冷暖房機保守・浄化槽保守・浄化槽汚泥引抜・自動ドア保守・直結給水ブースターポンプ保守・NHK放送受信料・燃料費・庁舎消耗費・庁舎修繕費 | 実施件数 ／管理保 守の予定 件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

● 自主防災活動の促進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-----------------|--|---|-------------|--------|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 自主防災組織 育成事業 | 市民安全 課 | 330 | 自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり、 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。 | 自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成 依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成 に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛け る。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助 成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には 50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上 が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を 実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を 交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対 し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地 域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを 育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボラン ティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。 | 自主防災 組織数 | 組 織 | 135 | 136 | 137 | 138 | 防災・防 犯・危機 管理 |

● 防災訓練の実施

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-------------|-----------------|--|--|-------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 市民活動ス テーションの管 理 | 市民活動 支援課 | 171 | 市民活動ステーション指定管 理者が実施する施設運営(市 民公益活動支援事業を含む) を監視し、市民のまちづくり活 動の活性化が図れるようにす る。 | ○指定管理者により施設の管理運営及び市民公益活動支 援事業を行う。 ＜施設＞開館時間:9時～21時(第2・4月曜日と年末年 始は休館)夜間(17時以降)予約制。 ・会議スペース(2)、オーブンスペース、作業室、印刷機、 コピー機、備品ロッカー、メールボックス、パソコン、私書箱。 ・コミュニケーションオフィス、掲示板、図書の貸出・閲覧による情 報提供。 ＜市民公益活動支援事業＞ ・市民公益活動に関する相談(市民活動インターンシップ、 子どもを対象としたボランティアNPO体験事業など)、市民 公益活動の参加促進(市民の子カラまつり、市民・団体向け 講座の実施)、市民公益活動に関する情報発信や交流事 業など。 | けやきブラ ザでの防 災訓練へ の参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-----|--|---|--------|---|-----|-------|------|------|------------|
| 防災訓練の実施 | 市民安全課 | 335 | <p>訓練は、防災対策の強化、防災意識の高揚及び災害時における市民の的確な判断や行動力の向上を図るとともに、防災関係機関、ボランティア等の連携を図ることを目的に実施する。</p> <p>また、大規模震災初動体制計画の円滑な運用の検証をする。</p> | <p>防災訓練は、日頃から減災への備えに努めることを目的とし、「東日本大震災」の教訓を生かせる、より実効性のある訓練を実施することにより災害時の被害を軽減する。</p> <p>具体的な訓練として、総合防災訓練、避難所運営訓練、職員習熟訓練を行う。</p> <p>○総合防災訓練は、救護訓練、救出訓練などにより、関係機関との協力・市民の意識啓発を行い、訓練を実施する。</p> <p>○避難所運営訓練では、実際に避難所となる小学校で、各学区内の自治会を対象に受付、トイレ組立等の住民参加型の訓練を実施する。</p> <p>○職員習熟訓練では、全職員を対象に参集メール配信システムを利用して、安否確認、情報収集訓練を実施する。</p> | 訓練参加人数 | 人 | 373 | 1,000 | 1100 | 1250 | 防災・防犯・危機管理 |
|---------|-------|-----|--|---|--------|---|-----|-------|------|------|------------|

●市の施設、職員の適正管理

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---|--|-------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|----------|
| 組織編制事務 | 総務課 | 43 | 機能的、弾力的な組織体制を構築し、行政需要に的確に対応できる簡素で効率的な行政運営を実現する。 | 行政需要の変化と業務量を的確に把握した上で、各部署の職員数を適正に配置し、簡素で効率的な組織体制を構築する。 | 常勤職員数 | 人 | 857 | 857 | 857 | 857 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|-----|--|--|---|-----|-----|-----|-----|--------------|----------|
| 職員研修 | 総務課 | 47 | 市職員として必要となる基本的知識や、市が取り組んでいる重要課題等の習得・理解を図る。また管理職としての立場など階層に応じた研修を実施し、地方分権を担う職員を養成する。職務上必要な専門的な知識と技術を、派遣先の研修機関で集中的に学び職務に活かす。 | <p>○階層別研修【新規採用職員研修(前期、後期)・法制執務研修(2、3年目)・政策法務研修(4年目)・業務改善研修(5年目)・ディベート研修(主任)・主査長研修・新任管理職研修・人事評価研修(新任評定者)・メンタルヘルス研修(新規採用職員)・市内現地視察研修・主任研修・服務に関する研修】</p> <p>○専門研修・特別研修【行政対象暴力講習会・クレーム対応力強化研修・救命講習会・実務研修(障害福祉に関する研修)・男女共同参画研修・フアンリテイマネジメント研修・防火管理者講習会・メンタルヘルス研修・フアンリテーション研修・交通安全運転研修・サイバーセキュリティに関する研修・特定個人情報取扱いに関する研修・eラーニング専門研修(情報セキュリティ等)・eラーニング専門研修(情報連携・個人情報保護等)・新規採用職員育成担当者研修・働き方改革研修】</p> <p>○派遣研修【・管理職研修(自治研修センター)・自治研修センターへの派遣・市町村アカデミーへの派遣</p> <p>○総務省自治大学校への派遣・日本経営協会行政管理講座の受講・国、県、市外機関などへの派遣・その他専門研修機関への派遣】</p> | 人 | 12 | 16 | 16 | 16 | 16 | 計画推進のために |
| 行政手続の電子化推進 | 情報政策課 | 119 | 住民票の交付申請や税の申告など各種行政手続や市の情報発信などを、インターネットを利用することにより、誰でも、いつでも簡単にこなせるようにし、市民サービスの向上を図る。 | <p>県および県内市町村との共同利用である電子申請システム・施設予約システムを活用し、各種の行政手続の電子化を進め利便性を高める。</p> | 件 | 55 | 55 | 60 | 70 | 電子サービスの数 | 計画推進のために |
| スケジュール管理等秘書事務 | 秘書広報課 | 94 | 市長及び副市長(以下「市長等」という。)の公務に支障がないよう調整するとともに、さまざまな状況の変化に柔軟に対応し、これらを的確に遂行する。 | <p>○行事等出席依頼により、出欠○代理出席(祝電、メッセージ)などの対応の調整</p> <p>○開催日時、場所、役割などの確認、資料や挨拶文案の依頼と作成</p> <p>○交際費の管理、運転手との調整、市長等の随行</p> <p>○開催場所への交通手段や出発・帰着時間の調整</p> <p>○市長等が参加する会議や講演会などの調整、原稿や配布資料などの確認と連絡調整</p> <p>○計報時の対応(通夜・告別式の確認、弔電・生花)</p> <p>○緊急時や予定変更等に伴う日程、対応などの調整</p> <p>○市長の資産等の公開に関する条例に基づき、市長等の資産及び所得等報告書を市民へ公開する</p> <p>○我孫子市資産等公開審査会の運営</p> <p>○特別職公用車の維持・管理 ほか</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市長等の公務の適正執行率 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|-----|---|--|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 財産管理 | 施設管理課 | 105 | ・公有財産の有効活用及び財産等を適正に維持管理する。 ・市有地(利用目的のない普通財産)の売却を行う。 | ○市が所有する普通財産(利用目的のない財産)等の適正管理と売却や活用。 ○庁舎周辺及び市有地管理(草刈り、樹木の剪定など)を委託等により適正に行う。 ○庁用共用封筒の購入など。 | 適正に管理した割合 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 公用車の適正な管理 | 施設管理課 | 101 | 公用車を常に良好な状態で使用できるように車両維持管理の徹底を図るとともに、効率的な活用を図る。 | ○公用車の効率的な活用を図るため、施設管理課で事前予約車・部所管の公用車と合わせて、公用車全体の有効活用を図る。なお、予約・利用状況はグループウェア上で利用状況を確認し空車を探して、事前予約車申請書を施設管理課へ提出の上、承認後使用する。 ○給油カードを活用して、燃料費(時価)の削減を図っていく。 ○事故抑止に向けた講習会等を実施し、安全運転技術の向上を図っていく。 ○環境に配慮した低公害車の購入を進めていく。 | 点検実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 庁舎維持管理 | 施設管理課 | 102 | 来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に使用できる庁舎の環境整備を行う。 | ○庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。 ○来庁者、職員駐車場の確保及び管理。 ○庁舎維持消耗品(トイレットペーパー、蛍光灯等)購入など。 ○庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。 | 保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 市有建築物の保全指導 | 施設管理課 | 108 | 市有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。 | ○公共施設情報の一元管理 各施設のエネルギーマンagement業務等で得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保全台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。 ○市有建築物の保全 公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。 | 施設台帳システムの活用 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|------|---|---|-----------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 公共施設等包括管理業務 | 施設管理課 | 1954 | 所管ごとに縦割りで管理してきた公共施設を包括管理することにより経費の削減及び事務の効率化を図る。また、巡回サービスによる点検結果や中短期計画書を活用し、効果的な予防保全を行い、施設機能の維持や利用者への安心安全で快適な利用につながるよう施設管理の適正化に努める。 | 公共施設の包括管理業務委託を行う。 業務内容は、次のとおり。 ○各施設の設備点検業務 ○巡回点検業務 ○中短期修繕計画作成 ○施設・設備の劣化状況等の施設保全台帳システムへの入力データ作成業務 | 包括管理施設の保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| ファシリテイトメントの推進 | 資産経営課 | 2099 | 公共施設等については、老朽化や人口減少等による利用需要が変化していくことが想定されることから、公共施設等の全体的状況を把握し、長期的・戦略的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置等を進める。 | ○公共施設等総合管理計画の進行管理 ・基本的な方針に沿った施設整備の調整 ・個別施設計画の策定支援 ・庁内職員研修会の開催 ・公共施設等総合管理計画の改定(令和3年度) | 個別施設計画の策定数(令和2年度) | 件 | 22 | 31 | 31 | 31 | 100 | 計画推進のために |
| 市民プラザの施設運営 | 市民活動支援課 | 175 | 市民の文化の向上及び福祉の増進を図る場として施設を管理する。 | 市民の文化拠点及び交流拠点施設として、効果的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を行う。 我孫子市民プラザの老朽化した空調設備の更新工事を行う。 | 我孫子シヨッペンプラザの防災訓練への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |
| 市民・近隣センター等施設維持管理 | 市民活動支援課 | 176 | 既に整備されている近隣センター11館(我孫子北近隣センターつくし野館含む)及び市民センター1館の施設維持管理を行う。 | 我孫子市コミュニティ整備計画変更計画書等で整備された施設の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、各施設の耐用年数や運用実態を考慮し、維持管理を行う。また、施設利用者やまちづくり協議会からの要望を全体最適とされるよう整理検討し、これに対応する。 | 包括管理業務委託による保守点検の実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|------|---|--|---|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 保健センターの運営 | 健康づくり支援課 | 1664 | 健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を行うこととを目的に保健センターを開設する。 | <p>○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。</p> <p>○令和2年に、保健センターは築37年、休日診療所も築20年を経過する。</p> <p>今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができればと、我孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前提に修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。</p> <p>緊急度合に応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| あらかぎ園の維持管理 | あらかぎ園 | 2194 | 市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。 | <p>効率的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるように施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。</p> <p>あらかぎ園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしているとともに建築物の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。</p> <p>令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |
| 障害者福祉センターの維持管理 | 障害者福祉センター | 1556 | 市内の障害者の訓練施設として、効率的に訓練できるよう、施設の維持管理をする。 | <p>効率的に訓練ができるように施設の維持管理をすため、設備の保守点検、施設の改修等を行う。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈・樹木管理業務委託等を実施する。</p> | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 | |
| 組織・人事管理 | 経営課 | 888 | 適正な人事管理業務を遂行し、柔軟で実行力ある組織を作る。 | 総務課等関連部署と連絡を密にし、処理を行う。 | 人 | 19 | 19 | 19 | 19 | 都市基盤 | |
| 公用車管理 | 経営課 | 2146 | 資産でもある公用自動車の管理を集中することにより、管理事務の効率化と諸経費の削減を図る。 | 各担当で管理していた公用車両の管理(調達、運用、維持修繕)を一括して行う。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|---|--|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 庁舎維持管理 | 経営課 | 887 | 水道法第2条を遵守する。水道は、広く一般の人が飲むものであり、健康に悪影響を及ぼしたり不快にさせたりする事のないようにするため、浄水場の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用をおこなうために維持管理を行う。職場環境を充実させ、利用者の安全を確保する。 | 水道局庁舎の維持管理を行う。 清掃委託・管理業務委託・警備業務委託・空気環境測定業務委託・構内電話設備保守・エレベーター保守・冷暖房機保守・浄化槽保守・浄化槽汚泥引抜・自動ドア保守・直結給水ブースターポンプ保守・NHK放送受信料・燃料費・庁舎消耗費・庁舎修繕費 | 実施件数 /管理保守の 予定 件数 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 消防庁舎・装置の維持管理 | 総務課 | 918 | 災害から市民の生命、身体、財産を守る消防活動の拠点としての機能を発揮できるように庁舎や付帯設備を安全、衛生面等も踏まえ適正に維持管理・補修し消防体制の万全を図る。 | 災害時の活動拠点としての機能を発揮できるように、また、職員の職務環境を維持するため、庁舎や付帯設備を安全衛生面等も踏まえ適正に維持管理・補修する。 令和2年度の政策的事業については、次のとおりとなります。 ○東消防署受変電等更新工事に伴う設計業務(施設管理課) ○東消防署女性仮眠室改修工事に伴う設計業務委託及び工事 ○東消防署空調設備更新に伴う設計業務(施設管理課)及び工事 | 我孫子市消防庁舎施設等の適正管理率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防職員の人事異動 | 総務課 | 923 | 資格や能力、健康状態に応じた効率的な人事管理を行う。 | 所属長から配置人員の人事異動参考情報を把握するとともに職員履歴により資格、経歴を参考に異動表を作成する。 | 異動者数 (5年間末異動者数・管理職を除く) | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 | 防災・防犯・危機管理 |
| 職務環境の維持管理 | 総務課 | 929 | 隔日勤務に必要な消耗品や備品の購入、職員の健康管理及び衛生管理の徹底により、災害等迅速に対応できること、また損害賠償責任保険に加入することにより、職員が安心して公務に従事できることを目的としている。 | 隔日勤務に必要な消耗品や備品を購入します。安全衛生管理チェックを各署で年4回行い、管理を徹底します。損害賠償責任保険に加入することにより、職員が安心して公務に従事できるようにします。 | 職務環境の維持管理事業の実施率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|------|--|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 救急救命士の研修 | 警防課 | 955 | 救急救命士が各医療機関の研修及び実習に参加し、技術・知識の向上、救急医療器具の取扱等について習熟する事により、救急現場において的確かつ迅速に救急救命処置を実施することを目的とする。 | 救急救命士の行う高度な救命処置を維持するためには、医行為としてその質が担保されなければならない。救急救命士就業前病院研修、高度救命処置範囲拡大に伴う気管挿管及び薬剤投与病院実習、救急救命士再教育研修(病院研修)と医療機関へ実習派遣する。 また、指導的立場の救急救命士を養成し、指導救命士として、救急救命士の隊員に対した救急現場の実践的な教育指導体制を構築する。 平成31年度現在、救急救命士数39名(日勤者含む) | 研修を必要とする救急救命士の人数(研修等実施救命士人数/実働救命士) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 救急隊員への新型コロナウイルス感染症対策 | 警防課 | 1533 | 新型コロナウイルス感染症防止による隊員の安全と、市民の生命、身体、財産を災害から守り、福祉の増進を助け、安心して安らかに暮らせる生活を確保する。また、対応する職員や医療従事者等を二次感染から保護する。 | 新型コロナウイルス感染症発生時において、消防関係者が感染するおそれがあり、また、重症化を防止するため、新型コロナウイルス感染症防止装備(インフルエンザ対策キット)を5ヶ年計画にて合計6,600セットの整備を実施。今後、計画的に更新する。また、感染対策として関係する隊員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合関係機関と調整を図りワクチン予防接種を実施します。(1人1日39セット使用し1隊3人で117セット使用・1日117セット使用で8週間(56日間)6,552セット使用) | 新型コロナウイルス感染症防止装備キット救急隊員配布数(6,552セット÷40人分(全救急隊員数)＝1人約164セット) | セット | 164 | 164 | 164 | 164 | 164 | 防災・防犯・危機管理 |

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

●防災訓練の実施

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-------------|-----------------|---|---|-------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 市民活動ス テーションの管 理 | 市民活動 支援課 | 171 | 市民活動ステーション指定管 理者が実施する施設運営(市 民公益活動支援事業を含む) を監視し、市民のまわりの活 動の活性化を図れるようにす る。 | ○指定管理者により施設の管理運営及び市民公益活動支 援事業を行う。 ○施設>開館時間:9時~21時(第2・4月曜日と年末年 始は休館)夜間(17時以降)予約制。 ・会議スペース(2)、オープンスペース、作業室、印刷機、 コピー機、備品ロッカー、メールボックス、パソコン、私書箱。 ・コミュニティオフィス、掲示板、図書の貸出・閲覧による情 報提供。 ○市民公益活動支援事業> ・市民公益活動に関する相談(市民活動インターンシップ、 子どもを対象としたボランティアNPO体験事業など)、市民 公益活動の参加促進(市民の子カラまつり、市民・団体向け 講座の実施)、市民公益活動に関する情報発信や交流事 業など。 | けやきプラ ザでの防 災訓練へ の参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |
| 防災訓練の実 施 | 市民安全 課 | 335 | 訓練は、防災対策の強化、 防災意識の高揚及び災害時 における市民の的確な判断や 行動力の向上を図るとともに、 防災関係機関・ボランティア 等の連携を図ることを目的に 実施する。 また、大規模震災初動体制 計画の円滑な運用の検証をす る。 | 防災訓練は、日頃から減災への備えに努めることを目的と し、「東日本大震災」の教訓を生かせる、より実効性のある 訓練を実施することにより災害時の被害を軽減する。 具体的な訓練として、総合防災訓練、避難所運営訓練、 職員習熟訓練を行う。 ○総合防災訓練は、救護訓練、救出訓練などにより、関係 機関との協力・市民の意識啓発を行い、訓練を実施する。 ○避難所運営訓練では、実際に避難所となる小学校で、各 学区内の自治会を対象に受付、トイレ組立等の住民参加型 の訓練を実施する。 ○職員習熟訓練では、全職員を対象に参集メール配信シ ステムを利用して、安否確認、情報収集訓練を実施する。 | 訓練参加 人数 | 人 | 373 | 1,000 | 1100 | 1250 | 防災・防 犯・危機 管理 |

●情報伝達手段の整備

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------|-----------|-------------|--|--|-------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|----------|
| 通信インフラの 整備 | 情報政策 課 | 2219 | 災害発生時のインターネット環境の提供・情報発信のために公衆無線LAN環境を整備する。 | ○天王台駅南口、手賀沼公園にて公衆無線LANサービスを提供する。(H29年度整備) ○けやきプラザ、我孫子駅南口にて公衆無線LANサービスを提供する。(H31年度整備) ○駅前、観光施設、防災拠点を中心に利活用を検討し優先順位の高いところから順次整備を進めていく。 ○接続時のリダイレクト機能を活用し、利用者への効果的な情報発信を行う。 | 公衆無線LANが整備された数 | 個所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 計画推進のために |
| 報道機関への 情報提供 | 秘書広報 課 | 87 | 報道機関へ適切に情報提供を行うことにより、広く市民に市政への関心と参加を促し、市内外へ市の施策などをアピールする。 | ○記者会見の実施、会見内容や日程などの連絡調整、資料の送付 ○柏記者クラブや他の報道機関への議会資料などの送付 ○行事予定表の調整と送付 ○訃報の連絡 ○新聞、テレビの広告掲載 | 情報提供 件数 | 件 | 290 | 85 | 85 | 85 | 計画推進のために |
| ホームページの 管理・充実 | 秘書広報 課 | 97 | 市政に関する情報や市の様々な魅力をインターネットによって、より多くの方に提供するとともに、利用者の利便性をさらに高める。 | 市の生活に密着した様々な情報を積極的に提供・発信する。掲載情報の充実を図り、常に最新の状態に更新する。さらに、利用者の方々がより見やすく検索しやすいよう、ホームページ機能の充実を図るとともに、若い世代の定住化に向けた情報を発信する。また、パナー広告を掲載し市の収入源を確保する。 | 防災情報 無線メール 配信登録者数 | 人 | 12,783 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 計画推進のために |
| 広報の編集・発行 | 秘書広報 課 | 98 | 市民と市が行政情報などを共有するため、月2回「広報あびこ」を編集・発行する。 | 市の施策や事業、市民からのお知らせ等の情報を編集し広報あびこを発行する。(月2回:1日・16日) 配布は、原則、全世帯と新聞折込により配布。新聞未購読世帯には申出により宅配を行う。市内公共施設に設置し配布を行う。(各行政サービスセンター・近隣センター・公民館・図書館、アピスタ、市民プラザ等) 視覚障害者には、「声の広報」、市内在住外国人には『ニューズレターアピコ』(毎月1回発行)を発行し配布している。 スマートフォンアプリを活用し「広報紙」を配信している。広報作成及び新聞店への配送は民間委託。 | 「広報あびこ」の年間 配布部数 | 部 | 1,128,000 | 1,225,000 | 1,225,000 | 1,225,000 | 計画推進のために |
| 電話システム(I P電話)の管理 | 施設管理 課 | 106 | 庁舎及び出先機関に設置したIP電話システムの適正な管理と運用を行う。 | 庁内LAN網を利用した電話通信としてIP電話システムを設置し、適正な管理と安定した運用を行う。 | IP電話システムの保 守の実施 率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|------|--|--|---------------------|---|------|-----|-----|---|---|------------|
| 防災情報伝達システム管理運用 | 市民安全課 | 338 | 災害時の効率的な情報伝達手段として防災行政無線設備の維持管理並びに運用の充実を図る。 | 防災行政無線は、平成27年度までに子局のデジタル化と新規設置の整備を実施した。また、平成29年度に老朽化した移動系無線機基地局の更新工事を実施した。整備後は、災害時に一斉・効率的に情報伝達できる防災行政無線の維持管理を強化し、いざという場合に備えらるるも、職員の無線機器操作講習の実施や操作資格者の育成など、運用体制の充実に努める。 | 機器点検実施回数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 防災・防犯・危機管理 |
| 小中学校コンピュータ教育の推進 | 指導課 | 1415 | 各小中学校のICT機器を整備し、運用のサポート、保守の充実、情報教育の環境の整備を図る。 | 情報教育機器を効果的に活用した「わかる授業」の展開に努めることで、学力の向上を図る。また、教職員の校務を効率化し、負担を軽減することにより、生徒と向き合う時間を増やし、きめ細やかな指導を行うことで、教育活動の質の改善を図る。そのために、研修の機会の充実や機器等の整備・維持管理に努める。 | 教育用コンピュータ台あたりの児童生徒数 | 人 | 9.59 | 1.3 | 1.1 | 1 | 1 | 生涯学習 |

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

●情報伝達手段の整備

| 事務事業名(個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-------------|-------|---------|---|---|----------------|----|-------------|----------|----------|---------------|----------|
| 通信インフラの整備 | 情報政策課 | 2219 | 災害発生時のインターネット環境の提供・情報発信のために公衆無線LAN環境を整備する。 | ○天王台駅南口、手賀沼公園にて公衆無線LANサービスを提供する。(H29年度整備) ○けやきプラザ、我孫子駅南口にて公衆無線LANサービスを提供する。(H31年度整備) ○駅前、観光施設、防災拠点を中心に利活用を検討し優先順位の高いところから順次整備を進めていく。 ○接続時のリタイア機能を活用し、利用者への効果的な情報発信を行う。 | 公衆無線LANが整備された数 | 個所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 計画推進のために |
| 報道機関への情報提供 | 秘書広報課 | 87 | 報道機関へ適切に情報提供を行うことにより、広く市民に市政への関心と参加を促し、市内外へ市の施策などをアピールする。 | ○記者会見の実施、会内容や日程などの連絡調整、資料の送付 ○柏記者クラブや他の報道機関への議会資料などの送付 ○行事予定表の調整と送付 ○訃報の連絡 ○新聞、テレビの広告掲載 | 情報提供件数 | 件 | 290 | 85 | 85 | 85 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|------|--|--|---|-----------|-----------|-----------|------------|----------|
| ホームページの管理・充実 | 秘書広報課 | 97 | 市政に関する情報や市の様々な魅力をインターネットによって、より多くの方に提供するとともに、利用者の利便性をさらに高める。 | 市の生活に密着した様々な情報を積極的に提供・発信する。掲載情報の充実を図り、常に最新の状態に更新する。さらに、利用者の方々がより見やすく検索しやすいよう、ホームページ機能の充実を図るとともに、若い世代の定住化に向けた情報を発信する。また、バナー広告を掲載し市の収入源を確保する。 | 人 | 12,783 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 計画推進のために |
| 広報の編集・発行 | 秘書広報課 | 98 | 市民と市が行政情報などを共有するため、月2回「広報あひこ」を編集・発行する。 | 市の施策や事業、市民からのお知らせ等の情報を編集し広報あひこを発行する。(月2回:1日・16日) 配布は、原則、全世帯と新聞折込により配布。新聞未購読世帯には申出により宅配を行う。市内公共施設に設置し配布を行う。(各行政サービスセンター・近隣センター・公民館・図書館、アピスタ、市民プラザ等) 視覚障害者には、「声の広報」、市内在住外国人には『ニュースレターアピコ』(毎月1回発行)を発行し配布している。 スマートフォンアプリを活用し「広報紙」を配信している。広報作成及び新聞店への配送は民間委託。 | 部 | 1,128,000 | 1,225,000 | 1,225,000 | 1,225,000 | 計画推進のために |
| 電話システム(IP電話)の管理 | 施設管理課 | 106 | 庁舎及び出先機関に設置したIP電話システムの適正な管理と運用を行う。 | 市内LAN網を利用した電話通信としてIP電話システムを設置し、適正な管理と安定した運用を行う。 | % | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために | |
| 防災情報伝達システムの管理運用 | 市民安全課 | 338 | 災害時の効率的な情報伝達手段として防災無線設備の維持管理並びに運用の充実に努める。 | 防災行政無線は、平成27年度までに子局のデジタル化と新規設置の整備を実施した。 また、平成29年度に老朽化した移動系無線機基地局の更新工事を実施した。 整備後は、災害時に一斉・効率的に情報伝達できる防災行政無線の維持管理を強化し、いざという場合に備えるとともに、職員の無線機器操作講習の実施や操作資格者の育成など、運用体制の充実に努める。 | 回 | 2 | 2 | 2 | 防災・防犯・危機管理 | |
| 小中学校コンピュータ教育の推進 | 指導課 | 1415 | 各小中学校のICT機器を整備し、運用のサポート、保守の充実、情報教育の環境の整備を図る。 | 情報教育機器を効果的に活用した「わかる授業」の展開に努めることで、学力の向上を図る。また、教職員の校務を効率化し、負担を軽減することにより、生徒と向き合う時間を増やし、きめ細やかな指導を行うことで、教育活動の質の改善を図る。そのために、研修の機会の充実や機器等の整備・維持管理に努める。 | 人 | 9.59 | 1.3 | 1.1 | 1 | 生涯学習 |

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力の低下

●産業の活性化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|------------------|-------------|-------------|---|--|--|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 商業活性化策 の推進 | 商業観光課 | 184 | 我孫子市商工会や商業者と共に商業活性化策等を検討・実施し、商業の活性化を図る。 | 我孫子市商工会・商業者・市で連携、協力し、経済情勢の変化に対応した商業活性化策を検討・実施する。 令和2年度から施行する我孫子市商店街活性化事業補助金の決定・交付等を行い、商業の振興に寄与する。また、商業観光に関する方針等の策定に向けて、委員会を組織し、検討を行う。 | 商店街活性化補助 金交付件 数 | 件 | — | 19 | 21 | 21 | 産業 |
| 商工会育成事業 | 商業観光課 | 187 | 小規模事業者の経営指導やイベント等の地域振興事業に取り組んでいる我孫子市商工会の活動を支援し、市内の商工業の振興を図る。 | 我孫子市商工会の活動を支援するため、補助金を交付する。また、情報交換及び連携を密に行い、市の商工業の振興に寄与する取り組みを検討・推進する。 | 我孫子市 商工会へ の加入率 | % | 47 | 49 | 49.5 | 49.5 | 産業 |
| 中小企業への 資金融資 | 企業立地 推進課 | 203 | 中小企業者が必要とする資金を、千葉県信用保証協会の信用保証に基づき貸付を行い、市内中小企業者の安定化及び活性化を図る。 | 千葉県信用保証協会及び金融機関の協力を得て、適切な事業計画のもとに事業を営む市内中小企業者に対して、経営の合理化、企業の安定に要する事業資金(運転・設備)の貸付を行う。 また、貸付けた中小企業者及び小規模事業者に対して、利子補給を行う。 | セーフティ ネット保証 の申請から 認定証交 付までにか かる日数 | 日 | 5 | 2 | 2 | 2 | 産業 |
| 農業拠点施設 維持管理事業 | 農政課 | 234 | 安全・安心な地元農産物の地域内流通システムの構築と、地産地消の推進をとおした農業者・消費者との交流や文化施設など地域資源との連携を図りながら、交流人口の拡大と地域活性化を図るため直売所・飲食施設を併設した農業拠点施設の安定した運営を継続していく。 | あびこ農産物直売所あびこん、旬菜厨房米舞亭の運営者の株式会社あびこを支援し効果的な運営を目指す。安全・安心な農産物の栽培等の普及と情報の受発信機能を持ち、農業者に対する栽培履歴の作成指導をはじめ、農業者同士の研さん・交流、消費者・市民との交流や食育推進等の機能を持つ農業拠点施設の運営を継続する。 | 農業拠点 施設の年 間延べ利 用者数 | 人 | 372,229 | 380,000 | 390,000 | 400,000 | 産業 |

●民間建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年 度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-----------------|---|--|---|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 空家対策事業 | 市民安全 課 | 2090 | 空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良質な生活環境を確保する。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空家等の対策に取り組む。 ○空家の情報提供件数 平成24年度 371件、平成25年度 43件、平成26年度 90件、平成27年度 100件、平成28年度 83件、平成29年度 84件、平成30年度 124件、令和元年度 122件 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なノブロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を発送する。 ○空家等対策協議会の運営 | 空家等の改善数 | 件 | 100 | 50 | 65 | 75 | 防災・防犯・危機管理 |
| 私立幼稚園の運営支援 | 保育課 | 592 | 私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。 | 1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助、施設修繕費補助、協会運営費補助等を交付する。 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業等の健全な運営を図るため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金を交付要綱に基づき補助金を交付する。 | 私立幼稚園等補助金、施設型給付費、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金の交付率(適正に交付した金額/申請金額) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|------|--|---|--------------------------|---|-------|------|------|------|------|
| 私立保育園等施設整備への補助 | 保育課 | 1935 | 平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。 | 保育所等整備交付金等を活用し、施設整備への補助金を交付する。 | 補助金を交付する園数 | 園 | 0 | 1 | 1 | 1 | 健康福祉 |
| 区域区分等に關する都市計画の見直し | 都市計画課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しの際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直すとともに、区域区分をはじめとした全体の都市計画等の見直しを行う。 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、果との調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画基礎調査の進捗率 | % | — | 100 | — | — | 都市基盤 |
| 屋外広告物の許可申請事務 | 都市計画課 | 780 | 屋外広告物の表示または設置については、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。 | ○千葉県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示または設置に係る申請等について、審査・許可等を行う。 ○屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に違反している屋外広告物の簡易除却及び設置者への指導を行う。 ○広報あひこやホームページで、屋外広告物の表示または設置に関するルールについて周知を図る。 | 違反広告物の簡易除却件数 | 件 | 1,313 | 1100 | 1200 | 1000 | 都市基盤 |
| 住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務 | 建築住宅課 | 854 | 市民の住まいに関わる相談事について、専門家による相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。 | ・住宅相談：市民の住まいの改善、増改築、修繕などについて、我孫子市住宅センター協議会より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の住宅相談を実施する。 ・不動産相談：市民の不動産取引、賃貸契約などについて、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の不動産相談を実施する。 ・空き家バンク等を活用し、空き家等の流通促進や活用支援などの相談を実施する。 ・ホームページに住まいに関する情報提供のページを設け、市が行っている住宅施策の情報を発信する。 | 住宅・不動産相談者数 空き家バンク登録件数 | 件 | 30 | 46 | 46 | 46 | 都市基盤 |

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

●民間建築物の耐震化等

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|-----------------|---|---|---|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 空家対策事業 | 市民安全課 | 2090 | 空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良好な生活環境を確保する。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空家等の対策に取り組む。 ○空家の情報提供件数 平成24年度 371件、平成25年度 43件、平成26年度 90件、平成27年度 100件、平成28年度 83件、平成29年度 84件、平成30年度 124件、令和元年度 122件 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を発送する。 ○空家等対策協議会の運営 | 空家等の改善数 | 件 | 100 | 50 | 65 | 75 | 防災・防犯・危機管理 |
| 私立幼稚園の運営支援 | 保育課 | 592 | 私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。 | 1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助、施設修繕費補助、協会運営費補助等を交付する。 2. 施設教育・保育施設は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業等の健全な運営を図るため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金を交付要綱に基づき補助金を交付する。 | 私立幼稚園等補助金、施設型給付費、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金の交付率(適正に交付した金額/申請金額) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|------|---|------|---|--------------------------|---|-------|------|------|------|----|------|
| 私立保育園等施設整備への補助 | 保育課 | 1935 | 平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。 | 1935 | 保育所等整備交付金等を活用し、施設整備への補助金を交付する。 | 補助金を交付する園数 | 園 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 健康福祉 |
| 区域区分等に関する都市計画の見直し | 都市計画課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直し(き)・区域マスタープラン見直しする際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直すとともに、区域区分をはじめとした真体の都市計画等の見直しを行う。 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、県との調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画基礎調査の進捗率 | % | — | 100 | — | — | — | 都市基盤 |
| 屋外広告物の許可申請事務 | 都市計画課 | 780 | 屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。 | 780 | ○千葉県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の表示または設置に係る申請等について、審査・許可等を行う。 ○屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に違反している屋外広告物の簡易除却及び設置者への指導を行う。 ○広報あひこやホームページで、屋外広告物の表示または設置に関するルールについて周知を図る。 | 違反広告物の簡易除却件数 | 件 | 1,313 | 1200 | 1100 | 1000 | — | 都市基盤 |
| 住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務 | 建築住宅課 | 854 | 市民の住まいに関わる相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。 | 854 | ・住宅相談：市民の住まいの改善、増改築、修繕などについて、我孫子市住宅センター協議会より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の住宅相談を実施する。 ・不動産相談：市民の不動産取引、賃貸契約などについて、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の不動産相談を実施する。 ・空き家バンク等を活用し、空き家等の流通促進や活用支援などの相談を実施する。 ・ホームページに住まいに関する情報提供のページを設け、市が行っている住宅施策の情報を発信する。 | 住宅・不動産相談件数 空き家バンク登録件数 | 件 | 30 | 46 | 46 | 46 | 46 | 都市基盤 |

●火災予防対策等の推進

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------------------|-----|-------------|--|---|--|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 住宅用火災警 報器の普及促 進 | 予防課 | 931 | 住宅用火災警報器を未だ設 置していない世帯や条例に適 合していない世帯への働きか けを進め、法令順守を徹底し、 住宅火災による死傷者を減ら すとともに被害の軽減を図る。 | 平成16年の消防法改正により、我孫子市では平成19年1 0月2日から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災 警報器の設置が義務化されたことから、住宅の所有者等を 対象に火災予防法例に適合した設置の促進を図る。また設 置から10年以上経過している場合は、本体の劣化により適 正に作動をしないことがあるため交換をするなど、適切な維 持管理について広報を実施する。 | 住宅用火災警報器二 設置率二 ((住宅警器 設置世帯 数)+(住宅 警器一部 設置世帯 数))÷(調 査世帯数) ×100 | % | 79 | 80 | 83 | 85 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 幼年消防クラ ブ員及び女性 防火クラブ員の 育成 | 予防課 | 932 | 幼年消防クラブは、幼年期に おいて正しい火の取扱いについ て学び、園及び家庭における 火災予防思想の普及や将来 における防火思想の普及を図 る。女性防火クラブは、地域に 身近なクラブ員として家庭の火 災予防について学び、防火防 災意識の啓発など火災予防活 動ができる人材を育成する。 | 幼年消防クラブは、現在、市内12施設の幼稚園・保育園・ こども園で組織され、園児が正しい火の使い方の学習や園 の防火訓練などの活動が、園児のクラブ活動を見守る保護 者の防火意識の向上及び地域による防火思想の向上を 図っている。 女性防火クラブは、家庭の防火という面から活動し、研修会 や市主催の諸行事に参加を進め各種訓練を通じ地域にお ける防災リーダーとして活躍できるクラブ員を育成する。 | 研修・訓 練・普及啓 発参加率 二実績参 加人員/参 加想定数 | % | 64 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 消防同意事務 | 予防課 | 933 | 消防法に基づき建築物の防火 安全性を確保し、火災発生に よる人的、物的被害を未然に 防ぎ、被害の軽減を図る。 | 建築基準法に基づき建築確認申請時の消防同意を実施す るため、建築物の防火に関する審査を実施する。 | 適正指導 確認率二 消防同意 件数/建築 物許可等 の消防同 意受付件 数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|------|------|---|------|---|-----|-----|-----|-----|------------|
| 立入検査・消防用設備等の点検指導 | 予防課 | 935 | 火災予防のために、人命危険や火災発生危険が高い建築物の立入検査を重点的に実施することともに、関係者への消防法令順守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保に努めます。 | 935 | 火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入検査を実施します。なお、約2200件ある防火対象物のうち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施します。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査を実施します。立入検査指摘事項の補完として、防火管理講習会を年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やします。職員教育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得に努めます。 | 49 | 55 | 60 | 65 | 防火・防犯・危機管理 |
| 防火協会の指導育成 | 予防課 | 937 | 危険物施設及び防火対象物の企業、事業者が災害予防上必要な知識技術を学び、事業所の安全管理の徹底と意識の高揚を図る。また消防イベントに協力し、火災予防啓発活動を協同して市民の防火防災意識の向上を図る。 | 937 | 平成10年に我孫子市防火協会と我孫子市危険物安全協会が合併し、災害予防に必要な知識技術の研修を行い防火啓発の普及宣伝を図り地域の振興発展と福祉増進に寄与している団体の事務取り扱いを、全国・県危険物安全協会関係の行う、保安講習、危険物取扱者試験の担当窓口になっている。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防火・防犯・危機管理 |
| 火災予防業務 | 西消防署 | 966 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差の無い自主防災意識の確立を図り、災害を最小限度に抑える。 | 966 | ○住宅用火災警報器の設置の推進及び維持管理指導。 ○自衛消防訓練等で避難訓練・消火訓練及び防災資機材の取扱い指導。 ○火災発生時に原因の究明のための火災原因調査。 ○火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難等の広報活動。 | 768 | 800 | 800 | 800 | 防火・防犯・危機管理 |
| 空き地の適正管理指導 | 西消防署 | 1662 | 空き地に繁茂し、または放置されている雑草等の除去に関して適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 1662 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予想される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適性管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者等に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 93 | 100 | 100 | 100 | 防火・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|--|--|----------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------------|------------|
| 消防立入検査業務 | 西消防署 | 1680 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。 | 立入検査の実施率 (立入検査実施件数/年間定期査察計画数) | % | 95 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防火・防犯・危機管理 |
| 火災予防業務 | 東消防署 | 972 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差を無くした自主防火意識が確立され、災害を最小限度に抑える。 | ○住宅用火災警報機の設置の推進 ○自衛消防訓練 避難訓練、消火訓練及び防災資機材の取扱い指導 ○火災原因調査 火災発生時の原因の究明 ○広報活動 火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難広報等 | 火災予防啓発活動の実施率 | 件 | 300 | 300 | 300 | 300 | 防火・防犯・危機管理 | |
| 空き地の適正管理指導 | 東消防署 | 1663 | 空き地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予測される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 空き地の雑草処理率/当該地件数 | % | 88 | 100 | 100 | 100 | 防火・防犯・危機管理 | |
| 消防立入検査業務 | 東消防署 | 1693 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。 | 立入検査の実施率 =立入検査実施件数/年間定期査察計画数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防火・防犯・危機管理 | |

5-4 陸上輸送ネットワークの機能停止

●道路の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標 値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|----------------------------|--|---------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 道路用地の管理 | 道路課 | 664 | 道路機能を確保するために、道路用地の権限を取得する。 | 隅切り用地確保のため、民有地の権限取得を進める。 道路・水路用地の借地契約更新を行う。 | 各年度の取得率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-----|-----|--|---|---|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 開発行為の指 導・道路用地 の寄付帰属 | 道路課 | 665 | 開発行為により、安全で快適な道路整備と狭あい道路の解消を図る。 | 周辺の道路状況を考慮しながら、道路の規格及び安全施設等の付帯施設整備について開発事業者と協議し、指導する。また、開発行為により整備された新設道路及び拡幅道路の用地については、帰属により取得し、市が適正に維持管理する。 | 各年度の 処理件数 ／申請件 数×100 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 放置車両の処 理 | 道路課 | 666 | 安全で快適に通行できる道路機能を確保し、市道管理の充実に努める。 | 路上に放置された車両の所有者を調査し、道路の安全管理に努める。また、所有者不明の場合警察官立ち合いで撤去する。 | 各年度の 放置車両 未発生率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 法定外公共物 管理 | 道路課 | 667 | 法定外公共物の草刈等の維持管理を行うとともに、将来的に道路とする必要性のない土地については、譲渡して効率的な財産管理を行う。 | 法定外公共物の管理体制を確立し適切な維持管理・使用手続受付等・草刈り等の維持管理・境界確定等の財産管理を行うとともに、道路が必要な箇所についてはこの用地を活用し整備する。 | 各年度の 相談処理 率(解決件 数/相談 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路樹の維持 管理事業 | 道路課 | 671 | 我孫子市の環境軸をより厚みのある豊かなものとするために、車両・歩行者の安全を確保しながら街路樹を守り育てる。 | 街路樹の路線別特色に基づき適正・効率的に剪定、消毒、倒木・枯木処理、補植等を実施する。 | 各年度の 街路樹維持 管理率 (病虫害・ 支障枝等 街路樹管 成阻害要 因の除去 件数/病 害虫・支障 枝等街路 樹育成阻 害要因の 除去必要 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路灯の新設 及び維持管理 | 道路課 | 672 | 街路灯の不具合を補修し、車両・歩行者の安全を確保する。また、安全上必要と思われる箇所に新規街路灯の設置を行う。 | パトロール及び市民からの通報等で発見された街路灯の不具合を補修するとともに、必要箇所に新規設置を行う。今後、所有する街路灯が全てLED化されている自治会に対しては、所有権を市に移管し、市で電気代や修繕等の維持管理を行っていく。 | 各年度の 街路灯補 修率(街路 灯補修件 数/街路 灯補修依 頼件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持補 修 | 道路課 | 675 | 道路の破損箇所を支障ない状態に補修するとともに、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路のイメージアップを図る。 | 安全で快適に通行できる道路機能を確保するため、舗装や路面排水施設等の維持補修を行う。実施にあたっては、道路占用工事と調整して、より効果的な維持補修を行う。また、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路工事を行う。 | 各年度で 予定してい る道路の 維持補修 工事の進 捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----|------|---|---|--|---|-----|-----|-----|-----|--------------------|------|
| 道路パトロール | 道路課 | 677 | 現場の支障箇所を早急に発見・解消し、車両・歩行者の安全を確保する。 | 市道の構造を保全し、円滑な通行を確保するために行う。 | 各年度の パトロール 実施率 (パトロール 実施件数 /パトロー ル実施予 定件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持管理作業(土木センター) | 道路課 | 682 | 現場の支障箇所を早急に解消して車両・歩行者の安全を確保する。 自治会清掃等で発生した残土を回収し処分する。 | 市道舗装・排水側溝の小規模な補修、道路用地の草刈等。 市道舗装面の陥没復旧・劣化等による剥離の補修、側溝等の破損による漏水対応、道路上の散乱物・倒木等の交通障害物撤去、災害時の対応。 土木センターで行う排水側溝清掃及び自治会清掃で発生した残土を回収し処分を行う。 なお、現事務所は、クリーンセンターの建て替えに支障となることから、平成32年度前期に事務所の既存の市所有施設への移転を行う。 | 各年度の 苦情等受 付処理対 応の土木 センター 急処理完 了率(土木 センター処 理対応完 了件数/ 土木センタ ー処理依 頼総件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| バリアフリー歩道改良 | 道路課 | 684 | 歩道の段差解消により安全で快適な歩行・車椅子通行帯の確保を行う。 | 歩道のバリアフリー化を進めるため、歩道の段差解消や点字ブロック設置等の工事を行う。 | 主要道路 のバリアフ リー化率 | % | 25 | 30 | 35 | 40 | 都市基盤 | |
| 道路障害発生時(災害時)の規制、対策 | 道路課 | 692 | 災害時に通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に対策を講じて道路機能の回復を図る。 | 台風・大雨・積雪等の影響により通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に障害対策を講じて、道路機能の回復を図る。 | 各年度の 道路障害 処理率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 | |
| 橋梁長寿命化修繕事業 | 道路課 | 1550 | 市内にある97橋について、法令に基づき5年に1度の点検を継続的に行い、適切な維持管理を行う。また、橋梁長寿命化計画に基づき「予防保全」型の維持修繕を行い、効率的な橋の維持管理を目指すものである。 | 市内にある97橋について、法令に基づき近接目視を伴う定期点検を、5年に1度の頻度で継続的に行う。また、橋梁長寿命化計画に点検結果を反映させるための更新を適宜実施するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の修繕工事や設計を行う。 | 各年度の 業務進捗 率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|------|--|---|-----------------------------------|------|-------|-------|-------|--------|------|----|------|
| 市道21-039号線(高野山地区)道路整備 | 道路課 | 1889 | 平成16年度から行われた高野山まちづくり事業で整備出来なかった部分の整備を行い、高野山地区内の円滑な通行を図る。 | 地権者交渉を進めながら、道路拡幅工事を行う。 | 交渉進捗率 | % | 5 | 10 | 10 | 15 | 10 | 15 | 都市基盤 |
| 中峠・古戸の道路整備 | 道路課 | 2119 | 当該地区内の道路は幅員が狭いため、防災面の強化・快適な住環境の確保する道路整備が必要である。 | 中峠・古戸地区の防災面の強化・快適な住環境の確保するための道路整備を行う。 | 中峠南地区道路整備の検討進捗率 | % | 5 | 10 | 15 | 20 | 都市基盤 | | |
| 土谷津地区の道路整備 | 道路課 | 2157 | 土谷津地区の円滑な通行を図るため、市街地に通じる道路整備を行い、安全な通行を確保する。 | 土谷津地区の円滑な通行を図り、安全な通行を図るための道路整備を行う | 道路整備の進捗率 | % | 10 | 30 | 50 | 80 | 都市基盤 | | |
| 新木駅北口地区の道路整備 | 道路課 | 2174 | 新木駅北口の国道356号から新木駅北口までの地区の道路整備を行い、安全で円滑な通行を確保する。 | 国道356号から新木駅北口までの安全かつ円滑な通行を確保するための道路整備を行う。 | 検討の進捗率 | % | 10 | 10 | 15 | 20 | 都市基盤 | | |
| 手賀沼公園・久寺家線の整備 | 交通課 | 699 | 我孫子地区中心拠点へアクセスする路線として、国道6号から根戸新田・布佐下線へ南北をつなぐ幹線道路を整備し、自動車交通導線を公園坂通りから本路線へ移行、安全で利用しやすい道路づくりを目指す。 | 我孫子都市計画道路事業は、我孫子地区内を円滑に移動できる道路網を整備するため、国道6号から根戸新田・布佐下線間全長1,270mのうち未整備区間の延長520m(幅員：一般部16m・交差部19m)の新設をする。 | 整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | % | 81 | 88 | 100 | 100 | 都市基盤 | | |
| 下新木踏切道の改良 | 交通課 | 701 | 下新木踏切の拡幅整備を行い、利用者の安全と利便性の向上を図るとともに、南北地区の連絡を強化する。 | 下新木踏切及び踏切に接続する両側市道の円滑で安全な通行を確保するため、地権者交渉を行って順次市道の拡幅用地を取得するとともに、歩道整備を行う。(延長210m) | (現況)契約権利者数(変更案)整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | 件(%) | 0(42) | 2(63) | 2(80) | 2(100) | 都市基盤 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|------|--|---|-----------------------|---|---|----|----|-----|------|
| 下ヶ戸・中里線外1線の整備 | 交通課 | 2016 | 都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線を国道356バイパスとして整備を進めており、整備が完了するとバイパスの交通量増加が見込まれる。集中する交通を分散させるために、3・4・10号青山・日秀線及び3・4・9号下ヶ戸・中里線の整備を行う。 | 千葉県が進めている国道356号我孫子バイパス(都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線)の整備進捗に合わせて、都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線の全長3,140mの内、未整備区間の延長110m(幅員16m)及び3・4・10号青山・日秀線間全長5,260mの内、未整備区間の延長580m(幅員16m)を整備する。 | 事業用地取得 | 件 | 5 | 14 | 21 | 28 | 都市基盤 |
| 青山地区の流域下水道への接続事業 | 下水道課 | 2062 | 青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道(手賀沼北部第二幹線)への接続切替えが完了し、青山汚水中継ポンプ場の運転を停止している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、安全な道路交通等を確保する。 | 当該ポンプ場は、すでに供用開始してから20年余りが経過し、老朽化にぐわえ、流域下水道(手賀沼北部第二幹線)の完成により青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道への接続切替え工事を実施し、完了した。切替え完了後は、当該ポンプ場を災害用マンホールトイレ等の資機材置場として一時的に活用している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞工事の進捗率 | % | 0 | 20 | 70 | 100 | 都市基盤 |
| 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管閉塞事業 | 下水道課 | 2182 | 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管を閉塞し、安全な道路交通を確保する。 | 久寺家汚水中継ポンプ場に接続する圧送管を閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞事業(協議・設計・閉塞)の進捗率 | % | 0 | 10 | 50 | 100 | 都市基盤 |
| 幹線道路網に関する調査・検討 | 都市計画課 | 777 | 都市計画道路や国道、県道、幹線市道等の整備状況、位置づけ、将来交通量、未整備路線整備の費用対効果等を踏まえ、幹線道路網について調査・検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。また、国が新たな広域幹線道路を計画する場合、影響する事業や活用する手法の抽出・検討を行う。 | 長期未整備都市計画道路についての見直し方針(H25年度)に基づき、市内の交通状況や道路の整備状況などを見極めながら、必要な見直しを行う。国が新たな広域幹線道路を計画する際には、我孫子市が掲げている自然環境の保全、良好な住環境の維持、保全等の方針を損なうことのないよう、また、我孫子市の発展に寄与する道路となるよう、我孫子市としての必要な意見、提案、要望を行う。 | 干葉県等関係機関との協議、調整の回数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 都市基盤 |

5-6 食料等の安定供給の停滞

● 農地・農業用施設等の適切な安全管理

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|-------------|---|---|----------------------|---------|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 農地集積推進 事業 | 農政課 | 1571 | 農業経営の規模拡大、農地の 集団化等、効果的かつ安定的 な農業経営の育成を図るた め、農地の利用集積を進める。 | 農業経営基盤強化促進法に基づき農地の利用集積を促進 するとともに、我孫子市が農地利用集積円滑化団体となり 農地の貸借や売買等の事業を行っていく。また、農地中間 管理機構の活用や集落営農組織の育成を行いながら農地 の有効利用をはかる。 | 担い手農 家への農 用地集積 | ha | 278 | 285.5 | 305.5 | 325.5 | 産業 |
| 遊休農地対策 事業 | 農政課 | 1572 | 遊休農地及び遊休農地となる おそれのある農地について、そ の有効活用を図り、遊休農地 等の解消又は遊休農地化の 防止を進める。 | 遊休農地対策を進めるため、遊休農地及び遊休農地となる おそれのある農地について、市が主体となって復元支援なら びに担い手等への貸付事業を実施する。 | 遊休農地 等の復元 面積 | a | 50 | 100 | 200 | 300 | 産業 |
| 新規就農支援 事業 | 農政課 | 1574 | 農家の高齢化や後継者不足、 不耕作地への対応を図るた め、新規就農者を掘り起こし、 育成を行う。 | 新規就農者を育成・確保するために、就農ガイダンスを実施 するとともに、市内農家において実際に研修を受け、就農の 準備を行うことができるシステムの運用を図る。また、新規 就農者に対する施設設備等補助、農地や資金のあっせん 支援、共同利用施設(倉庫・保冷庫)の提供支援等を行う。 | 新規就農 者数 | 経営 体 | 20 | 22 | 24 | 27 | 産業 |
| 鶏伝染病対策 事業 | 農政課 | 1917 | 市内の零細な養鶏農家におけ る伝染病の発生予防及び蔓延 の防止のため、衛生管理その 他の防疫措置に必要な経費の 一部を補助することにより、養 鶏農家の負担軽減を図る。ま た、鶏の伝染病に対し、市民の 不安軽減を図る。 | 鶏の伝染病対策に係る施設整備、ワクチン接種に要する経費な らびに、養鶏における衛生に関する情報の入手に要する経費な らびに、経費の一部を助成する。 | 補助金支 出件数 | 件 | 2 | 2 | 2 | 2 | 産業 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------|------|---|--|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 幹線排水路護岸改修(利根地区) | 農政課 | 2007 | 老朽化した幹線排水路の改修を行うことにより、安心して営農が継続できる環境を整える。また、農地外都市排水の排水機能も維持することができる。 | 以下の幹線排水路において、軽量鋼矢板が腐食し、さらに穴あき劣化が進んでいるため、全体の機能診断を実施し、改修工事を行う。 路線測量 1・2・3号幹線排水路 ?=7, 512m ①幹線1号排水路 L=5.4km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 940m ②幹線2号排水路 L=5.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 567m ③幹線3号排水路 L=3.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 005m ○総事業費:1, 935, 000千円 ○事業費負担割合:国=55%、県=28%、市(我孫子市・柏市)=17% | 負担金支出率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 産業 |
| 農業用ハウス強化緊急対策事業 | 農政課 | 2264 | 近年の台風、大雪等の度重なる災害により、農業用ハウス等に甚大な被害が生じており、施設園芸の経営及び野菜等の安定供給に影響を及ぼしているため、当事業を活用し、ハウスノ補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。 | 台風や大雪対策に有効な補強の取組に対し支援を行うものであり、農業用ハウスを補強するパイプ等の資材費や施工を業者が行う場合の経費等が補助対象となる。 | 補強施設普及件数 | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 | 産業 |
| あき地の適正管理指導事務 | 予防課 | 1377 | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、あき地の管理の適正化を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 | 4月に市内全域において雑草等の繁茂が予想されるあき地の調査を行い該当地を決定、8月・11月の現地調査で繁茂が確認されたときは、所有者に対する刈り取り指導を実施。また、土地所有者からの雑草等の除去事業者の問い合わせには、我孫子市雑草等事業者登録簿に登録された事業者の紹介や、自己で刈り取りを希望する所有者に対する草刈り機の貸し出しを行う。 | 現況値(雑草地の刈理率)=該当地雑草除去件数/該当地件数 | 86 | 87 | 88 | 89 | 89 | 防災・防犯・危機管理 |
| 農地に関する証明事務 | 農業委員会事務局 | 999 | 農地や耕作の状況等について、農業者及びその他関係機関が必要とする証明。 | 農地等の諸証明を行う。 ○農業経営の実態証明 ○届出空理済証明・許可済証明 ○相続税、贈与税の納税猶予に関する適格者証明 ○引き続き農業経営を行っている旨の証明 ○生産跡地に係る農業の主たる従事者の証明 ○農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明(非農地証明) ○税務署、裁判所からの照会 | 申請、届出のあった適正な発行率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------|------|---|--|--------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 農地基本台帳の整備 | 農業委員 農務局 | 1000 | 農地の権利移動・転用の確認及び各種証明書の発行や農地の実態調査をすることで農業上の土地の効率的な利用を図ることを目的とする。 | 毎年1月1日現在で農地の利用状況について、市内在住で1,000㎡以上の農地を所有する者を対象に、世帯員の状況・営農状況・経営農地等の筆別表を送付して、必要事項を記載したものを返信用封筒により回収し、農家台帳・農地基本台帳の修正及び地域ごとの小作地所有状況の一覧表を作成して縦覧に供する。 | 期限内回収率 | % | 75 | 70 | 85 | 87 | 産業 |
| 農地利用の適正化 | 農業委員 農務局 | 1001 | 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止及び農地の違反転用を未然に防止するとともに、違反転用の早期発見および迅速かつ適切な是正指導を行うことにより、優良農地を確保する。 | ①担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消に伴う指導。 ②違反転用未然防止のための啓発活動、③是正指導の調査研究、④違反の是正指導 | 耕作放棄地への利用意向調査及び違反転用の是正件数 | 件 | 18 | 30 | 20 | 15 | 都市基盤 |
| 農地法3条・4条・5条の許可及び4条・5条の届出 | 農業委員 農務局 | 1002 | ①耕作目的の農地等の権利移動の制限(3条)、②農地を農地以外のものにする自己転用の制限(4条)、③転用目的の権利移動の制限(5条)、 | ①不耕作目的での農地の取得等、望ましくない権利移動を規制し、農地が農業を主業とする者または主業としようと考えている者等の生産性の高い経営体によって利用されるよう誘導するため、権利移動の機会を捉えて土地利用の効率化を図る。 ②農地の農業上と農業以外の利用との調整を図り、優良農地を確保し、住宅・工場等の無秩序な立地による農業環境の悪化を防止し、農業上の土地利用を合理的に行う。 | 申請、届出のあった適正な審査執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

● 道路の整備

| 事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-------------------|-----|-----------------|----------------------------------|--|-----------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 道路用地の管理 | 道路課 | 664 | 道路機能を確保するために、道路用地の権限を取得する。 | 隔切り用地確保のため、民有地の権限取得を進める。 道路・水路用地の借地契約更新を行う。 | 各年度の取得率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 開発行為の指導・道路用地の寄付帰属 | 道路課 | 665 | 開発行為により、安全で快適な道路整備と狭あい道路の解消を図る。 | 周辺の道路状況を考慮しながら、道路の規格及び安全施設等の付帯施設整備について開発事業者と協議し、指導する。また、開発行為により整備された新設道路及び拡幅道路の用地については、帰属により取得し、市が適正に維持管理する。 | 各年度の処理件数 / 申請件数 × 100 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 放置車両の処理 | 道路課 | 666 | 安全で快適に通行できる道路機能を確保し、市道管理の充実に努める。 | 路上に放置された車両の所有者を調査し、道路の安全管理に努める。また、所有者不明の場合警察官立ち合いで撤去する。 | 各年度の放置車両未発生率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|--|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 法定外公共物管理 | 道路課 | 667 | 法定外公共物の草刈等の維持管理を行うとともに、将来的に道路とする必要性のない土地については、譲渡して効率的な財産管理を行う。 | 法定外公共物の管理体制を確立し適切な維持管理・使用手続受付等・草刈り等の維持管理・境界確定等の財産管理を行うとともに、道路が必要な箇所についてはこの用地を活用し整備する。 | 各年度の相談処理率(解決件数/相談件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路樹の維持管理事業 | 道路課 | 671 | 我孫子市の環境軸をより厚みのある豊かなものとするために、車両・歩行者の安全を確保しながら街路樹を守り育てる。 | 街路樹の路線別特色に基づき適正・効率的に剪定、消毒、倒木・枯木処理、補植等を実施する。 | 各年度の街路樹維持管理率(病害虫・支障枝等街路樹育成阻害要因の除去件数/病害虫・支障枝等街路樹育成阻害要因の除去必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路灯の新設及び維持管理 | 道路課 | 672 | 街路灯の不具合を補修し、車両・歩行者の安全を確保する。また、安全上必要と思われる箇所に新規街路灯の設置を行う。 | パトロール及び市民からの通報等で発見された街路灯の不具合を補修するとともに、必要箇所へ新規設置を行う。今後、所有する街路灯が全てLED化されている自治会に対しては、所有権を市に移管し、市で電気代や修繕等の維持管理を行っていく。 | 各年度の街路灯補修率(街路灯補修件数/街路灯補修依頼件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持補修 | 道路課 | 675 | 道路の破損箇所を支障ない状態に補修するとともに、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路のイメージアップを図る。 | 安全で快適に通行できる道路機能確保のため、舗装や路面排水施設等の維持補修を行う。実施にあたっては、道路占用工事と調整して、より効果的な維持補修を行う。また、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路工事を行う。 | 各年度で予定している道路の維持補修工事の進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----|------|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|--------------------|
| 道路パトロール | 道路課 | 677 | 現場の支障箇所を早急に発見・解消し、車両・歩行者の安全を確保する。 | 市道の構造を保全し、円滑な通行を確保するために行う。 | 各年度の パトロール 実施率 (パトロール 実施件数 /パトロー ル実施予 定件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持管理作業(土木センター) | 道路課 | 682 | 現場の支障箇所を早急に解消して車両・歩行者の安全を確保する。 自治会清掃等で発生した残土を回収し処分する。 | 市道舗装・排水側溝の小規模な補修、道路用地の草刈等。 市道舗装面の陥没復旧・劣化等による剥離の補修、側溝等の破損による漏水対応、道路上の散乱物・倒木等の交通障害物撤去、災害時の対応。 土木センターで行う排水側溝清掃及び自治会清掃で発生した残土を回収し処分を行う。 なお、現事務所は、クリーンセンターの建て替えに支障となることから、平成32年度前期に事務所の既存の市所有施設への移転を行う。 | 各年度の 苦情等受 付処理対 応の土木 センター緊 急処理完 了率(土木 センター処 理対応完 了件数/ 土木センタ ー処理依 頼総件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| バリアフリー歩道改良 | 道路課 | 684 | 歩道の段差解消により安全で快適な歩行・車椅子通行帯の確保を行う。 | 歩道のバリアフリー化を進めるため、歩道の段差解消や点字ブロック設置等の工事を行う。 | 主要道路 のバリアフ リー化率 | % | 25 | 30 | 35 | 40 | 都市基盤 |
| 道路障害発生時(災害時)の規制、対策 | 道路課 | 692 | 災害時に通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に対策を講じて道路機能の回復を図る。 | 台風・大雨・積雪等の影響により通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に障害対策を講じて、道路機能の回復を図る。 | 各年度の 道路障害 処理率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 橋梁長寿命化修繕事業 | 道路課 | 1550 | 市内にある97橋について、法令に基づき5年に1度の点検を継続的に行い、適切な維持管理を行う。また、橋梁長寿命化計画に基づき「予防保全」型の維持修繕を行い、効率的な橋の維持管理を目指すものである。 | 市内にある97橋について、法令に基づき近接目視を伴う定期点検を、5年に1度の頻度で継続的に行う。また、橋梁長寿命化計画に点検結果を反映させるための更新を適宜実施するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の修繕工事や設計を行う。 | 各年度の 業務進捗 率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|------|--|---|-----------------------------------|------|-------|-------|-------|--------|------|------|
| 市道21-039号線(高野山地区)道路整備 | 道路課 | 1889 | 平成16年度から行われた高野山まちづくり事業で整備出来なかった部分の整備を行い、高野山地区内の円滑な通行を図る。 | 地権者交渉を進めながら、道路拡幅工事を行う。 | 交渉進捗率 | % | 5 | 10 | 10 | 15 | 15 | 都市基盤 |
| 中峠・古戸の道路整備 | 道路課 | 2119 | 当該地区内の道路は幅員が狭いため、防災面の強化・快適な住環境の確保する道路整備が必要である。 | 中峠・古戸地区の防災面の強化・快適な住環境の確保するための道路整備を行う。 | 中峠南地区道路整備の検討進捗率 | % | 5 | 10 | 15 | 20 | 都市基盤 | |
| 土谷津地区の道路整備 | 道路課 | 2157 | 土谷津地区の円滑な通行を図るため、市街地に通じる道路整備を行い、安全な通行を確保する。 | 土谷津地区の円滑な通行を図り、安全な通行を図るための道路整備を行う | 道路整備の進捗率 | % | 10 | 30 | 50 | 80 | 都市基盤 | |
| 新木駅北口地区の道路整備 | 道路課 | 2174 | 新木駅北口の国道356号から新木駅北口までの地区の道路整備を行い、安全で円滑な通行を確保する。 | 国道356号から新木駅北口までの安全かつ円滑な通行を確保するための道路整備を行う。 | 検討の進捗率 | % | 10 | 10 | 15 | 20 | 都市基盤 | |
| 手賀沼公園・久寺家線の整備 | 交通課 | 699 | 我孫子地区中心拠点へアクセスする路線として、国道6号から根戸新田・布佐下線へ南北をつなぐ幹線道路を整備し、自動車交通導線を公園坂通りから本路線へ移行、安全で利用しやすい道路づくりを目指す。 | 我孫子都市計画道路事業は、我孫子地区内を円滑に移動できる道路網を整備するため、国道6号から根戸新田・布佐下線間全長1,270mのうち未整備区間の延長520m(幅員：一般部16m・交差部19m)の新設をする。 | 整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | % | 81 | 88 | 100 | 100 | 都市基盤 | |
| 下新木踏切道の改良 | 交通課 | 701 | 下新木踏切の拡幅整備を行い、利用者の安全と利便性の向上を図るとともに、南北地区の連絡を強化する。 | 下新木踏切及び踏切に接続する両側市道の円滑で安全な通行を確保するため、地権者交渉を行って順次市道の拡幅用地を取得するとともに、歩道整備を行う。(延長210m) | (現況)契約権利者数(変更案)整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | 件(%) | 0(42) | 2(63) | 2(80) | 2(100) | 都市基盤 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|------|--|---|-----------------------|---|---|----|----|-----|------|
| 下ヶ戸・中里線外1線の整備 | 交通課 | 2016 | 都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線を国道356号バイパスとして整備を進めており、整備が完了するとバイパスの交通量増加が見込まれるため、集中する交通を分散させるために、3・4・10号青山・日秀線及び3・4・9号下ヶ戸・中里線の整備を行う。 | 千葉県が進めている国道356号我孫子バイパス(都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線)の整備進捗に合わせて、都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線の全長3,140mの内、未整備区間の延長110m(幅員16m)及び3・4・10号青山・日秀線間全長5,260mの内、未整備区間の延長580m(幅員16m)を整備する。 | 事業用地取得 | 件 | 5 | 14 | 21 | 28 | 都市基盤 |
| 青山地区の流域下水道への接続事業 | 下水道課 | 2062 | 青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道(手賀沼北部第二幹線)への接続切替えが完了し、青山汚水中継ポンプ場の運転を停止している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、安全な道路交通等を確保する。 | 当該ポンプ場は、すでに供用開始してから20年余りが経過し、老朽化にぐわえ、流域下水道(手賀沼北部第二幹線)の完成により青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道への接続切替え工事を実施し、完了した。切替え完了後は、当該ポンプ場を災害用マンホールトイレ等の資機材置場として一時的に活用している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞工事の進捗率 | % | 0 | 20 | 70 | 100 | 都市基盤 |
| 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管閉塞事業 | 下水道課 | 2182 | 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管を閉塞し、安全な道路交通を確保する。 | 久寺家汚水中継ポンプ場に接続する圧送管を閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞事業(協議・設計・閉塞)の進捗率 | % | 0 | 10 | 50 | 100 | 都市基盤 |
| 幹線道路網に関する調査・検討 | 都市計画課 | 777 | 都市計画道路や国道、県道、幹線市道等の整備状況、位置づけ、将来交通量、未整備路線整備の費用対効果等を踏まえ、幹線道路網について調査・検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。また、国が新たな広域幹線道路を計画する場合、影響する事業や活用する手法の抽出・検討を行う。 | 長期未整備都市計画道路についての見直し方針(H25年度)に基づき、市内の交通状況や道路の整備状況などを見極めながら、必要な見直しを行う。国が新たな広域幹線道路を計画する際には、我孫子市が掲げている自然環境の保全、良好な住環境の維持、保全等の方針を損なうことのないよう、また、我孫子市の発展に寄与する道路となるよう、我孫子市としての必要な意見、提案、要望を行う。 | 干葉県等関係機関との協議、調整の回数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 都市基盤 |

●水道施設の耐震化・維持管理

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|------------------|-----|-------------|--|---|-------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 浄水場施設の更新業務 | 工務課 | 892 | 浄水場施設の耐用年数が経過し能力が低下した機器を計画的に更新し、安全な水の安定的な供給に努める。 | 我孫子市水道事業基本計画に基づき浄水場施設の更新を行う。 | 設備機器更新工事の進捗率 | % | 82 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 浄水場系包括委託業務 | 工務課 | 893 | 包括委託により事業運営の効率化と安全な水の安定供給を図ると共に市民サービスの向上を図る。 | 浄水場設備運転及び維持管理業務等の包括的民間委託 1. 浄水場運転監視操作業務及び巡回点検業務 2. 電気機械設備機器年次保守点検及び設備維持管理業務 3. 施設管理業務 4. 薬品管理業務 5. 水質管理業務 | 浄水場における不具合修理件数/浄水場における不具合発見件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 経年劣化水道管路の更新改良耐震化 | 工務課 | 895 | 経年劣化が進んでいる水道管路施設の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた水道管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。 | 経年劣化管路(配水管)を耐震・耐食性に優れた管材に布設替えし、地震災害に強い管路網を構築する。管路耐震化及び老朽管更新にあたっては「水道管路網総合評価(耐震・重要度)」で学術的に評価した管網解析を基礎データとした「我孫子市水道管路耐震化計画(平成27年3月策定)」を踏まえ、現状の課題(更新継続・漏水調査・老朽塩ビ管・鉛製給水管・管網見直し)を総括し将来の方向性を定めた「我孫子市水道事業基本計画(平成31年3月策定)」に基づき計画する。 | 経年劣化管路・更新布設管延長距離(m) | m | 5,473 | 5,399 | 3,770 | 3,770 | 都市基盤 |
| 水質管理業務 | 工務課 | 899 | 適正な水質管理のもと、安全・快適でおいしい水道水を供給する。 | 水質検査計画に基づき、適正に水質検査を実施すると共に洗管作業により市内の水質管理を行う。また、水道水への様々なリスクに対し安全性を高めるため水安全計画を運用する。 | 水質基準適合率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 配水管路自己施行工事の指導・検査 | 工務課 | 904 | 市施行の公共施設整備事業や民間宅地開発事業による水道管の新設・切廻し工事、要綱及び仕様書に基づき局職員が指導及び検査し、水道施設の品質を保つことを目的とする。 | 市施行の公共施設工事(下水道・治水等)に伴う水道管路切廻し工事や、民間事業者が行う宅地開発・造成に伴う水道管の新設・切廻し工事など起因者が自己の発注により施行する水道管路工事の審査・許認可・指導監督・検査・施設譲渡業務を「我孫子市水道配水管自己施行工事に関する要綱(平成26年3月31日(水)告示第1号)」により実施する。 | 適正に審査・指導・検査を実施した件数 | 件 | 15 | 15 | 15 | 15 | 都市基盤 |
| 配水管路の新設・拡張整備 | 工務課 | 906 | 配水管新設・拡張整備により水道未普及地区の解消を図る。 | 水道未普及地区解消を目指し未供給世帯個々の要望や状況を確認の上、水道局が配水管路新設・拡張整備を行うことにより水道利用を促進し、普及率の向上を図る。 | 配水管新設延長距離(m) | m | 500 | 50 | 500 | 50 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----|------|--|--|---|---|-------|-------|-------|-------|------|
| 水道管路施設 維持修繕 | 工務課 | 907 | 大規模事故を引き起こすことも危惧されるときも水道経営にも悪影響を及ぼす一因ともなっている無収水量となる漏水を防止することにより資源消費の節約と有収率の向上を図る。 | 水道管路、水道管路付属施設、消火栓等の修繕工事の施工、工事監督、断水対策、その他漏水修繕に係る事務処理を実施する。 | 維持修繕 工事件数 | 件 | 50 | 50 | 50 | 50 | 都市基盤 |
| 管路情報管理 システム運用 | 工務課 | 912 | 導・送・配水管網や取水井・浄水場内施設の情報データベース化して管理する。 | 水道局発注工事により更新された管路に関するデータを管路情報管理システムに登録し、管路情報を最新のデータに維持管理する。 | データ更新 新距離 (m) | m | 5,973 | 4,270 | 5,449 | 5,130 | 都市基盤 |
| 浄水場施設の 維持管理業務 | 工務課 | 1821 | 浄水場施設の適切な維持管理を行い安全な水を安定的に供給する。 | 浄水場施設の保守点検及び修繕等の維持管理を行う。 1. 設備の保守点検 2. 水槽及び施設の清掃等維持管理 3. 設備の修繕 | 浄水場無 事故割合 (浄水場 数-浄水 場停止事 故件数)/ 浄水場数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 基幹水道管路 の更新改良・ 耐震化 | 工務課 | 2037 | 経年劣化が進んでいる基幹管路(重要給水施設に至るルート)の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた基幹管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。 | 重要給水施設管路のうち、応急給水設備を設置するが災害用対策井戸を有しない市内小学校10校への配水ルート(浄水場内配管も含む)を基幹管路と再定義し、我孫子市耐震化計画に優先順位を付け耐震化を進めることで、具体的かつ効果的な地震災害に強い基幹管路網を構築する。 | 基幹管路 耐震化基 本設計延 長距離 (m) | m | 6,720 | 1,310 | 9,860 | 1,310 | 都市基盤 |
| 適正な取受配 水管理 | 工務課 | 2140 | 将来にわたり安定して供給できる水道 | 安定した水源の確保を行い、安全な水を安定的に供給する。 | 水源余裕 率((確保 している水 源水量/ 一日最大 配水量)- 1)×100 (水道事業 ガイドライン に基づく業 務指標10 02) | % | 33 | 35 | 35 | 45 | 都市基盤 |

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電施設）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能停止

●自然エネルギーの有効利用

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|--------------------|------|-------------|--|---|------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| あびエコ・プロ ジェクトの推進 | 手賀沼課 | 271 | <ul style="list-style-type: none"> ・市自らが自主的に温室効果ガスの排出を抑制し、環境への負荷を最小限にする取り組みを推進する。また、廃棄物焼却事業が温室効果ガス削減に大きく影響するため、ごみ削減を含め、環境にやさしい行動を市民・事業者へ啓発する。 ・公共施設を活用しての自然エネルギーの普及を図る。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された、地方公共団体の地球温暖化対策計画である「あびエコ・プロジェクト」に基づき、温室効果ガス排出量の削減を推進する。 ・「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」と連携し、自然エネルギーの推進について検討する。 | <p>○あびエコ・プロジェクト4は、「環境保全のための率先行動計画」と、市の事務事業が環境に与える負荷を減少させ、地球温暖化対策を推進するための「地球温暖化対策実行計画」、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及の3つの役割を合わせた計画。第4次計画の目標値は、二酸化炭素の総排出量を平成26年度を基準にして4%削減する。</p> <p>○公共施設での太陽光発電設備設置を進めるとともに、市民との協働の場である「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」に参画し、自然エネルギーの普及拡大を推進する。</p> <p>○令和2年度には、第4次計画が終了するので「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る「実行計画策定マニュアル」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に沿った第5次計画を策定する。</p> | 公共施設への自然エネルギー導入量 | kW | 100 | 130 | 130 | 130 | 環境 |
| 住宅用省エネルギー設備導入促進事業 | 手賀沼課 | 2048 | <ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギーの有効利用と地球環境への負荷の軽減を図る | 千葉県住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金を活用し、家庭における地球温暖化対策の推進のため、家庭用蓄電池、太陽光発電システムなどの省エネルギー設備等の導入経費に対して補助金を交付する。それぞれ1件あたり燃料電池5万円、蓄電池10万円、太陽熱利用システム5万円、太陽光発電システム1kWあたり2万円(9万円限度)、断熱窓補助対象経費の4分の1(8万円限度)の設置費を補助する。 | 省エネルギー設備等補助件数 | 件 | 126 | 93 | 93 | 93 | 環境 |

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

●水道施設の耐震化・維持管理

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|------------------|-----|-----------------|--|---|-------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 浄水場施設の更新業務 | 工務課 | 892 | 浄水場施設の耐用年数が経過し能力が低下した機器を計画的に更新し、安全な水の安定的な供給に努める。 | 我孫子市水道事業基本計画に基づき浄水場施設の更新を行う。 | 設備機器更新工事の進捗率 | % | 82 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 浄水場系包括委託業務 | 工務課 | 893 | 包括委託により事業運営の効率化と安全な水の安定供給を図ると共に市民サービスの向上を図る。 | 浄水場設備運転及び維持管理業務等の包括的民間委託 1. 浄水場運転監視操作業務及び巡回点検業務 2. 電気機械設備機器年次保守点検及び設備維持管理業務 3. 施設管理業務 4. 薬品管理業務 5. 水質管理業務 | 浄水場における不具合修理件数/浄水場における不具合発見件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 経年劣化水道管路の更新改良耐震化 | 工務課 | 895 | 経年劣化が進んでいる水道管路施設の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた水道管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。 | 経年劣化管路(配水管)を耐震・耐食性に優れた管材に布設替えし、地震災害に強い管路網を構築する。管路耐震化及び老朽管更新にあたっては「水道管路網総合評価(耐震・重要度)」で学術的に評価した管路解析を基礎データとした「我孫子市水道管路耐震化計画(平成27年3月策定)」を踏まえ、現状の課題(更新継続・漏水調査・老朽塩ビ管・鉛製給水管・管網見直し)を総括し将来の方向性を定めた「我孫子市水道事業基本計画(平成31年3月策定)」に基づき計画する。 | 経年劣化管路更新布設延長距離(m) | m | 5,473 | 5,399 | 3,770 | 3,770 | 都市基盤 |
| 水質管理業務 | 工務課 | 899 | 適正な水質管理のもと、安全・快適でおいしい水道水を供給する。 | 水質検査計画に基づき、適正に水質検査を実施すると共に洗管作業により市内の水質管理を行う。 また、水道水への様々なリスクに対し安全性を高めるため水安全計画を運用する。 | 水質基準適合率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 配水管路自己施工工事の指導・検査 | 工務課 | 904 | 市施行の公共施設整備事業や民間宅地開発事業による水道管の新設・切廻し工事、要綱及び仕様書に基づき局職員が指導及び検査し、水道施設の品質を保つことを目的とする。 | 市施行の公共施設工事(下水道・治水等)に伴う水道管路切廻し工事や、民間事業者が行う宅地開発・造成に伴う水道管路新設・切廻し工事など起因者が自己の発注により施行する水道管路工事の審査・許可・指導監督・検査・施設渡業務を「我孫子市水道配水管自己施工工事に関する要綱(平成26年3月31日(水)告示第1号)」により実施する。 | 適正に審査・指導・検査を実施した件数 | 件 | 15 | 15 | 15 | 15 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|------|--|--|--|---|-------|-------|-------|-------|------|
| 配水管路の新設・拡張整備 | 工務課 | 906 | 配水管新設・拡張整備により水道未普及地区の解消を図る。 | 水道未普及地区解消を目指し未供給世帯個々の要望や状況を確認の上、水道局が配水管路新設・拡張整備を行うことにより水道利用を促進し、普及率の向上を図る。 | 配水管新設延長距離(m) | m | 500 | 50 | 500 | 50 | 都市基盤 |
| 水道管路施設維持修繕 | 工務課 | 907 | 大規模事故を引き起こすことも危惧され、水道経営にも悪影響を及ぼす一因ともなっている無収水量となる漏水を防止することにより、管源消費の節約と有収率の向上を図る。 | 水道管路、水道管路付属施設、消火栓等の修繕工事の施工、工事監督、断水対策、その他漏水修繕に係る事務処理を実施する。 | 維持修繕工事件数 | 件 | 50 | 50 | 50 | 50 | 都市基盤 |
| 管路情報管理システム運用 | 工務課 | 912 | 導・送・配水管網や取水井・浄水場内施設の情報をデータベース化して管理する。 | 水道局発注工事により更新された管路に関するデータを管路情報管理システムに登録し、管路情報を最新のデータに維持管理する。 | データ更新距離(m) | m | 5,973 | 5,449 | 4,270 | 5,130 | 都市基盤 |
| 浄水場施設の維持管理業務 | 工務課 | 1821 | 浄水場施設の適切な維持管理を行い、安全な水を安定的に供給する。 | 浄水場施設の保守点検及び修繕等の維持管理を行う。 1. 設備の保守点検 2. 水槽及び施設の清掃等維持管理 3. 設備の修繕 | 浄水場無事故割合(浄水場数-浄水場停止事故件数)/浄水場数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 基幹水道管路の更新改良・耐震化 | 工務課 | 2037 | 経年劣化が進んでいる基幹管路(重要給水施設に至るルート)の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた基幹管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。 | 重要給水施設管路のうち、応急給水設備を設置するが災害用対策井戸を有しない市内小学校10校への配水ルート(浄水場内配管も含む)を基幹管路と再定義し、我孫子市耐震化計画に優先順位を付け耐震化を進めることで、具体的かつ効果的な地震災害に強い基幹管路網を構築する。 | 基幹管路耐震化基幹設計延長距離(m) | m | 6,720 | 9,860 | 1,310 | 1,310 | 都市基盤 |
| 適正な取受配水管理 | 工務課 | 2140 | 将来にわたり安定して供給できる水道 | 安定した水源の確保を行い、安全な水を安定的に供給する。 | 水源余裕率((確保している水源水量/一日最大配水量)-1)×100(水道事業ガイドラインに基づき業務指標100) | % | 33 | 35 | 35 | 45 | 都市基盤 |

● 応急給水体制の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4年 度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|-----------------|--|--|--------------------------------------|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|------|
| 応急給水体制 の充実 | 経営課 | 2152 | 自治会などが設置する自主防 災組織等との連携を図り、災 害時などに迅速かつ効果的な 応急給水を実施できるような 体制を整備する。 | ・防災訓練等へ参加し、自主防災組織と連携した応急給水 訓練を実施する。 ・防災訓練等とおし、地域市民の方々に応急給水について考 えて理解を深めていただくとともに、災害時の備えについて考 えていただく。 | 応急給水 訓練を实 施した自主 防災組織 等の数 | 回 | 4 | 4 | 4 | 4 | 都市基盤 |

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

● 廃棄物処理施設の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度 目標値 | 令和3年 度 目標値 | 最終目標 値 (令和4 年度末) | 施策分野 |
|------------------------|--------------|-----------------|---|--|--------------------|----|---------------------|------------------|------------------|---------------------------|------|
| 新クリーンセン ターの整備事 業 | クリーンセ ンター | 319 | 新廃棄物処理施設の建設にあ たり、既存施設の適正な維持 管理を行いながら、我孫子市 単独の事業として環境負荷に 配慮した整備を行っていく。 | 既存の廃棄物施設の老朽化により、令和5年度からの運営 開始に向けて、新たに廃棄物処理施設を建設する。 令和2年度は、建設予定地の既存建屋等の撤去、支障物 等の移設、土壌汚染対策工事を行った後、廃棄物処理施 設の建設に着手する。また、建設に伴い、環境影響調査事 業の評価を実施するほか、適正に設計・建設が進められてい るかを確認するためのモニタリング業務を行う。 | 進捗率 | % | 20 | 30 | 80 | 100 | 環境 |
| 施設の運転維 持管理事業 | クリーンセ ンター | 320 | 焼却施設、し尿処理施設、粗 大ごみ処理施設(資源価値向 上施設を含む)の定期補修を 計画的に行なうことにより、廃 棄物の適正処理を行なう。 | ○焼却施設・粗大ごみ処理施設(資源価値向上施設を含 む)、終末処理施設を施設整備基本方針に基づき、廃棄物 の処理に支障をきたすことがないよう、維持管理を行う。 また、施設運転維持管理については業務委託で実施してい る。 | 円滑な施 設運転稼 働率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 環境 |

● 下水道施設の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-------------------------|------|-----------|---|--|---|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 汚水中継ポン プ場維持管理 | 下水道課 | 736 | ポンプ場の維持管理をすること で、下水道を使用している市民 が、安心して利用できるよう管 理することは、生活基盤の最 低条件でもあることから。 | ○各マンホールポンプ場の巡回点検。 | ポンプ施設 の維持管 理を適切 に行い、ト ラブル等で 稼働停止 を未然に 防ぐため に点検した日 点数 | 日 | 245 | 245 | 245 | 245 | 都市基盤 |
| 汚水管渠維持 管理事業 | 下水道課 | 738 | 汚水管渠の自然流下による流 下機能を保持し、耐用限界ま での継続使用できるようにす る。 | 生活環境の向上及び公共用水域の水質保全のため、管路 の機能を保持できるように適正な維持管理を行うとともに下 水道本管及び取出管に不具合・支障等が生じた場合には、 速やかに修繕工事を実施する。また、下水道台帳や日常的 な維持管理情報のシステム化(GIS)を検討し、効率的な維 持管理計画の策定や迅速な窓口対応へ活用する。 | 下水道施 設の市管 理部分の 苦情件数 対応(苦情 解決件数/ 苦情件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 流域下水道建 設負担金の調 整協議 | 下水道課 | 743 | 手賀沼流域下水道の早期整 備を図る。 | 手賀沼南部幹線や他の幹線および終末処理場の整備の促 進、改築事業を行うため、手賀沼流域下水道建設事業に 係る費用の一部を負担する。 | 千葉県との 建設負担 金について の協議回 数 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|------|--|---|------------------------------|---|-------|-----|-----|------|------|
| 総合地震対策事業(第三期) | 下水道課 | 1519 | 緊急輸送路や避難所からの排水を受けける管路等の重要路線の耐震性を確保するため、下水道施設(マンホール等)の地震対策工事を実施する。 | 我孫子市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホール浮上防止対策及び避難所にマンホールトイレの設置を実施する。 平成30年度に策定した我孫子市下水道総合地震対策計画に基づき、令和元年度から令和5年度の五年整備計画により事業を実施する。 | マンホール浮上防止工事、マンホールトイレ設置工事の進捗率 | % | 20 | 40 | 60 | 80 | 都市基盤 |
| 湖北駅北口西側地区の整備 | 下水道課 | 1689 | 湖北駅北口西側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、湖北駅北口西側地区の下水道整備を行う。 | 公共下水道管渠布設延長 | m | 1,289 | 118 | 474 | 854 | 都市基盤 |
| 下ヶ戸西側地区の整備 | 下水道課 | 2061 | 下ヶ戸西側地区(区画整理地区)の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、下ヶ戸西側地区(区画整理地区)の下水道整備を行う。 | 公共下水道管渠布設延長 | m | 1,353 | 217 | 841 | 1241 | 都市基盤 |
| 布佐駅東側地区の整備 | 下水道課 | 2166 | 布佐駅東側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、布佐駅東側地区の下水道整備を行う。 | 公共下水道管渠布設延長 | m | 130 | 161 | 0 | 0 | 都市基盤 |
| 湖北駅北口東側地区の整備 | 下水道課 | 2170 | 湖北駅北口東側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 湖北駅北口東側地区の下水道整備を行い、衛生的で快適な生活環境を確保する。 | 公共下水道管渠布設延長 | m | 784 | 190 | 623 | 982 | 都市基盤 |
| 高野山地区の整備 | 下水道課 | 2171 | 高野山地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、高野山地区の下水道整備を行う。 | 関係機関との調整協議、現地調査の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 下ヶ戸北側地区の整備 | 下水道課 | 2172 | 下ヶ戸北側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、下ヶ戸北側地区の下水道整備を行う。 | 関係機関との調整協議、現地調査の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 下水道ストックマネジメント事業 | 下水道課 | 2179 | 公共下水道施設のすべてを対象とし、将来にわたって適切に維持管理、改築、修繕を行うていくためストックマネジメント計画を策定し実施することを目的とする。 | ストックマネジメントに基づく予防保全型の施設管理を実現するため、明確かつ具体的な施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づき点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。 また、これらの計画を実行し、評価、見直しを行うとともに施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図る。具体的には、①導入準備、②施設情報の収集・整理、③施設管理の目標設定、④リスクの検討、⑤点検・調査計画の策定及び実行、⑥修繕・改築計画の策定及び実行、⑦評価の見直しという工程となる。 なお、汚水事業(下水道課)、雨水事業(治水課)を同時に行う。 | ストックマネジメント点検・調査業務委託の進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|------|------|--|---|-----------------------------|---|---|-----|-----|-----|------|
| 久寺家1・2丁目地区の整備 | 下水道課 | 2225 | 当該地区の汚水は、地区内に ある汚水処理中継所に流入 し、ポンプ排水によって、久寺 家処理場(クリンセンター)に て処理されている。下流域にお いて、平成25年度に流域下水 道への切替えが完了しているこ とから、早期に設計業務を着 手し、下水道整備を行う。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、久寺家1・2 丁目地区の下水道整備を行う。平成31年度は現地調査に より占用物件等を把握し、令和2年度以降、下水道の基本 設計、実施設計を行う。 | 下水道実 施設計業 務委託の 進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 柏市共用管の 建設事業 | 下水道課 | 2259 | 根戸地区の下水道整備を行 い、良好な生活環境の形成を 図る。 | 根戸地区の下水道整備を行い、衛生的で快適な生活環境 を確保する。 当事業は、我孫子市と柏市の共用管であり、公共下水道事 業に関する基本協定書に基づき、柏市が管渠等の工事を 行い、工事に要する費用を案分して負担する。 | 共用管工 事の進捗 率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

●民間建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-------|---------|---|---|---------|----|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 空家対策事業 | 市民安全課 | 2090 | 空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良好な生活環境を確保する。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空家等の対策に取り組む。 ○空家の情報提供件数 平成24年度 371件、平成25年度 43件、平成26年度 90件、平成27年度 100件、平成28年度 83件、平成29年度 84件、平成30年度 124件、令和元年度 122件 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を発送する。 ○空家等対策協議会の運営 | 空家等の改善数 | 件 | 100 | 50 | 65 | 75 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|------|--|---|-----|-------|------|------|------|------|
| 私立幼稚園の運営支援 | 保育課 | 592 | 私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。 | 1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助、施設修繕費補助、協会運営費補助等を交付する。 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業等の健全な運営を図るため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| 私立保育園等施設整備への補助 | 保育課 | 1935 | 平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。 | 保育所等整備交付金等を活用し、施設整備への補助金を交付する。 | 園 | 0 | 1 | 1 | 健康福祉 | |
| 区域区分等に関する都市計画の見直し | 都市計画課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直すとともに、区域区分をはじめとした具体の都市計画等の見直しを行う。 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、県の調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | % | — | 100 | — | 都市基盤 | |
| 屋外広告物の許可申請事務 | 都市計画課 | 780 | 屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。 | ○千葉県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の表示または設置に係る申請等について、審査・許可等を行う。 ○屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に違反している屋外広告物の簡易除却及び設置者への指導を行う。 ○広報あひこやホームページで、屋外広告物の表示または設置に関するルールについて周知を図る。 | 件 | 1,313 | 1200 | 1100 | 1000 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|-----|---|---|---|----|----|----|----|------|
| 住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務 | 建築住宅課 | 854 | 市民の住まいに関わる相談事について、専門家による相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅相談：市民の住まいの改善、増改築、修繕などについて、我孫子市住宅センター協議会より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の住宅相談を実施する。 ・不動産相談：市民の不動産取引、賃貸契約などについて、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の不動産相談を実施する。 ・空き家バンク等を活用し、空き家等の流通促進や活用支援などの相談を実施する。 ・ホームページに住まいに関する情報提供のページを設け、市が行っている住宅施策の情報を発信する。 | 件 | 30 | 46 | 46 | 46 | 都市基盤 |
|--------------------|-------|-----|---|---|---|----|----|----|----|------|

●災害に強い市街地の形成

| 事務事業名(個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値(令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値(令和4年度末) | 施策分野 |
|-------------------|-------|---------|--|---|-----------------|----|-------------|----------|----------|---------------|------|
| 区域区分等に關する都市計画の見直し | 都市計画課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しの際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直すとともに、区域区分をはじめとした具体の都市計画等の見直しを行う。 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、県との調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画基礎調査の進捗率 | % | — | — | 100 | — | 都市基盤 |
| 地区計画の推進 | 都市計画課 | 768 | 地区の特性に応じた良好な住環境を形成するため、また、新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度を活用してまちづくりを推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○良好な住環境の形成や、産業の振興など新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度の活用を検討し、適切な地区計画を定める。 ○地区計画区域では、建築等の行為について地区計画の届出を受理し、地区計画に適合するよう適切な助言・指導を行う。 ○地区計画のルールが住民や地権者、事業者へ正しく周知されるようPRIに努め、必要に応じて運用基準書の見直しを行う。 | 届出のあった地区計画の審査件数 | 件 | 48 | 70 | 70 | 70 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|---|--|-------------------------------|----|-------|------|------|------|------|
| 都市計画に関する情報の管理・提供 | 都市計画課 | 769 | 適正な土地利用の誘導をするため、都市計画に関する情報を適切に管理し、市民や事業者等に情報提供する。 | 地形の変更や都市計画の決定・変更に伴い、都市計画図や生産緑地標識等を修正・更新するなどして、都市計画に関する情報を適切に管理する。また、市民や事業者に対して、都市計画法第3条第3項に基づき、窓口対応、都市計画図等の販売、各種証明書の発行、HPや広報などにより、都市計画に関する情報の提供を行う。 | 都市計画情報に関するホームページ件数 | 件 | 8,381 | 8500 | 8500 | 8500 | 都市基盤 |
| 都市計画に関する総合調整 | 都市計画課 | 770 | 各課が進めている土地利用や都市基盤整備等の事業や計画について、都市計画の観点から意見を述べ調整を図りながら、市の特性を踏まえた良好なまちづくりの実現を図る。 | ○庁内各課が土地利用を伴うまちづくりを進めるにあたっては、各種の法規制やまちづくりの方向性などの観点でさまざまな関係課と関わることとなる。都市計画課は都市計画法に基づき秩序ある土地利用を計画的に推進していることから、そうした視点での意見を求められる機会が多い。法による土地利用の規制誘導だけでなく、本市の特性を踏まえた総合的な観点から調整を行う。 ○現在の都市計画マスタープランは平成24年度に改訂し、計画期間が令和3年度までとなっている。この間の社会情勢や土地利用動向等、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行う。 ○「千葉県都市協会」、「千葉県葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会」の構成団体として、調査研究・勉強会へ参加する。 | 関係各課との調整実施率(調整完了件数/相談・課題発生件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 都市計画の見直し(決定・変更)事務 | 都市計画課 | 771 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する都市計画の案について、千葉県等と協議、調整を図りながら、都市計画の決定・変更の案を策定し、都市計画審議会を開催するなどして、都市計画の決定・変更を行う。 | 都市計画の決定・変更にあたっては、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画審議会での諮問・答申を得たうえで、都市計画の決定・変更を行う。 都市計画に関する各種調査を通して、基礎データの収集・分析を行う。 | 審議案可決率(可決件数/変更案件数) | % | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 | |
| 都市計画施設に関する建築規制 | 都市計画課 | 773 | 都市計画施設等の区域内における建築について、都市計画事業の円滑な施行を図るため、都市計画法第53条に基づく規制を行う。また、緑地を保全するとともに、都市計画施設の用地を確保するため、生産緑地法第8条に基づき、生産緑地地区内の建築規制を行う。 | 届出のあった都市計画法第53条に関する申告書、都市計画法第53条の許可書、53条に関する証明書の審査件数 | 件 | 20 | 10 | 10 | 10 | 都市基盤 | |

●道路の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-----|-------------|--|--|--|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 道路用地の管 理 | 道路課 | 664 | 道路機能を確保するために、 道路用地の権限を取得する。 | 偶切り用地確保のため、民有地の権限取得を進める。 道路・水路用地の借地契約更新を行う。 | 各年度の 取得率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 開発行為の指 導・道路用地の 寄付帰属 | 道路課 | 665 | 開発行為により、安全で快適 な道路整備と狭あい道路の解 消を図る。 | 周辺の道路状況を考慮しながら、道路の規格及び安全施 設等の付帯施設整備について開発事業者と協議し、指導す る。また、開発行為により整備された新設道路及び拡幅道 路の用地については、帰属により取得し、市が適正に維持管 理する。 | 各年度の 処理件数 ／申請件 数×100 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 放置車両の処 理 | 道路課 | 666 | 安全で快適に通行できる道路 機能を確保し、市道管理の充 実を図る。 | 路上に放置された車両の所有者を調査し、道路の安全管 理に努める。また、所有者不明の場合警察官立ち合いで撤 去する。 | 各年度の 放置車両 未発生率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 法定外公共物 管理 | 道路課 | 667 | 法定外公共物の草刈等の維 持管理を行うとともに、将来的 に道路とする必要性のない土 地については、譲渡して効率 的な財産管理を行う。 | 法定外公共物の管理体制を確立し適切な維持管理・使用 手続受付等・草刈り等の維持管理・境界確定等の財産管理 を行うとともに、道路が必要な箇所についてはこの用地を活 用し整備する。 | 各年度の 相談処理 率(解決件 数/相談 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 街路樹の維持 管理事業 | 道路課 | 671 | 我孫子市の環境軸をより厚み のある豊かなものとするため に、車両・歩行者の安全を確 保しながら街路樹を守り育て る。 | 街路樹の路線別特色に基づき適正・効率的に剪定、消毒、 倒木・枯木処理、補植等を実施する。 | 各年度の 街路樹維 持管理率・ (病害虫・ 支障枝等 街路樹育 成阻害要 因の除去 件数/病 害虫・支障 枝等街路 樹育成阻 害要因の 除去必要 件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|--|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 街路灯の新設及び維持管理 | 道路課 | 672 | 街路灯の不具合を補修し、車両・歩行者の安全を確保する。また、安全上必要と思われる箇所に新規街路灯の設置を行う。 | パトロール及び市民からの通報等で発見された街路灯の不具合を補修するとともに、必要箇所に新規設置を行う。今後、所有する街路灯が全てLED化されている自治会に対しては、所有権を市に移管し、市で電気代や修繕等の維持管理を行っていく。 | 各年度の街路灯補修率(街路灯補修件数/街路灯補修依頼件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持補修 | 道路課 | 675 | 道路の破損箇所を支障ない状態に補修するとともに、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路のイメージアップを図る。 | 安全で快適に通行できる道路機能を確保するため、舗装や路面排水施設等の維持補修を行う。実施にあたっては、道路占用工事と調整して、より効果的な維持補修を行う。また、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路工事を行う。 | 各年度で予定している道路の維持補修工事の進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路パトロール | 道路課 | 677 | 現道の支障箇所を早急に発見・解消し、車両・歩行者の安全を確保する。 | 市道の構造を保全し、円滑な通行を確保するために行う。 | 各年度のパトロール実施率(パトロール実施件数/パトロール実施予定件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 道路の維持管理作業(土木センター) | 道路課 | 682 | 現場の支障箇所を早急に解消して車両・歩行者の安全を確保する。自治会清掃等で発生した残土を回収し処分する。 | 市道舗装・排水側溝の小規模な補修、道路用地の草刈等。 市道舗装面の陥没・劣化等による剥離の補修、側溝等の破損による漏水対応、道路上の散乱物・倒木等の交通障害物撤去、災害時の対応。 土木センターで行う排水側溝清掃及び自治会清掃で発生した残土を回収し処分を行う。 なお、現事務所は、クリーンセンターの建て替えに支障となることから、平成32年度前期に事務所の既存の市所有施設への移転を行う。 | 各年度の苦情等受付処理対応率(土木センター緊急処理完了率(土木センター処理完了件数/土木センター処理依頼総件数)) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| バリアフリー歩道改良 | 道路課 | 684 | 歩道の段差解消により安全で快適な歩行・車椅子通行帯の確保を行う。 | 歩道のバリアフリー化を進めるため、歩道の段差解消や点字ブロック設置等の工事を行う。 | 主要道路のバリアフリー化率 | % | 25 | 30 | 35 | 40 | 40 | 都市基盤 |

| 下新木踏切道の改良 | 交通課 | 701 | 下新木踏切の拡幅整備を行い、利用者の安全と利便性の向上を図るとともに、南北地区の連絡を強化する。 | 下新木踏切及び踏切に接続する両側市道の円滑で安全な通行を確保するため、地権者交渉を行って順次市道の拡幅用地を取得するとともに、歩道整備を行う。(延長210m) | (現況)契約権利者数(変更案)整備進捗率(用地取得率+工事進捗率) | 件(%) | 0(42) | 2(63) | 2(80) | 2(100) | 都市基盤 |
|---------------------|------|------|---|---|-----------------------------------|------|-------|-------|-------|--------|------|
| 下ヶ戸・中里線外1線の整備 | 交通課 | 2016 | 都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線を国道356バイパスとして具が整備を進めており、整備が完了するとバイパスの交通量増加が見込まれるため、3・4・10号青山・日秀線及び3・4・9号下ヶ戸・中里線の整備を行う。 | 千葉県が進めている国道356号我孫子バイパス(都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線)の整備進捗に合わせて、都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線の全長3,140mの内、未整備区間の延長110m(幅員16m)及び3・4・10号青山・日秀線間全長5,260mの内、未整備区間の延長580m(幅員16m)を整備する。 | 事業用地取得 | 件 | 5 | 14 | 21 | 28 | 都市基盤 |
| 青山地区の流域下水道への接続事業 | 下水道課 | 2062 | 青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道(手賀沼北部第二幹線)への接続切替えが完了し、青山汚水中継ポンプ場の運転を停止している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、安全な道路交通等を確保する。 | 当該ポンプ場は、すでに供用開始してから20年余りが経過し、老朽化にむかえ、流域下水道(手賀沼北部第二幹線)の完成により青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道への接続切替え工事を実施し、完了した。切替え完了後は、当該ポンプ場を災害用マンホールトイレ等の資機材置場として一時的に活用している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞工事の進捗率 | % | 0 | 20 | 70 | 100 | 都市基盤 |
| 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管閉塞事業 | 下水道課 | 2182 | 久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管を閉塞し、安全な道路交通を確保する。 | 久寺家汚水中継ポンプ場に接続する圧送管を閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。 | 圧送管閉塞事業(協議・設計・閉塞)の進捗率 | % | 0 | 10 | 50 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|-----|---|---|--------------------|---|---|---|---|---|------|
| 幹線道路網に関する調査・検討 | 都市計画課 | 777 | <p>都市計画道路や国道、県道、幹線市道等の整備状況、位置づけ、将来交通量、未整備路線整備の費用対効果等を踏まえ、幹線道路網について調査・検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、国が新たな広域幹線道路を計画する場合、影響する事業や活用する手法の抽出・検討を行う。</p> | <p>長期末整備都市計画道路についての見直し方針(H25年度)に基づき、市内の交通状況や道路の整備状況などを見極めながら、必要な見直しを行う。</p> <p>国が新たな広域幹線道路を計画する際には、我孫子市の掲げている自然環境の保全、良好な住環境の維持、保全等の方針を損なうことのないよう、また、我孫子市の発展に寄与する道路となるよう、我孫子市としての必要な意見、提案、要望を行う。</p> | 千葉県等関係機関との協議、調整の回数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 都市基盤 |
|----------------|-------|-----|---|---|--------------------|---|---|---|---|---|------|

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

●災害に強い市街地の形成

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-----------|-------------|--|---|---------------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 区域区分等に 関する都市計 画の見直し | 都市計画 課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しの際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直しとともに、区域区分をはじめとした全体の都市計画等の見直しを行う。 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直しのスケジューリングに合わせて、県との調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画 基礎調査 の進捗率 | % | — | — | 100 | — | 都市基盤 |
| 地区計画の推 進 | 都市計画 課 | 768 | 地区の特性に応じた良好な住環境を形成するため、また、新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度を活用してまちづくりを推進する。 | ○良好な住環境の形成や、産業の振興など新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度の活用を検討し、適切な地区計画を定める。 ○地区計画区域内では、建築等の行為について地区計画の届出を受理し、地区計画に適合するよう適切な助言・指導を行う。 ○地区計画のルールが住民や地権者、事業者へ正しく周知されるようPRに努め、必要に応じて運用基準書の見直しを行う。 | 届出のあつ た地区計 画の審査 件数 | 件 | 48 | 70 | 70 | 70 | 都市基盤 |
| 都市計画に関 する情報の管 理・提供 | 都市計画 課 | 769 | 適正な土地利用の誘導をするため、都市計画に関する情報を適切に管理し、市民や事業者等に情報提供する。 | 地形の変更や都市計画の決定・変更に伴い、都市計画図や生産緑地標識等を修正・更新するなどして、都市計画に関する情報を適切に管理する。また、市民や事業者に対して、都市計画法第3条第3項に基づき、窓口対応、都市計画図等の販売、各種証明書の発行、HPや広報などにより、都市計画に関する情報の提供を行う。 | 都市計画 情報に関 するホーム ページク セス件数 | 件 | 8,381 | 8500 | 8500 | 8500 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|---|---|--|-----|-----|-----|------|------|
| 都市計画に関する総合調整 | 都市計画課 | 770 | 各課が進めている土地利用や都市基盤整備等の事業や計画について、都市計画の視点から意見を述べ調整を図りながら、市の特性を踏まえた良好なまちづくりの実現を図る。 | <p>○庁内各課が土地利用を伴うまちづくりを進めるにあたっては、各種の法規制やまちづくりの方向性等との観点でさまざまな関係課と関わることとなる。都市計画課は都市計画法に基づき秩序ある土地利用を計画的に推進していることから、そうした視点での意見を求められる機会が多い。法による土地利用の規制誘導だけでなく、本市の特性を踏まえた総合的な観点から調整を行う。</p> <p>○現在の都市計画マスタープランは平成24年度に改訂し、計画期間が令和3年度までとなっている。この間の社会情勢や土地利用動向等、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行う。</p> <p>○「千葉県都市協会」、「千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会」の構成団体として、調査研究・勉強会へ参加する。</p> | 関係各課との調整実施率(調整完了件数/相談・課題発生件数) | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 都市計画の見直し(決定・変更)事務 | 都市計画課 | 771 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する都市計画の案について、千葉県等と協議、調整を図りながら、都市計画の決定・変更の案を策定し、都市計画審議会を開催するなどして、都市計画の決定・変更を行う。 | <p>都市計画の決定・変更にあたっては、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画審議会での諮問・答申を得たうえで、都市計画の決定・変更を行う。</p> <p>都市計画に関する各種調査を通して、基礎データの収集・分析を行う。</p> | 審議案可決率(可決件数/変更案件数) | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 | |
| 都市計画施設に関する建築規制 | 都市計画課 | 773 | 都市計画施設等の区域内における建築について、都市計画事業の円滑な施行を図るため、都市計画法第53条に基づく規制を行う。また、緑地を保全するとともに、都市計画施設の用地を確保するため、生産緑地法第8条に基づき、生産緑地地区内の建築規制を行う。 | <p>○都市計画法第53条に基づく建築許可事務</p> <p>○「都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則」の見直し検討</p> <p>○生産緑地法第8条に基づく行為に関する許可事務</p> | 届出のあった都市計画法第53条に関する申告書、都市計画法第53条の許可書、53条に関する証明書の審査件数 | 20 | 10 | 10 | 都市基盤 | |

●緑地の確保

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-------------|---|--|------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 緑の基本計画 の進捗管理 | 公園緑地 課 | 801 | 公園緑地施策の基本となっている緑の基本計画の進捗管理を行い、公園緑地政策の方向性を確認、検証する。 | 緑の基本計画の基本方針や施策方針にそって、関連施策が展開されているかどうか、また、緑の将来像や目標に対して適切に実績が積み上げられているかなど、現状を確認、検証し必要に応じて対応を検討する。また、市の基本計画や都市計画マスタープラン、「整備開発、及び保全の方針等」との整合を図ることが法的に規定されていることから、これらの関連計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行う。 | 見直した緑の基本計画での基本方針に則り、施策を実施する。 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 都市基盤 |
| 気象台記念公園の整備 | 公園緑地 課 | 804 | 気象台記念公園整備計画に基づき、環境や歴史などの特徴を十分に踏まえた整備を図る。 | 気象台記念公園基本計画で位置づけた岡田武松記念館の整備は、安全・安心の公園整備を優先し、当面は行わないこととし、現状抱えている樹木の適正な管理・整備を行うていく。 | 公園の樹木育成管理率 | % | 57 | 71 | 85 | 90 | 都市基盤 |

●自主防災活動の促進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-------------|--|---|---------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 自主防災組織 育成事業 | 市民安全 課 | 330 | 自主防災組織の新規結成の推進拡充と、災害時における自助、共助の意識を高め、地域住民の連携で避難、救護、救助、初期消火などが行える地域の地域防災体制をつくり、被害の軽減、応急復旧や生活支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」と連携して進める。 | 自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛ける。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に對し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボランティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。 | 自主防災組織数 | 組織 | 135 | 136 | 137 | 138 | 防災・防犯・危機管理 |

●常備消防の強化

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|-------------|---|---|-------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 外郭団体等事 務運営 | 総務課 | 913 | 先進都市の消防業務を学び消防体制の充実強化に努めるとともに消防の地域的団結、地方消防の強化を図る。 | 災害時における人的被害を最小限にするため、消防の地域的団結により社会環境の変化に対応した、地方消防力を強化し消防体制の充実強化に努めるとともに消防行政の円滑な運営を図る。 | 消防関連団体事業への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防車両等の維持管理 | 総務課 | 927 | 市民の生命、身体、財産を災害から守るため、消防活動を円滑に行う消防車両等を整備維持管理し消防体制の万全を図る。 | 複雑多様化する災害等に対応するため操作性、安全性、機能性を具備した消防車両等の総合管理及び整備を実施する。 今年度は、配備車両の維持管理を図るとともに、消防本部車両更新計画に基づき、西消防署に配置されている西水槽1号車を更新整備します。 | 消防車両等の整備の実施率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防施設等整備事業 | 総務課 | 1909 | 湖北分署は、市の中央部に位置するため、災害防炎活動の拠点として位置付けし、防災活動にも総合的に対応できる、消防庁舎等の施設を整備する。 | ○当庁舎施設の整備については、市で計画している他の施設の整備も視野に入れ、企画課を含めた関係各課と協議を実施する。 ○当庁舎施設の整備に係る用地等を調査し購入する。 ○防災活動の拠点として、各種災害に対応できる高い耐震性と安全性を有する庁舎等の施設を整備する。 ○庁舎等の整備に併せ、各種情報システム等を整備する。 ○都市型災害等に対応できる消火訓練・救助訓練等が行え、市民が防災に対する必要性、重要性及び災害時の行動等の学習もできる総合訓練施設を整備する。 ○消防施設等訓練施設の整備に合わせ、付け替え道路及び周辺道路の整備について関係課と協議を進める。 | 整備計画スケジュールに対する進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防隊員の資格取得 | 警防課 | 1675 | 災害活動に従事する消防隊員の資質の向上を目的とする。 | 消防隊員の活動に不可欠な資格について取得を進め、消防活動に対する体制の強化を図る。 | 資格取得率(取得者/必要者) | % | 73 | 75 | 80 | 95 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------|------|------|---|---|------------------------------|------|-----|-----|-----|------------|
| 千葉北西部10市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2237 | 災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており、災害に対しより迅速かつ的確に対応できる広域的な災害活動を可能とするため、千葉北西部10市により消防緊急通信指令センターを共同整備し、共同運用する。 | 平成28年8月1日に松戸市ほか9市消防指令事務協議会が設置され、ちば北西部消防指令センター運用開始に向けた準備を進めています。 平成31年4月には共同部分の整備が開始され、指令管制システムの入れが実施されました。 また、定期的に各作業部会を開催し運用開始に向けた詳細についての検討を実施しています。 なお、令和3年2月から、ちば北西部消防指令センターは運用開始を予定しており、指令管制システムの個別部分の整備を進めていきます。 | 10市の共同指令センター整備計画に基づく当該年度の進捗率 | 75% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 柏市・我孫子市消防通信指令業務の共同運用 | 警防課 | 2238 | 災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており災害に対し、より迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、両市において消防通信指令業務の共同運用を実施する。 | 柏市及び我孫子市における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービス高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。 今後の事業予定 ○令和3年度 施設等の解体及び処分 ○令和4年度 協議会の解散 | 正確な災害情報の収集 | 100% | 100 | - | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防・救急無線(デジタル化)広域化及び共同化整備事業 | 警防課 | 2239 | 消防・救急無線施設は各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたが、大規模災害など広域的な活動が求められたことから、県域を1ブロックとして、千葉県内の全消防本部共有で整備し、平成25年4月1日から運用開始した消防救急無線設備は、消防・救急活動を支援する必要があった重要なものであり、常に完全に状態に維持する。 | 消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要があった重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。なお、旅費・消耗品・修繕料・消防救急デジタル無線保守点検委託についてはNo.942消防装備の維持管理事務から移行する。 | 消防救急デジタル無線の保守整備 | 100% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 救急、救助業務 | 西消防署 | 967 | 複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時に的確に対応する。 | ○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。 | 入電から現場到着時間8.5分以内の割合 | 62% | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

● 消防水利の整備

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|------|-------------|--|--|-------------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 消防水利の維持管理 | 西消防署 | 1647 | 消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。 | 消防法第二十条第二項の規定及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い、火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は、毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。 | 点検により判明した消防水利の使用可能率＝使用可能水利／消防水利点検回数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防水利の維持管理 | 東消防署 | 1650 | 消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。 | 消防法第二十条第二項の規定及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。 | 点検により判明した消防水利の使用可能率＝使用可能水利／消防水利点検回数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

● 消防団の強化

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|-------------|--|--|----------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 消防団員の訓練 | 警防課 | 958 | 消防団員が火災等の災害に対し即座に対応することのできる知識と技術を身につけ、災害活動における安全管理及び有効な防衛に結びつけることを目的とする。 | 組織の統制を図るための規律訓練、火災等に対する防衛訓練、災害全般にわたる安全管理、機械器具の取扱いに対する知識及び技術の習得を行なうための消防団員の訓練を事業内容とする。 | 訓練参加率(参加団員数/想定参加団員数) | % | 90 | 95 | 97 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団車両等の維持管理事務 | 警防課 | 960 | 火災等の災害に対応するため、消防団車両の維持管理を行う。 | 緊急出動に備え車両を常に万全の状態とするため、法令に基づき6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月点検を実施する。また、老朽化した車両は故障頻度の上昇、修繕交換部品の生産終了により修理不能になるリスクもあり、災害対応に後手をとる可能性が高まるため消防団車両年更新計画に基づいた車両更新を行い災害対応に万全を期する。 | 車両整備率(実施件数/必要件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|---|---|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防団の広域的な連携 | 警防課 | 1672 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における協会及び東葛飾支部における他市消防団との広域的な連携を図ることを目的とする。 | 公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における行事や会議等に出席し、消防団入団促進施策や機能別分団(団員)の導入施策、協力事業所表示制度、女性消防団員の入団促進等の各市消防団共通の課題や取り組みについて、意見交換や検討を行なう。 | 協会及び支部関連行事への出席率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団員の入団促進 | 警防課 | 1674 | 消防団員の入団確保をすることにより、市防災体制の一翼を担う消防団の組織強化と市民の安全と安心な暮らしの実現に寄与する。 | 自治会や行事等における消防団員の入団促進PR及び防災関係各課、市内大学等との連携を図りながら、消防団員の入団促進を進めることを事業内容とする。 全国的に減少傾向にある消防団員の確保のため、少年消防団等消防団員の入団促進・組織活性化に繋がる手法について検討する。 | 団員充足率 | % | 85 | 90 | 91 | 92 | 92 | 92 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防団の装備の充実 | 警防課 | 2117 | 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体は必要な措置を講じることが義務付けられた。これを踏まえ、この法律の趣旨に基づき施策の着実な展開を図り消防団装備の充実強化を図る。 | 消防団充実強化法が成立し消防団装備の基準が抜本的に見直されたことにより、消防団の加入促進、処遇改善事業と合わせ、国・県において講じられている財源を積極的に活用して消防団装備の充実強化を行う。 なお、装備の基準において整備することが求められている装備のうち、特に必要と認められる未配備の装備から実施し、整備済み物品においても貸与規則等に基づく老朽更新を図る。 | 配備率 | % | 90 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 西消防署 | 965 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作性の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | 地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。 | 団行事の開催回数 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |
| 団行事 | 東消防署 | 971 | 各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作性の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。 | 〇規律訓練 毎年5月に主として訓練礼式を中心に実施する。 〇操法訓練 毎年5月から6月までの間にてポンプ操作を中心に訓練実施、併せて市操法大会を実施する。 〇水防訓練 毎年6月に主として水防工法を中心に実施する。 〇その他の業務 出初式等を実施する。 | 消防団員及び新入団員の資質の向上 | 回 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 防災・防犯・危機管理 |

●火災予防対策等の推進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-----|-------------|--|---|---|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 住宅用火災警報器の普及促進 | 予防課 | 931 | 住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯や条例に適合していない世帯への働きかけを進め、法令順守を徹底し、住宅火災による死傷者を減らすとともに被害の軽減を図る。 | 平成16年の消防法改正により、我孫子市では平成19年10月2日から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、住宅の所有者等を対象に火災予防条例に適合した設置の促進を図る。また設置から10年以上経過している場合は、本体の劣化により適正に作動をしないことがあるため交換をするなど、適切な維持管理について広報を実施する。 | 住宅用火災警報器設置率二 ((住宅警報器設置世帯数)÷(住宅警報器一部設置世帯数))÷(調査世帯数) ×100 | % | 79 | 80 | 83 | 85 | 防災・防犯・危機管理 |
| 幼年消防クラブ員及び女性防火クラブ員の育成 | 予防課 | 932 | 幼年消防クラブは、幼年期において正しい火の取扱いについて学び、園及び家庭における火災予防思想の普及や将来における防火思想の普及を図る。女性防火クラブは、地域に身近なクラブ員として家庭の火災予防について学び、防火防災意識の啓発など火災予防活動ができる人材を育成する。 | 幼年消防クラブは、現在、市内12施設の幼稚園・保育園・こども園で組織され、園児が正しい火の使い方の学習や園の防火訓練などの活動が、園児のクラブ活動を見守る保護者の防火意識の向上及び地域による防火思想の向上を図っている。 女性防火クラブは、家庭の防火という面から活動し、研修会や市主催の諸行事に参加を進め各種訓練を通じ地域における防災リーダーとして活躍できるクラブ員を育成する。 | 研修・訓練、普及啓発参加率二 二実績参加人員/参加想定数 | % | 64 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防同意事務 | 予防課 | 933 | 消防法に基づき建築物の防火安全性を確保し、火災発生による人的、物的被害を未然に防ぎ、被害の軽減を図る。 | 建築基準法に基づき建築確認申請時の消防同意を実施するため、建築物の防火に関する審査を実施する。 | 適正指導 確認率二 消防同意 件数/建築 物許可等 の消防同 意受付件 数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|------|--|--|---|-----|-----|-----|-----|------------|
| 立入検査・消防用設備等点検指導 | 予防課 | 935 | 火災予防のために、人命危険や火災発生危険が高い建物の立入検査を重点的に実施するとともに、関係者への消防法令順守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保に努めます。 | 火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入検査を実施します。なお、約2200件ある防火対象物のうち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施します。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査を実施します。立入検査指導事項の補完として、防火管理講習を年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やします。職員教育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得に努めます。 | 状況値(点検報告率) 二点検報告済防火対象物数/点検を要する防火対象物数 | 49 | 55 | 60 | 65 | 防災・防犯・危機管理 |
| 防災協会の指導育成 | 予防課 | 937 | 危険物施設及び防火対象物の企業、事業者が災害予防上必要な知識技術を学び、事業所の安全管理の徹底と意識の高揚を図る。また消防イベントに協力し、火災予防啓発活動を通して市民の防火防災意識の向上を図る。 | 平成10年に我孫子市防火協会と我孫子市危険物安全協会が合併し、災害予防に必要な知識技術の研修を行い防火啓発の普及宣伝を図り地域の振興発展と福祉増進に寄与している団体の事務取り扱いをし、全国・県危険物安全協会関係の行い、保安講習、危険物取扱者試験の担当窓口になっている。 | 保安講習受講率=受講者/危険物保安講習該当者 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 火災予防業務 | 西消防署 | 966 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差の無い自主防災意識の確立を図り、災害を最小限度に抑える。 | ○住宅用火災警報器の設置の推進及び維持管理指導。 ○自衛消防訓練等で避難訓練・消火訓練及び防災資機材の取扱い指導。 ○火災発生時に原因の究明のための火災原因調査。 ○火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難等の広報活動。 | 自衛消防訓練実施件数(消火、避難・通報) | 768 | 800 | 800 | 800 | 防災・防犯・危機管理 |
| 空き地の適正管理指導 | 西消防署 | 1662 | 空き地に繁茂し、または放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予想される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適性管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者等に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 空き地の雑草処理率(該当地の雑草処理件数/該当地件数) | 93 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------|------|--|--|----------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 消防立入検査 業務 | 西消防署 | 1680 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基つき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。 | 立入検査の実施率 (立入検査実施件数/年間定期査察計画数) | % | 95 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 火災予防業務 | 東消防署 | 972 | 市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差を無くした自主防災意識が確立され、災害を最小限度に抑える。 | ○住宅用火災警報機の設置の推進 ○目撃消防訓練 避難訓練、消火訓練及び防災資機材の取扱い指導 ○火災原因調査、火災発生時の原因の究明 ○広報活動 火災予防運動中、火災気象通報発令中及び被災時の避難広報等 | 火災予防啓発活動の実施率 | 件 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 防災・防犯・危機管理 |
| 空き地の適正 管理指導 | 東消防署 | 1663 | 空き地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予測される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 空き地の雑草処理率＝該当地の雑草処理件数/該当地件数 | % | 88 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防立入検査 業務 | 東消防署 | 1693 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基つき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。 | 立入検査の実施率 ＝立入検査実施件数/年間定期査察計画数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

●民間建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年 度末) | 令和2年度 目標値 | 令和3年度 目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-------------|---|---|---|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 空家対策事業 | 市民安全 課 | 2090 | 空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良好な生活環境を確保する。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されない空家等の対策に取り組む。 ○空家の情報提供件数 平成24年度 371件、平成25年度 43件、平成26年度 90件、平成27年度 100件、平成28年度 83件、平成29年度 84件、平成30年度 124件、令和元年度 122件 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を発送する。 ○空家等対策協議会の運営 | 空家等の改善数 | 件 | 100 | 50 | 65 | 75 | 防災・防犯・危機管理 |
| 私立幼稚園の運営支援 | 保育課 | 592 | 私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。 | 1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助、施設修繕費補助、協会運営費補助等を交付する。 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業等の健全な運営を図るため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。 | 私立幼稚園等補助金、施設型給付費、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金の交付率(適正に交付した金額/申請金額) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------|------|---|------|-------|--------------------------|---|-------|------|--------------------------|---|------|------|
| 私立保育園等施設整備への補助 | 保育課 | 1935 | 平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。 | 1935 | 1 | 1 | 1 | 0 | 園 | 補助金を交付する園数 | 園 | 1 | 健康福祉 |
| 区域区分等に関する都市計画の見直し | 都市計画課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープランの見直し(線引き)・区域マスタープランの見直しする際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直すとともに、区域区分をはじめとした具体の都市計画等の見直しを行う。 | 701 | 都市計画 | 都市計画基礎調査の進捗率 | % | 100 | 都市基盤 | 都市計画基礎調査の進捗率 | % | 100 | 都市基盤 |
| 屋外広告物の許可申請事務 | 都市計画課 | 780 | 屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。 | 780 | 都市計画 | 違反広告物の簡易除却件数 | 件 | 1,313 | 都市基盤 | 違反広告物の簡易除却件数 | 件 | 1100 | 都市基盤 |
| 住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務 | 建築住宅課 | 854 | 市民の住まいに関わる相談事について、専門家による相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。 | 854 | 建築住宅課 | 住宅・不動産相談者数 空き家バンク登録件数 | 件 | 30 | 都市基盤 | 住宅・不動産相談者数 空き家バンク登録件数 | 件 | 46 | 都市基盤 |
| 保育所等整備交付金等を活用し、施設整備への補助金を交付する。 | | | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープランの見直しのスケジュールに合わせて、県との調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | | | | | | | | | | |
| | | | ○千葉県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の表示または設置に係る申請等について、審査・許可等を行う。 ○屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に違反している屋外広告物の簡易除却及び設置者への指導を行う。 ○広報あひこやホームページで、屋外広告物の表示または設置に関するルールについて周知を図る。 | | | | | | | | | | |
| | | | ・住宅相談：市民の住まいの改善、増改築、修繕などについて、我孫子市住宅センター協議会より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の住宅相談を実施する。 ・不動産相談：市民の不動産取引、賃貸契約などについて、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部より相談員を派遣し、毎月1回(8月を除く)、無料の不動産相談を実施する。 ・空き家バンク等を活用し、空き家等の流通促進や活用支援などの相談を実施する。 ・ホームページに住まいに関する情報提供のページを設け、市が行っている住宅施策の情報を発信する。 | | | | | | | | | | |

●災害に強い市街地の形成

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|---------------------------|-----------|-------------|---|---|--|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 区域区分等に 関する都市計 画の見直し | 都市計画 課 | 701 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直し する際には、市の基本構想や 都市計画マスタープランと整 合・調整を図りながら、区域マ スタープランに定める基本理念 や都市計画の方針等を見直し とともに、区域区分をはじめとし た具体の都市計画等の見直し を行う。 | 千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直 しのスケジュールに合わせて、県との調整、原案の作成・申 出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都 市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基 礎調査を千葉県と調整しながら行う。 | 都市計画 基礎調査 の進捗率 | % | — | — | 100 | — | 都市基盤 |
| 地区計画の推 進 | 都市計画 課 | 768 | 地区の特性に応じた良好な住 環境を形成するため、また、新 たな都市の発展を担う都市的 土地利用を図るため、地区計 画制度を活用してまちづくりを 推進する。 | ○良好な住環境の形成や、産業の振興など新たな都市の 発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度の 活用を検討し、適切な地区計画を定める。 ○地区計画区域内では、建築等の行為について地区計画 の届出を受理し、地区計画に適合するよう適切な助言・指 導を行う。 ○地区計画のルールが住民や地権者、事業者へ正しく周 知されるようPRに努め、必要に応じて運用基準書の見直し を行う。 | 届出のあつ た地区計 画の審査 件数 | 件 | 48 | 70 | 70 | 70 | 都市基盤 |
| 都市計画に関 する情報の管 理・提供 | 都市計画 課 | 769 | 適正な土地利用の誘導をする ため、都市計画に関する情報 を適切に管理し、市民や事業 者等に情報提供する。 | 地形の変更や都市計画の決定・変更に伴い、都市計画図 や生産緑地標識等を修正・更新するなどして、都市計画に 関する情報を適切に管理する。また、市民や事業者に対し て、都市計画法第3条第3項に基づき、窓口対応、都市計 画図等の販売、各種証明書の発行、HPや広報などにより、 都市計画に関する情報の提供を行う。 | 都市計画 情報に関 するホーム ページアウ セス件数 | 件 | 8,381 | 8500 | 8500 | 8500 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|---|--|--|-----|-----|-----|------|------|
| 都市計画に関する総合調整 | 都市計画課 | 770 | 各課が進めている土地利用や都市基盤整備等の事業や計画について、都市計画の視点から意見を述べ調整を図りながら、市の特性を踏まえた良好なまちづくりの実現を図る。 | ○庁内各課が土地利用を伴うまちづくりを進めるにあたっては、各種の法規制やまちづくりの方向性等との観点でさまざまな関係課と関わることとなる。都市計画課は都市計画法に基づき秩序ある土地利用を計画的に推進していることから、そうした視点での意見を求められる機会が多い。法による土地利用の規制誘導だけでなく、本市の特性を踏まえた総合的な観点から調整を行う。 ○現在の都市計画マスタープランは平成24年度に改訂し、計画期間が令和3年度までとなっている。この間の社会情勢や土地利用動向等、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行う。 ○「千葉県都市協会」、「千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会」の構成団体として、調査研究・勉強会へ参加する。 | 関係各課との調整実施率(調整完了件数/相談・課題発生件数) | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 都市計画の見直し(決定・変更)事務 | 都市計画課 | 771 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する都市計画の案について、千葉県等と協議、調整を図りながら、都市計画の決定・変更の案を策定し、都市計画審議会を開催するなどして、都市計画の決定・変更を行う。 | 都市計画の決定・変更にあたっては、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画審議会での諮問・答申を得たうえで、都市計画の決定・変更を行う。 都市計画に関する各種調査を通して、基礎データの収集・分析を行う。 | 審議案可決率(可決件数/変更案件数) | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 | |
| 都市計画施設に関する建築規制 | 都市計画課 | 773 | 都市計画施設等の区域内における建築について、都市計画事業の円滑な施行を図るため、都市計画法第53条に基づく規制を行う。また、緑地を保全するとともに、都市計画施設の用地を確保するため、生産緑地法第8条に基づき、生産緑地地区内の建築規制を行う。 | ○都市計画法第53条に基づく建築許可事務 ○「都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則」の見直し検討 ○生産緑地法第8条に基づく行為に関する許可事務 | 届出のあった都市計画法第53条に関する申告書、都市計画法第53条の許可書、53条に関する証明書の審査件数 | 20 | 10 | 10 | 都市基盤 | |

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

●公共建築物の耐震化等

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-------------|---|--|-----------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------------|
| 庁舎維持管理 | 施設管理 課 | 102 | 来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に使用できる庁舎の環境整備を行う。 | ○庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。 ○来庁者、職員駐車場の確保及び管理。 ○庁舎維持消耗品(トイレットペーパー、蛍光灯等)購入など。 ○庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。 | 保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 公有建築物の保全指導 | 施設管理 課 | 108 | 公有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。 | ○公共施設情報の一元管理 各施設のエネルギー情報、工事履歴情報、公共施設包括管理業務等で得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保全台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。 ○公有建築物の保全 公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。 | 施設台帳システムの活用 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 公有建築物の工事監督 | 施設管理 課 | 109 | 公有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保する。 | 公有建築物の工事に関わり、工事工程の管理、施工状況の立会い確認等により、契約の適正な履行を確保する。 | 工事竣工認定件数(評定60点以上)/全工事件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 公有建築物の設計指導 | 施設管理 課 | 110 | 建築物の機能、形態及び工事費等を設計段階で指導することにより、公有建築物として質の高い設計を完成させる。 | 公有建築物の設計段階に参加し、技術的なサポートや設計者への指導を行なうことにより、質の高い設計を完成させ、適切な工事費の算出を行う。 | 委託事項適正完了件数(工期延長や指導書交付が無いもの)/全設計件数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|------|---|--|---------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 公共施設等包括管理業務 | 施設管理課 | 1954 | 所管ごとに縦割りで管理してきた公共施設を包括管理することにより経費の削減及び事務の効率化を図る。また、巡回サービスによる点検結果や中短期計画書を活用し、効果的な予防保全を行い、施設機能の維持や利用者への安心安全で快適な利用につながるよう施設管理の適正化に努める。 | 公共施設の包括管理業務委託を行う。 業務内容は、次のとおり。 ○各施設の設備点検業務 ○巡回点検業務 ○中短期修繕計画作成 ○施設・設備の劣化状況等の施設保全台帳システムへの入力データ作成業務 | 包括管理施設の保守管理の執行率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| ファシリティマネジメントの推進 | 資産経営課 | 2099 | 公共施設等については、老朽化や人口減少等による利用需要が変化していくことが想定されることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的・戦略的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置等を進める。 | ○公共施設等総合管理計画の進行管理 ・基本的な方針に沿った施設整備の調整 ・個別施設計画の策定支援 ・庁内職員研修会の開催 ・公共施設等総合管理計画の改定(令和3年度) | 個別施設計画の策定数(令和2年度) | 件 | 22 | 31 | 31 | 31 | 31 | 計画推進のために |
| 市民プラザの施設運営 | 市民活動支援課 | 175 | 市民の文化の向上及び福祉の増進を図る場として施設を管理する。 | 市民の文化拠点及び交流拠点施設として、効果的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を行う。 我孫子市民プラザの老朽化した空調設備の更新工事を行う。 | 公共施設等総合管理計画の改定の進捗率(令和3年度) | % | 0 | 20 | 100 | 100 | 100 | 計画推進のために |
| 市民・近隣センター等施設維持管理 | 市民活動支援課 | 176 | 既に整備されている近隣センター11館(我孫子北近隣センター1つ(くし野館含む))及び市民センター1館の施設維持管理を行う。 | 我孫子市コミュニティ整備計画変更計画書等で整備された施設の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、各施設の耐用年数や運用実態を考慮し、維持管理を行う。また、施設利用者やまちづくり協議会からの要望を全体最適となるよう整理検討し、これに対応する。 | 我孫子シヨッピンゲプラザの防災訓練への参加率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |
| 根戸福祉センターの運営管理 | 社会福祉課 | 1390 | 根戸福祉センター施設、設備の管理 | 根戸福祉センターの施設・設備の維持管理事務 平成27年度指定管理終了後、栄興会が賃料を支払いデイサービスセンターの運営をしている。 施設の修繕や管理は、市の担当課が行う。 | 根戸福祉センター施設・設備の管理達成率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|------|---|--|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 保健センターの運営 | 健康づくり支援課 | 1664 | 健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要事業を行うことを目的に保健センターを開設する。 | ○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。 ○令和2年に、保健センターは築37年、休日診療所も築20年を経過する。 今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができることにも我孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前提に修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。 緊急度合に応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。 | 適切に開所された日数 | 275 | 275 | 275 | 275 | 健康福祉 |
| リスクマネジメント | あらき園 | 442 | 施設サービス提供における様々なリスクをあらかじめ把握し、未然に防ぐ。また、万が一事故や災害が起きてしまった場合のための危機管理対策を講じる。 | ○リスク予防対策として「ひやり・はっと」報告の実施 ○リスク管理対策として事故発生時における対応のフローチャート作成 ○災害時における対応マニュアルの確認 ○防災訓練の実施・防災用消耗品の管理 ○消防設備の維持管理 ○苦情解決制度の実施 ○施設損害賠償責任保険に加入 | 事故、ひやりはっと、防災訓練の検証・検討会の実施率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| あらき園の維持管理 | あらき園 | 2194 | 市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。 | 効率的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるよう施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 あらき園本館屋根及び外壁は現状雨漏りや軒下の鉄部の腐食等が生じており、サービス提供に支障をきたしていることにも建物躯体の劣化につながる恐れがあるため、個別施設計画に位置付け修繕を行う。 令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計 | 施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所) | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| 障害者福祉センターの維持管理 | 障害者福祉センター | 1556 | 市内の障害者の訓練施設として、効率的に訓練できるように、施設の維持管理をする。 | 効率的に訓練ができるように施設の維持管理をするため、設備の保守点検、施設の改修等を行う。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈、樹木管理業務委託等を実施する。 | 施設の維持管理率(修繕実施箇所/必要修繕箇所) | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|------|---|--------------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 老人福祉センターの運営 | 高齢者支援課 | 496 | <p>○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。</p> <p>○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。</p> <p>○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p> | 1日当たりの平均利用者数 | 人 | 246 | 290 | 300 | 300 | 健康福祉 |
| こども発達センター施設の維持管理 | こども発達センター | 1914 | <p>早期療育の拠点であるこども発達センターの施設を利用する、子どもとその保護者等の利用者が安全・安心に利用出来るよう施設の維持管理・運営を行う。</p> | 施設の維持管理・運営 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 健康福祉 |
| 親水広場の運営 | 手賀沼課 | 2127 | <p>手賀沼の水環境保全啓発を主目的に、その役割を補充・向上するための機能を付加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与することを目的とする。</p> | 施設の維持管理点検回数 | 回 | 35 | 35 | 35 | 35 | 環境 |
| 駅施設維持管理事業 | 交通課 | 703 | <p>JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。</p> | 対応箇所数 | 箇所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|-----|---|--|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 駅構内バリアフリー施設等の整備・支援 | 交通課 | 716 | 東日本旅客鉄道(株)が実施する駅構内バリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。 | ○我孫子駅のバリアフリー化 駅ホームにエレベーターが無い我孫子駅について、東日本旅客鉄道(株)東京支社と協議し、必要な支援(負担金等)を行う。 ○我孫子・天王台駅のホームドア設置支援 駅利用者の転落防止のため、東日本旅客鉄道(株)が整備するホームドアに関して、支援の方法を検討する。 | % | 0 | 25 | 50 | 75 | 都市基盤 |
| 市営住宅維持管理業務 | 建築住宅課 | 848 | 入居者が快適で安心して暮らせる住環境の整備。 | ①入居者に対する窓口業務、書類等の受付及び処理(決定を除く)、システム入力 ②入居者募集に関する事務処理(入居者決定を除く) ③家賃決定を行うための収入申告業務(家賃の決定を除く) ④家賃収納に関する納付書送付、口座振替事務、滞納者への納付指導等 ⑤団地及び集会所や駐車場等の点検及び維持管理 ⑥市営住宅土地の賃貸借契約(変更)の締結と支払い ⑦その他市営住宅の維持管理に関すること ⑧小規模改良住宅の維持管理に関すること ⑨市営住宅の土地購入に関すること | 件 | 25 | 25 | 25 | 25 | 都市基盤 |
| 庁舎維持管理 | 経営課 | 887 | 水道法第2条を遵守する。水道は、広く一般の人が飲むものであり、健康に悪影響を及ぼしたり不快にさせたりする事のないようにするため、浄水場の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用をおこなうために維持管理を行う。職場環境を充実させ、利用者の安全を確保する。 | 水道局庁舎の維持管理を行う。清掃委託・管理業務委託・警備業務委託・空気環境測定業務委託・構内電話設備保守・エレベーター保守・冷暖房機保守・浄化槽保守・浄化槽汚泥引抜・自動ドア保守・直結給水ブースターポンプ保守・NHK放送受信料・燃料費・庁舎消耗費・庁舎修繕費 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

●下水道施設の整備

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-------------------------|------|-------------|---|--|--|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 汚水中継ポン プ場維持管理 | 下水道課 | 736 | ポンプ場の維持管理をすること で、下水道を使用している市民 が、安心して利用できるよう管 理することは、生活基盤の最 低条件でもあることから。 | ○各マンホールポンプ場の巡回点検。 | ポンプ施設 の維持管 理を適切 に行い、ト ラブル等で 稼働停止 を未然に 防ぐため に点検した日 数 | 日 | 245 | 245 | 245 | 245 | 都市基盤 |
| 汚水管渠維持 管理事業 | 下水道課 | 738 | 汚水管渠の自然流下による流 下機能を保持し、耐用限界ま での継続使用できるようにす る。 | 生活環境の向上及び公共用水域の水質保全のため、管路 の機能を保持できるように適正な維持管理を行うとともに下 水道本管及び取出管に不具合・支障等が生じた場合には、 速やかに修繕工事を実施する。また、下水道台帳や日常的 な維持管理情報のシステム化(GIS)を検討し、効率的な維 持管理計画の策定や迅速な窓口対応へ活用する。 | 下水道施 設の市管 理部分の 苦情件数 対応(苦情 解決件数/ 苦情件数) | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 流域下水道建 設負担金の調 整協議 | 下水道課 | 743 | 手賀沼流域下水道の早期整 備を図る。 | 手賀沼南部幹線や他の幹線および終末処理場の整備の促 進、改築事業を行うため、手賀沼流域下水道建設事業に 係る費用の一部を負担する。 | 千葉県との 建設負担 金について の協議回 数 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 都市基盤 |
| 総合地震対策 事業(第三期) | 下水道課 | 1519 | 緊急輸送路や避難所からの排 水を受けける管路等の重要路線 の耐震性を確保するため、下 水道施設(マンホール等)の地 震対策工事を実施する。 | 我孫子市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホール 浮上防止対策及び避難所にマンホールトイレの設置を実施 する。 平成30年度に策定した我孫子市下水道総合地震対策計 画に基づき、令和元年度から令和5年度の五か年整備計 画により事業を実施する。 | マンホール 浮上防止 工事、マン ホールタイ レ設置工 事の進捗 率 | % | 20 | 40 | 60 | 80 | 都市基盤 |
| 湖北駅北口西 側地区の整備 | 下水道課 | 1689 | 湖北駅北口西側地区の下水 道整備を行い、良好な生活環 境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するため、湖北駅北口西 側地区の下水道整備を行う。 | 公共下水 道管渠布 設延長 | m | 1,289 | 118 | 474 | 854 | 都市基盤 |
| 下ヶ戸西側地 区の整備 | 下水道課 | 2061 | 下ヶ戸西側地区(区画整理地 区)の下水道整備を行い、良 好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、下ヶ戸西側 地区(区画整理地区)の下水道整備を行う。 | 公共下水 道管渠布 設延長 | m | 1,353 | 217 | 841 | 1241 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|------|---|---|-------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 布佐駅東側地区の整備 | 下水道課 | 2166 | 布佐駅東側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、布佐駅東側地区の下水道整備を行う。 | 公共下水道管渠布設延長 | m | 130 | 161 | 0 | 0 | 都市基盤 |
| 湖北駅北口東側地区の整備 | 下水道課 | 2170 | 湖北駅北口東側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 湖北駅北口東側地区の下水道整備を行い、衛生的で快適な生活環境を確保する。 | 公共下水道管渠布設延長 | m | 784 | 190 | 623 | 982 | 都市基盤 |
| 高野山地区の整備 | 下水道課 | 2171 | 高野山地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、高野山地区の下水道整備を行う。 | 関係機関との調整協議、現地調査の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 下ヶ戸北側地区の整備 | 下水道課 | 2172 | 下ヶ戸北側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、下ヶ戸北側地区の下水道整備を行う。 | 関係機関との調整協議、現地調査の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 下水道ストックマネジメント事業 | 下水道課 | 2179 | 公共下水道施設のすべてを対象とし、将来にわたって適切に維持管理、改築、修繕を行っていくためストックマネジメント計画を策定し実施することを目的とする。 | ストックマネジメントに基づき予防保全型の施設管理を実現するため、明確かつ具体的な施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づき点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。 また、これらの計画を実行し、評価、見直しを行うとともに施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図る。具体的には、①導入準備、②施設情報の収集・整理、③施設管理の目標設定、④リスクの検討、⑤点検・調査計画の策定及び実行、⑥修繕・改築計画の策定及び実行、⑦評価の見直しという工程となる。 なお、汚水事業(下水道課)、雨水事業(治水課)を同時に行う。 | ストックマネジメント点検・調査業務委託の進捗率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
| 久寺家1・2丁目地区の整備 | 下水道課 | 2225 | 当該地区の汚水は、地区内にある汚水処理中継所に流入し、ポンプ排水によって、久寺家処理場(クリーンセンター)にて処理されている。下流部において、平成25年度に流域下水道への切替えが完了していることから、早期に設計業務を着手し、下水道整備を行う。 | 衛生的で快適な生活環境を確保するために、久寺家1・2丁目地区の下水道整備を行う。平成31年度は現地調査により占用物件等を把握し、令和2年度以降、下水道の基本設計、実施設計を行う。 | 下水道実施設計業務委託の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|------------------------------|---|-----------|---|---|-----|-----|-----|------|
| 柏市共用管の建設事業 | 下水道課 | 2259 | 根戸地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。 | 根戸地区の下水道整備を行い、衛生的で快適な生活環境を確保する。 当事業は、我孫子市と柏市の共用管であり、公共下水道事業に関する基本協定書に基づき、柏市が管渠等の工事を行い、工事に要する費用を案分して負担する。 | 共用管工事の進捗率 | % | 0 | 100 | 100 | 100 | 都市基盤 |
|------------|------|------|------------------------------|---|-----------|---|---|-----|-----|-----|------|

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

●環境モニタリングの推進

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|------------------------|------|---------|-----------------------------------|---|--|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題への対応 | 手賀沼課 | 1857 | 放射能に対する市民の不安を解消し、市民の平穏な生活環境を確保する。 | 放射線測定結果などのデータの公表や、放射能全般に関する相談への対応など、総合的な放射能対策を推進する。 なお、小中学校や公園などの除染作業に係る予算については、平成29年度から手賀沼課(放射能対策室)が一括して計上している。 | 小・中学校、保育園、公園における放射線量の基準値(0.23マイクロシーベルト未満)達成率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 環境 |

●火災予防対策等の推進

| 事業事業名 (個別事業) | 課名称 | 事業事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---|--|---|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------------|
| 住宅用火災警報器の普及促進 | 予防課 | 931 | 住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯や条例に適合していない世帯への働きかけを進め、法令順守を徹底し、住宅火災による死傷者を減らすとともに被害の軽減を図る。 | 平成16年の消防法改正により、我孫子市では平成19年10月2日から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、住宅の所有者等を対象に火災予防条例に適合した設置の促進を図る。また設置から10年以上経過している場合は、本体の劣化により適正に作動をしないことがあるため交換をするなど、適切な維持管理について広報を実施する。 | 住宅用火災警報器設置率＝((住警器設置世帯数)+(住警器一部設置世帯数))÷(調査世帯数)×100 | % | 79 | 80 | 83 | 85 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----|-----|--|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------|
| 幼年消防クラブ 員及び女性防 火クラブ員の育 成 | 予防課 | 932 | 幼年消防クラブは、幼年期に おいて正しい火の取扱いについ て学び、園及び家庭における 火災予防思想の普及や将来 における防火思想の普及を図 る。女性防火クラブは、地域に 身近なクラブ員として家庭の火 災予防について学び、防火防 災意識の啓発など火災予防活 動ができる人材を育成する。 | 幼年消防クラブは、現在、市内12施設の幼稚園・保育園・ こども園で組織され、園児が正しい火の使い方の学習や園 の防火訓練などの活動が、園児のクラブ活動を見守る保護 者の防火意識の向上及び地域による防火思想の向上を 図っている。 女性防火クラブは、家庭の防火という面から活動し、研修会 や市主催の諸行事に参加を進め各種訓練を通じ地域にお ける防災リーダーとして活躍できるクラブ員を育成する。 | 研修・訓 練・普及啓 発参加率 ＝実績参 加人員/参 加想定数 % | 64 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 消防同意事務 | 予防課 | 933 | 消防法に基づき建築物の防火 安全性を確保し、火災発生に よる人的、物的被害を未然に 防ぎ、被害の軽減を図る。 | 建築基準法に基づき建築確認申請時の消防同意を実施す るため、建築物の防火に関する審査を実施する。 | 導 正指 導 率 ＝ 確 認 消 防 同 意 件 数 / 建 築 物 許 可 等 の 消 防 同 意 受 付 件 数 % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防 犯・危機 管理 |
| 立入検査・消 防用設備等の 点検指導 | 予防課 | 935 | 火災予防のために、人命危険 や火災発生危険が高い建築物の 立入検査を重点的に実施する とともに、関係者への消防法令 遵守の徹底及び違反の是正 指導を行い、市民の安全安心 の確保に努めます。 | 火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立 入検査を実施します。なお、約2200件ある防火対象物の うち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や 社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火 栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な 消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設 備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、 人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実 施します。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての 施設に立入検査を実施します。立入検査指摘事項の補完 として、防火管理講習会を年間6回市内で開催して資格取 得の機会を増やします。職員教育として、違反是正に関す る研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最 新の情報、知識の習得に努めます。 | 現 況 値 (点 検 報 告 率) ＝ 点 検 報 告 対 象 物 数 / 点 検 を 要 す る 防 火 対 象 物 数 % | 49 | 55 | 60 | 65 | 65 | 65 | 防災・防 犯・危機 管理 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|--|--|------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------------|------------|
| 空き地の適正管理指導 | 東消防署 | 1663 | 空き地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。 | 市内全域において雑草等が繁茂すると予測される空き地に対し、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。 | 空き地の雑草処理率＝該当地の雑草処理件数/該当地件数 | % | 88 | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 |
| 消防立入検査業務 | 東消防署 | 1693 | 市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。 | 消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防火規程に基づき、年間定期調査計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合は立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。 | 立入検査の実施率＝立入検査実施件数/年間定期調査累計画数 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 防災・防犯・危機管理 | |

7-5 農地等の荒廃による被害の拡大

●農地・農業用施設等の適切な安全管理

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---|--|--------------|-----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 農地集積推進事業 | 農政課 | 1571 | 農業経営の規模拡大、農地の集団化等、効果的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農地の利用集積を進める。 | 農業経営基盤強化促進法に基づき農地の利用集積を促進するとともに、我孫子市が農地利用集積円滑化団体となり農地の貸借や売買等の事業を行っていく。また、農地中間管理機構の活用や集落営農組織の育成を行いながら農地の有効利用をはかる。 | 担い手農家への農用地集積 | ha | 278 | 285.5 | 305.5 | 325.5 | 産業 |
| 遊休農地対策事業 | 農政課 | 1572 | 遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、その有効活用を図り、遊休農地等の解消又は遊休農地化の防止を進める。 | 遊休農地対策を進めるため、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、市が主体となって復元支援ならびに担い手等への貸付事業を実施する。 | 遊休農地等の復元面積 | a | 50 | 100 | 200 | 300 | 産業 |
| 新規就農支援事業 | 農政課 | 1574 | 農家の高齢化や後継者不足、不耕作地への対応を図るため、新規就農者を掘り起こし、育成を行う。 | 新規就農者を育成・確保するために、就農ガイドラインを実施するとともに、市内農家において実際に研修を受け、就農の準備を行うことができるシステムの運用を図る。また、新規就農者に対する施設設備等補助、農地や資金のあっせん支援、共同利用施設(倉庫・保冷庫)の提供支援等を行う。 | 新規就農者数 | 経営体 | 20 | 22 | 24 | 27 | 産業 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|------|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 鶏伝染病対策事業 | 農政課 | 1917 | 市内の零細な養鶏農家における伝染病の発生予防及び蔓延の防止のため、衛生管理その他の防疫措置に必要な経費の一部を補助することにより、養鶏農家の負担軽減を図る。また、鶏の伝染病に対し、市民の不安軽減を図る。 | 鶏の伝染病対策に係る施設整備、ワクチン接種に要する経費などに対し、経費の一部を助成する。 | 件 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 産業 | |
| 幹線排水路護岸改修(利根地区) | 農政課 | 2007 | 老朽化した幹線排水路の改修を行うことにより、安心して営農が継続できる環境を整える。また、農地外都市排水の排水機能も維持することができる。 | 以下の幹線排水路において、軽量鋼矢板が腐食し、さらに穴あき劣化が進んでいるため、全体の機能診断を実施し、改修工事を行う。 路線測量 1・2・3号幹線排水路 ?=7, 512m ①幹線1号排水路 L=5.4km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 940m ②幹線2号排水路 L=5.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 567m ③幹線3号排水路 L=3.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2, 005m ○総事業費:1, 935, 000千円 ○事業費負担割合:国=55%、県=28%、市(我孫子・柏市)=17% | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 産業 |
| 農業用ハウス強靱化緊急対策事業 | 農政課 | 2264 | 近年の台風、大雪等の度重なる災害により、農業用ハウス等に甚大な被害が生じており、施設園芸の経営及び野菜等の安定供給に影響を及ぼしているため、当事業を活用し、ハウスノ補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。 | 台風や大雪対策に有効な補強の取組に対し支援を行うものであり、農業用ハウスを補強するパイプ等の資材費や施工を業者が行う場合の経費等が補助対象となる。 | 件 | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 産業 | |
| あき地の適正管理指導事務 | 予防課 | 1377 | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、あき地の管理の適正化を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 | 4月に市内全域において雑草等の繁茂が予想されるあき地の調査を行い該当地を決定、8月・11月の現地調査で繁茂が確認されたときは、所有者に対する刈り取り指導を実施。また、土地所有者からの雑草等の除去事業者の問い合わせには、我孫子市雑草等事業者登録簿に登録された事業者の紹介や、自己で刈り取りを希望する所有者に対する草刈り機の貸し出しを行う。 | 件 | 86 | 87 | 88 | 89 | 88 | 87 | 89 | 防災・防犯・危機管理 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------|------|---|--|---|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------------|---|-----|------|
| 農地に関する証明事務 | 農業委員 会事務局 | 999 | 農地や耕作の状況等について、農業者及びその他関係機関が必要とする証明。 | 農地等の諸証明を行う。 ○農業経営の実態証明 ○届出受理済証明・許可済証明 ○相続税、贈与税の納税猶予に関する適格者証明 ○引き継ぎ農業経営を行っている旨の証明 ○生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明 ○農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明(非農地証明) ○税務署、裁判所からの照会 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 申請、届出のあった適正な発行数 | % | 100 | 都市基盤 |
| 農地基本台帳の整備 | 農業委員 会事務局 | 1000 | 農地の権利移動・転用の確認及び各種証明書の発行や農地の実態調査をすることで農業上の土地の効率的な利用を図ることを目的とする。 | 毎年1月1日現在で農地の利用状況について、市内在住で1,000㎡以上の農地を所有する者を対象に、世帯員の状況・営農状況・経営農地等の筆別表を送付して、必要事項を記載したものを返信用封筒により回収し、農家台帳・農地基本台帳の修正及び地域ごとの小作地所有状況の一覧表を作成して縦覧に供する。 | % | 75 | 70 | 85 | 87 | 75 | 期限内回収率 | % | 87 | 産業 |
| 農地利用の適正化 | 農業委員 会事務局 | 1001 | 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止及び農地の違反転用を未然の早期発見および迅速かつ適切な是正指導を行うことにより、優良農地を確保する。 | ①担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消に伴う指導。 ②違反転用未然防止のための啓発活動、③是正指導の調査研究、③違反の是正指導 | 件 | 18 | 30 | 20 | 15 | 18 | 耕作放棄地への利用意向調査及び違反転用の是正件数 | 件 | 15 | 都市基盤 |
| 農地法3条・4条・5条の許可及び4条・5条の届出 | 農業委員 会事務局 | 1002 | ①耕作目的の農地等の権利移動の制限(3条)、②農地を農地以外のものにする自己転用の制限(4条)、③転用目的の権利移動の制限(5条)、 | ①不耕作目的での農地の取得等、望ましくない権利移動を規制し、農地が農業を主業とする者または主業として考えている者等の生産性の高い経営体によって利用されるよう誘導するため、権利移動の機会を捉えて土地利用の効率化を図る。 ②農地の農業上と農業以外の利用との調整を図り、優良農地を確保し、住宅・工場等の無秩序な立地による農業環境の悪化を防止し、農業上の土地利用を合理的に行う。 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 申請、届出のあった適正な審査執行率 | % | 100 | 都市基盤 |

8 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●廃棄物処理施設の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|------------------------|--------------|-------------|---|--|--------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| 新クリーンセン ターの整備事 業 | クリーンセ ンター | 319 | 新廃棄物処理施設の建設にあ たり、既存施設の適正な維持 管理を行いながら、我孫子市 単独の事業として環境負荷に 配慮した整備を行っていく。 | 既存の廃棄物施設の老朽化により、令和5年度からの運営 開始に向けて、新たに廃棄物処理施設を建設する。 令和2年度は、建設予定地の既存建屋等の撤去、支障物 等の移設、土壌汚染対策工事を行った後、廃棄物処理施 設の建設に着手する。また、建設に伴い、環境影響調査事 業の評価を実施するほか、適正に設計・建設が進められてい るかを確認するためのモニタリング業務を行う。 | 進捗率 | % | 20 | 30 | 80 | 100 | 環境 |
| 施設の運転維 持管理事業 | クリーンセ ンター | 320 | 焼却施設、し尿処理施設、粗 大ごみ処理施設(資源価値向 上施設を含む)の定期補修を 計画的に行なうことにより、廃 棄物の適正処理を行なう。 | ○焼却施設、粗大ごみ処理施設(資源価値向上施設を含 む)、終末処理施設を施設整備基本方針に基づき、廃棄物 の処理に支障をきたすことがないように、維持管理を行う。 また、施設運転維持管理については業務委託で実施してい る。 | 円滑な施 設運転稼 働率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 環境 |

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●地域におけるコミュニティ活動の推進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|--|---|--------------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|------|
| まちづくり協議 会への近隣セ ンター施設運 営業務委託 | 市民活動 支援課 | 172 | 近隣センターを活動拠点とし て、地域住民相互のふれあい を促進し、地域のまちづくりの 推進を図るため、まちづくり協 議会の活動に対し委託を行う。 | コミュニティ活動を活性化するために、各区域のまちづくり協 議会へ事業委託し、区域に合ったコミュニティ事業を行う。 事業内容は、各まちづくり協議会が企画から実施までを区 域の特性を活かし行うこととしている。 | まちづくり 協議会主 催自衛消 防訓練の 実施率 | % | 90 | 100 | 100 | 100 | 市民活動 |
| 自治会活動助 成事業 | 市民活動 支援課 | 179 | 自治会の地域住民相互の交 流・親睦や地域の課題解決な どの取り組みの充実を図る。 | 自治会活動助成金 自治会活動に対し、1世帯300円の助成金の交付をする。 | 全世帯の 自治会 加入世帯 の割合 | % | 71 | 72 | 80 | 80 | 市民活動 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------|------|--|--|----------|----|---|---|---|---|---|----------|
| 地域コミュニティ活性化の推進 | 市民活動支援課 | 1908 | 地域のコミュニティ活動を活性化するとともに、地域で支え合おうという取り組みをすすめる地域に合ったコミュニティを展開する。 | 地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、地域課題に取り組み、地域会議を設置し、地域で支え合おうという取り組みに、コミュニティ活動を活性化するため、コミュニティ活動に関する情報発信を充実する。また、地域会議に対応するために、庁内関係課と連携を図り、地域会議の検証を行う。なお、「職員研修の実施」事業については、当事業の一環であることからH31から「地域コミュニティ活性化の推進」事業に統合する。 ○地域会議 ・設置に至らない地区に対し、地域会議の必要性について説明を行い、設置を促していく。また、既に設置している地区の会議の進め方・あり方、行政の支援などの検証を行う。 ・我孫子市地域コミュニティ活性化地域会議事務局運営費補助金交付要綱により事務局を支援する。 ○地域コミュニティにかかる情報発信 ・コミュニティ活動の事例紹介、地域会議の状況などについて情報発信 ○庁内関係課との連携、検証 | 地域会議の設置数 | 地域 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 計画推進のために |
|----------------|---------|------|--|--|----------|----|---|---|---|---|---|----------|

●外国人に対する防災知識の普及・啓発

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務事業コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元年度末) | 令和2年度目標値 | 令和3年度目標値 | 最終目標値 (令和4年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----|---------|---------------------------|--|-----------------|----|-----------------|----------|----------|-------------------|------|
| 在住外国人支援事業 | 企画課 | 7 | 在住外国人が快適に日常生活を送れるよう支援を行う。 | 地域の国際化や外国人も暮らしやすいまちの実現に向けて活動している我孫子市国際交流協会(AIRA)に、外国人のために必要な次の支援業務を委託する。 ○日本語教室の開催業務 ○窓口や電話で市内に在住・在勤・在学の外国人からの相談を受ける外国人相談窓口業務 ○通訳の派遣を行う外国語通訳派遣業務 ○簡易文書の翻訳を行う翻訳業務 | 外国人のための日本語教室開催数 | 回 | 62 | 68 | 68 | 68 | 市民活動 |

● 自主防災活動の促進

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------|-----------|-----------------|--|---|-------------|--------|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 自主防災組織 育成事業 | 市民安全 課 | 330 | 自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり、 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。 | 自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成 依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成 に伴う手続さや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛け る。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助 成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には 50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上 が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を 実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を 交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対 し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地 域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを 育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボラン ティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。 | 自主防災 組織数 | 組 織 | 135 | 136 | 137 | 138 | 防災・防 犯・危機 管理 |

● 治安確保体制等の整備

| 事務事業名 (個別事業) | 課名称 | 事務 事業 コード | 事業目的 | 事業内容 | 指標 | 単位 | 現況値 (令和元 年度末) | 令和2年 度目標値 | 令和3年 度目標値 | 最終目標 値(令和4 年度末) | 施策分野 |
|-----------------------|-----------|-----------------|--|--|-------------------------------------|----|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------------|
| 我孫子市防犯 協議会推進事 業 | 市民安全 課 | 345 | 犯罪の抑止、市民・事業者の 防犯意識の向上、犯罪の起き にくい環境整備により犯罪を減 少させるため、防犯協議会事 業を効果的に推進する。 | 市民、学校関係、警察関係、事業者の組合などによる各 種防犯関係団体で構成する防犯協議会の事業費を負担 し、様々な防犯活動を連携して行う。 | 年5回の市 内一斉防 犯パロー ルの参加 人数 | 人 | 1,450 | 2,300 | 2,300 | 2,300 | 防災・防 犯・危機 管理 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-----|---|--|--------|-----|-----|-----|-----|------------|
| 自主防犯活動の支援 | 市民安全課 | 346 | <p>自治会代表者などで組織する防犯指導員連絡協議会への支援を行う。</p> <p>安全安心アドバイザーや生活安全ハットロール車、防犯活動用品の貸与などによる地域の自主的な防犯活動への支援を行う。防犯計画による市の取り組みを推進する。</p> | <p>防犯指導員連絡協議会を運営し、防犯協議会が主催する事業に積極的に参加、協力する。</p> <p>市内6支部を単位に地域で実施される防犯活動を積極的に支援する。(ハットロール、防犯講話、広報活動、ハットロール隊設立など)これらの様々な事業に、安全安心アドバイザーを活用する。</p> <p>生活安全ハットロール車を貸出し、活動のPR、犯罪抑止、地域の活動の支援を行う。</p> <p>暴力団の排除に関し、庁舎関係部所及び警察と連携し、環境整備を図る。</p> <p>寿防犯ステーションの管理運営。</p> <p>防犯カメラを適切に維持管理し、街頭における犯罪発生抑止を図る。</p> <p>地域の防犯力向上のため、防犯カメラを設置する地域団体に対して補助金を交付する。</p> | 犯罪発生件数 | 744 | 800 | 730 | 715 | 防犯・防犯・危機管理 |
|-----------|-------|-----|---|--|--------|-----|-----|-----|-----|------------|